国土交通省

番号	制度名					
国土交						
国交01	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長					
国交02	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長					
国交03	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長					
国交04	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長					
国交05	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用					
国交06	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長					
国交07	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長					
国交08	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長					
国交09	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長					
国交10	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長					
国交11	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長					
国交12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長					
国交13	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長					
国交14	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長					
国交15	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長					
国交16	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長					
国交17	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置(トン数標準税制)の拡充及び延長					
国交18	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長					
国交19	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長					

(行政機関名:国土交通省)

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税目	法人税、所得税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(半島地域における社会増減率に係る過去5か年平均との比を1.00未満とする)について、目標達成時期が示されていない。
- ② 所期の目標(半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること、半島地域における納税義務者1人当たりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ること)から新たな達成目標(半島地域における社会増減率に係る過去5か年平均との比を1.00未満とする)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。
- ③ 政策目的(若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る)に対する達成目標の寄与について、「農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進を図る」と説明されているが、達成目標である社会的増減率について何ら触れられておらず、政策目的に掲げている「地域経済の活性化」についての指標及び目標もなく、達成目標の達成によって政策目的が実現されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書を修正
- ② 人口減少・高齢化が進行している現状を踏まえ、平成27年の半島振興法改正で法目的に加えられた「定住の促進」に資する各種施策の効果を図る指標としては、社会増減を踏まえた指標が前回まで使用していた指標よりも妥当であると判断して変更した。
- ③ 本税制が活用され、設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、さらには半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。その結果、社会増減率が改善されると、定住の促進が図られ地域経済の活性化につながると考えられる。

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では税目毎に適用数及び適用額が記載されていないため把握ができない。

点給結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額(法人税)171,630千円(平成26年度)は、前回(平成26年度)評価時の将来推計2,466百万円の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
- ② 租特透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額 (法人税) 合計の割合 83.4% (平成 26 年度) は、8 割超であるにもかかわらず、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 前回 (平成 26 年度) 評価時は、関係道府県に聞き取った結果をもとに工業用機械等の取得金額を適用額として記載しており、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている適用額とでは集計方法が異なっている。今後は、割増償却限度額を記載することで統一を図る。
- ② 上位 10 社の適用額(法人税)合計の割合が8割超であるのは、規模が大きい事業者により設備投資額が大きくなる傾向があるためであり、平成25年度実績の99%からは、適用事業者数が増加することにより状況は改善されており、今後も様々な規模の事業者に幅広く活用されていけば適用額が特定の事業者に偏る状況からは改善されていくと考えられる。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 過去の適用数及び適用額が税目毎に集計されていないため、将来についても税目毎に 予測できない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額 (平成 25 年度及び 27 年度の法人税) について、算定根拠 (算定に用いた税率) が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では税目毎に適用額が記載されていないため、減収額についても把握することができない。
- ② 評価書に追加で記載する。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。

【国十交诵省の補足説明】

① 過去の適用数及び適用額が税目毎に集計されていないため、将来についても税目毎に 予測できない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(半島地域における社会増減率に係る過去5か年平均との比を1.00未満とする)に対する効果の寄与について、税制適用による新規雇用数の具体的な数値を挙げて説明しているが、半島居住人口(約 400 万人)に対する年間数十名の新規雇用によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数十名であるが、割増償却制度の活用を検討したが最終的に活用しなかった事業者の新規雇用者数(確認書の申請を行った事業者における新規雇用者数)も含めると平成27年度までの3年間で1,000名を超え、また新規雇用に至らないまでも雇用の維持に繋がる場合やその家族が地域に定住することを踏まえると相当数の地域への定住に貢献しており、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。

ただし、家族等を考慮すると明確な人数を把握できないため、評価書には税制を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(半島地域における社会増減率に係る過去5か年平均との比を1.00未満とする)に対する効果の寄与について、税制適用による新規雇用数の具体的な数値を挙げて説明しているが、半島居住人口(約400万人)に対する年間数十名の新規雇用によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国十交诵省の補足説明】

① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数十名であるが、割増償却制度の活用を検討したが最終的に活用しなかった事業者の新規雇用者数(確認書の申請を行った事業者における新規雇用者数)も含めると平成27年度までの3年間で1,000名を超え、また新規雇用に至らないまでも雇用の維持に繋がる場合やその家族が地域に定住することを踏まえると相当数の地域への定住に貢献しており、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。

ただし、家族等を考慮すると明確な人数を把握できないため、評価書には税制を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額 及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

項目⑤、⑦の補足説明欄にて回答済

【国交01】

【点検結果】

① 点検項目⑦過去の効果に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分である と思われる点が解消されたが、点検項目⑤過去の減収額に関して、分析・説明の内容が 不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

項目⑥、⑧の補足説明欄にて回答済

【点検結果】

① 点検項目®将来の効果に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目®将来の減収額に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目②、③、4、⑤、⑥、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

1	租税特別措置等の名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
	. 称	
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 2)
		【新設·拡充·延長】
3	租税特別措置等の内	《内容》
	容	半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村が策定
		する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土
		交通大臣)が認定し、産業振興促進計画の区域において法人又は個人
		に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス
		業等に係る割増償却制度(5年間、割増償却額:機械・装置は普通償
		却額の 32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の 48%) の適
		用期限を2年延長する。
		《関係条項》
		 半島振興法第 16 条
		租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27
		・租税特別措置法施行令第 6 条の 3 、第 28 条の 9 、第 39 条の 56
	+D VI +D E	
4	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
5	評価実施時期及び分	評価実施時期:平成 28 年 8 月
	· 析対象期間 	分析対象期間:平成 25 年 4 月~平成 30 年 3 月
6	租税特別措置等の創	四五501 左
	設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長
		平成2年度 適用期限の2年延長
		平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超)
		平成6年度 適用期間の1年延長
		(機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長
		平成7年度 適用期限の2年延長 (2,300万円超)
		平成10年度 特別償却率引下げ (機械等14/100→13/100)
		平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等 6/100)
		平成13年度 適用期限の2年延長 (機械等12/100→11/100)
		平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等11/100→10/100)
		旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に
		類する地区:建物等7/100)
		平成19年度 適用期限の2年延長
		(旅館業:建物等7/100→6/100 2,000万円超) 平成21年度 適用期間の2年延長
		平成23年度 適用期限の2年延長
		旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加
		平成25年度 割増償却へ改組
		旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上)
		平成27年度 適用期限の2年延長
		I ME. LA MININUE TEX

7	適用又は延長期間		2年間
8	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。
			《政策目的の根拠》 〇半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号) 第1条(目的) この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及 び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び 増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である 半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同 じ。)が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源 の利用の面における制分から産業基盤及び生活環境の整備等について他 の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促 進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を 請ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発 展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 第16条(税制上の措置) 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところ により、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 〇経済財政運営と改革の基本方針 2016 第2章2(4) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携 53 にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により 定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・ 活性化を図る。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標: 7: 都市再生・地域再生の推進 施策目標:25: 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。半島振興法の期限(平成36年度末)内での目標達成を目指す。 平成22年度:0.74 平成25年度:1.05 平成23年度:0.91 平成26年度:1.10 平成24年度:1.12 平成27年度:1.19 ※上記値:当該年度社会増減率/社会増減率平均値(過去5カ年平均) ※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差

			し引いたもの							
			※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べるこ							
									-	くるこ
			とにより、災害	『や景気重	前向等のタ	ト部要因の	影響を減	少させる。		
			《政策目的に	対する租材	说特別措	置等の達用	成目標実 5	見による寄	手与》	
			本特例措置							
			資が促される							-
			地域外から訪							
			サービス業等化され、雇用							-
			島地域におけ							
			活性化により					10 mi 02 J-1- 112	11.50.2011	,,,-,
9	有効性	① 適用数等	〇適用件数及	なび適用額	Į.					
	等							T	+、百万円)
			年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	
			区分	25	26	27	28	29	30	
			適用件数	13	37	64	89	114	126	-
			適用額	61	172	309	430	551	611	J
			※平成 26 年	亩20 	中の海田	JA+ 米h Th すじ	海田畑は	温午亩(2	E 任 庄 。. \	1 – Hr
			得した資産							
			用額を記載		отпо	// WE / 11 O E	10072	· - /2 • / /2	2/13/11 30.20	0 12
			※平成 25、2		適用件数 2	及び適用額	頂は「租税	特別措置	の適用実賃	態調
			査の結果に	関する報	告書」の数	效値。平成	27 年度1	は関係道原	付県に聞き	取一
			た結果。平	成 28~30	年度は平	成 27 年	度に関係は	道府県に問	聞き取った	結果
			等をもとに算	算出した見	込値。					
			※平成 28 年	度~30年	度の新規	適用件数				
			((H25 年度	新規適用	件数/H25	5年度産業	έ振興促進	生計画作 原	戊市町村数	女) +
									+ (H27 新	
			適用件数/	′H27 年度	作成市町	「村数))/	′3年 ×	H28 年度	作成見込	市町
			村数	04 04	Z100 I	20 /124	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	105		
			= (13/1	04 + 24	/ 120 +	20/ 124) / 3 ×	133		
			≒ 25							
			※平成 28 年	度~30年	度の新規	適用額				
			1件あたり)適用額:	H27年度	[適用額(累計)/	′適用件数	((累計)	
				=	=309(百	万円) /	64			
				=	=4.83 (]	5万円)				
			H28 年度適	i 用見込額	[: 1件あ	たり適用	額 × H2	28 年度適	用見込件	数
				=	=4.83 (E	写万円) ×	25			
				=	= 120. 75	(百万円)				
			前回要望時	の所期の	想定では	適用数は	平成 26 年	■度 26 件	、平成 27:	年度
			41 件程度とう							
			の適用があり	、また、適	i用額は億	単位で推	移しており	り、適用数	、適用額と	きに
			*							

		想定外に僅少 加工業、建築 れており、特別	用金属製	品製造業	、ゴム製品	- 製造業等	、多様な	
2	減収額	〇減収額					(単作	立:百万円〕
		年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		区分	25	26	27	28	29	30
		減収額	16	44	74	101	129	142
		※平成 26 年」 2 年目~5 4 ※平成 25、26 査の結果。下」 等をもとに写 計算式:適用 なお法人税率	平目の適月 年度の適 関する報 式 28~30 算出した見 額×法人	用も含めた 原用件数及 告書」の数 年度は平 込値。 党率	二当該年度 及び適用額 対値。平成 成 27 年月	の減収額 値は「租税や 27 年度は 度に関係道	。 詩別措置の 関係道府 府県に聞)適用実態 県に聞きり き取った糸
3	効果·税	平成 28・29 年						- 12 13 25.
Ĭ	収減是認 効果	〇租税特別措	i置等によ	る直接的	な効果			(単位:人)
		年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		区分	25	26	27	28	29	30
		税制適用にる新規雇用額		97	90	89	89	89
		※平成 25~2 関係道府県 ※平成 28~3 ((H25 年度 用数) /H2 度新規適用 = (44/1% ≒ 89	に聞き取 0 年度の和 新規雇用 6 年度新 件数)) /	った結果 説制適用I 数/H25 規適用件 / 3 年 ×	をもとに算 による新規 年度新規 数(推計 新規適所	出した見込 雇用数 適用件数)))+(H2 引見込み件	∆値。 + (H2€ 7 新規雇	年度新規
		本特例指置業本特別に対している。本サインの発生を表している。というでは、過からないでは、過からないでは、過からないでは、過からないでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	等にかかりの しんかん いん	る設備技 の半島地域 の本等の本特の でが大い	と資がしている はとつ措になる ではまれる ではまれる ではまれる では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	れること との交流 ていると 用した設 するとと	にが考備もにより進ら資にりなる。	半島地域 <i>0</i> れ、雇用 <i>0</i> るりでの ま と の 数 を 業

	2	2	o	
-	٠,	n	റ	-

	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年度)
	本特例措置による減収額 74 百万円(27 年度)に対し、特例措置対象業者においては約9,709 百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されていることから人口流出の抑制につながっており、税収減が是認される効果があると考える。
10 相当性 ① 租税特	
措置等 よるべ 妥当性	き 本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地 ストレス関係も氏が認定する地区における制造業、農井水産物等形式
	また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限で的確な措置と考えられる。
	さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果 も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。
	本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和 61 年に創設され、これまで累次の延長が行われており、平成 25 年には割増償却に改組された。この間、適用件数は安定的に推移している。
	半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、 今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。 これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した 小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、 半島地域の内発的発展を目指す必要がある。
② 他の支	" T - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
措置が	十二 十
との役	割 (2) 都市・地域つくり推進調査費 13百万円
分担	(平成 28 年度当初、国費)
	① 半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振
	興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性
	を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に
	推進するソフト施策に対する支援を行う。
	②半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。
	これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展
	開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異な
	ることから、両者の間に代替性はない。
	なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により半島地

③ 地方公共 団体が協 カする相	域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により 速やかな事業化を促進することができるなど、相乗効果が生まれること が期待され、半島振興法の法目的である同地域の自律的発展、地域住民 の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の 均衡ある発展に資することに寄与するものと考えられる。 地方税に関係しない。
 当性	- 平成 26 年 8 月(平成 27 年度税制改正要望時)【H26 国交 06】

【国交01】

(行政機関名:国土交通省)

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長			
税目	法人税、所得税			
区 分	□新設	□拡充	■延長	

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の目標(離島振興対策実施地域の人口:平成28年度目標値:381千人、離島振興 対策実施地域を訪れる観光客数:同年度目標値:9,777千人)から新たな達成目標(離島 振興対策実施地域の人口:平成32年度目標値345千人以上)へ変更する適切な理由が明 らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

評価書の内容に追記した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では税目ごとの適用数及び適用額が記載されていないため把握ができない。なお、都道県に対し税の適用状況について確認した限り、所得税の適用額・適用件数については0となっている。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数(法人税)2件(平成26年度)及び適用額(法人税)6,138千円(平成26年度)は、前回(平成26年度)評価時の将来推計13件及び76,732千円の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 平成26年度の実績は指摘のとおりであるが、関係都道県への聞き取りの結果、平成28年度以降の見通しとしてそれぞれ2件以上の適用を予定しており、想定外に僅少とはならない見込みである。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。

【国土交诵省の補足説明】

① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では税目ごとの適用数及び適

用額が記載されておらず、将来の適用数及び適用額はそれを基に算出しているため、税 目の把握ができない。なお、都道県に対し税の適用状況について確認した限り、所得税 の適用額・適用件数については0となっている。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額(平成 25 年度及び 27 年度の法人税)について、算定根拠(算定に用いた税率)が明らかにされていない。

【国十交诵省の補足説明】

評価書の内容に追記した。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補足説明】

【点檢結果】

なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(離島振興対策実施地域の人口:平成32年度目標値345千人以上)に対する 効果の寄与について、住民基本台帳の登録人数の変化を挙げて説明しているが、離島振 興対策実施地域居住人口(約40万人)に対する税制適用による雇用数(平成25年は0人) 人、26年は1人及び27年は0人)によって達成目標が達成されることが明らかにされて いない。

【国土交通省の補足説明】

① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数名から 十数名程度であるが、離島振興対策実施地域の地理的条件から、一家での転入等により その新規雇用者の家族等も人口に寄与することが考えられる点、設備等の取得によって 事業が拡大し将来的にさらに雇用が見込める点を踏まえると、相当数の地域への定住に 貢献しており、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。

ただしそれらを考慮すると明確な人数の把握ができないため、評価書においては税制 を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。

【占烩紶里

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果(平成30年度の人口)が予測されていない。
- ② 達成目標(離島振興対策実施地域の人口:平成32年度目標値345千人以上)に対する 効果の寄与について、住民基本台帳の登録人数の変化を挙げて説明しているが、離島振 興対策実施地域居住人口(約40万人)に対する税制適用による雇用数(平成28年は12

【国交02】

人、29 年は13 人、30 年は20 人及び31 年は26 人)によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書の内容に追記した。
- ② 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数名から 十数名程度であるが、離島振興対策実施地域の地理的条件から、一家での転入等により その新規雇用者の家族等も人口に寄与することが考えられる点、設備等の取得によって 事業が拡大し将来的にさらに雇用が見込める点を踏まえると、相当数の地域への定住に 貢献しており、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。

ただしそれらを考慮すると明確な人数の把握ができないため、評価書においては税制 を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。

【点検結果】

- ① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「推計値である」との説明では、将来の効果(平成30年度の人口)について、算定根拠(算定に用いた数値及びその根拠)が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額 及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 項目⑤、⑦の補足説明欄にて回答済

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目®将来の効果に 分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 項目⑧の補足説明欄にて回答済

【点檢結果】

分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	離島振興対策	実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
2	対象税目	(法人税:義、	所得税:外)(国税 29)		
		【新設・拡充・	延長】		
3	租税特別措置等の内容	《内容》			
		離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定す			
		る産業の振興	に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区におけ		
		る、製造業、旅	R館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償		
		却制度(5年間	引、償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32%、建物・附属		
		設備、構築物	普通償却限度額の 48%)の適用期限を2年延長する。		
		《関係条項》			
		•離島振興法	昭和 28 年法律第 72 号)第 19 条		
		•租税特別措施	置法(昭和32年法律第26号)第12条、第45条、第68条の27		
		•租税特別措施	置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 6 条の 3、第 28 条の 9、		
		第 39 条の 56			
4	担当部局	国土政策局離	島振興課		
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期]:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度~30 年度		
6	租税特別措置等の創設	平成 5 年度	製造業及び旅館業について要望(製造業のみ〇)		
	年度及び改正経緯	平成7年度	適用期限の2年延長		
		平成9年度	適用期限の2年延長		
			拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)		
		平成 11 年度	適用期限の2年延長		
		平成 13 年度	適用期限の2年延長		
			拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)		
		平成 15 年度	適用期限の2年延長		
			拡充(農林水産物等販売業を追加)		
			除外(ソフトウェア業を除外)		
		平成 17 年度	適用期限の2年延長		
		平成 19 年度	適用期限の2年延長		
			拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ)		
		平成 21 年度	適用期限の2年延長		
		平成 23 年度	適用期限の2年延長		
			拡充(情報サービス業を追加)		
			除外(農林水産物等販売業を除外)		
		平成 25 年度	割増償却への改組		
			拡充(農林水産物等販売業を追加)		
			拡充(取得価額用件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下 げ(資本規模により異なる))		

		拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区 に拡充)
		平成 27 年度 適用期限の2年延長
7	適用又は延長期間	2 年間
8	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の領域、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の 継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安 定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っ ている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等に関する地域格差の 是正を図り、離島等の地理的及び自然的特性を活かした創意工夫のある自立 的発展を図るとともに、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もっ て人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の 拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。
		〇離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に 必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
		○経済財政運営と改革の基本方針 2016 第2章2(4) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地 域との調和ある発展や交流・連携 53 にも留意しつつ、集落生活圏における 「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を 含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、 地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付	政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 政策目標:39 離島等の振興を図る に包含
	③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	 《租税特別措置等により達成しようとする目標》離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 ○離島振興対策実施地域の人口平成 27 年度: 389 千人(速報値) → 平成 32 年度目標値 345 千人以上 ○目標値設定の根拠離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成 25 年度末~27 年度末)をもとに離島の平成 32 年度末離島人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、平成 32 年度末離島人口推計値に全国人口増減比率(平成 27 年度末~32 年度末)を掛け、平成 32 年度末離島人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。なお、所期の目標からの変更経緯については、離島振興法に基づき、「人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る」ための施策を実施し、その効果を人口減少傾向の改善により示す政策目標内の業績指標と統一するためである。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		《戦東目的に対する相枕特別指直等の達成目標美現による奇子》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているととも に、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものであ

				る。本特例措置の	の積極的な	活用を	促すこ	とで排	域外カ	いらの事	業者の誘	致及び
				地域内の小規模								
				見込まれ、経済の								
				まれている。								
9	有効性	1	適用数等	〇適用件数及び	適用額							
	等									(単	位:件、	百万円)
				区分乀年度	平成 25	26	27		28	29	30	
				適用件数	0	2	2		4	8	14	
				適用額	0	6	6		46	92	161	
				(注)1 平成25~	26年度は	『租税	特別措	置の通	1月実態	悲調査の	結果に関	引する報
				告書(平月	戊 28 年 2	月国会	提出)』	を参照	景、27 年	F度は適	用実績に	こついて
				関係都道	県から聞	き取った	:結果。					
				2 平成 28~	-30 年度に	は関係者	邻道県。	より聞る	き取った	と結果を	基に算出	した見
				込値。								
				計算式(実績)								
				計算式(見込)								の累計
				例:平成 30					亥年度		()	
				69+92(前年度まで	じの来る	+)=16	51				
				平成 26、27 年	度の実績	はそれ	ぞれ 2	件、0	件であ	ったが、	関係都道	惧への
				聞き取りの結果、	平成 28 4	年度以降	降は上	記の通	りの適	i用を予え	定しており	J、想定
				外に僅少とはなる	ない見込	みであ	る。					
				なお、前回要望	望時の見る	집件数•	額につ	いて、	平成 20	6、27年	度の件数	及び額
				は 13 件、17 百7	5円、15件	-、30 百	万円と	なって	おり、こ	これは、エ	也方公共	団体か
				らの聞き取りによ								
				したものである。								曲として
				は、国・地方公共								
				しかし、実際に								
				の聞き取りから取								
				ら、本措置に定め 施していくことが!			寺につ	, (t	必安取	小限で	りり、51さ	続さ美
		0	減収額	心臓収額	ひ安じめる	٥٥						
		2	/ 八八人	心 減収額							(単位・	百万円)
				区分\年度	平成 25	26	27		28	29	30	D / J J /
				法人税	0	2	2		11	22	38	
				所得税	0	0	0		0	0	0	
				(注)前項『適用								ļ
				(12) 111 (12)	20 13 11 - 11	D +W C 11		A	жеш.	-у-шо,	_0	
				計算式:適用額:	×法人税率	<u>k</u>						
				なお法人	税率はそ	れぞれ	、平成	25•26	年度に	t 25.5%、	平成 27	年度は
				23.9%、平	成 28•29:	年度は	23.4%、	平成:	30 年度	は 23.29	6とした。	
		3	効果·税収	《効果》								
			減是認効	〇達成目標の実	現状況							
			果							1	(単位	[:千人]
				区分\年度	平成 25	26	27	28	29	30	31	32
					405	397	389	373	366		-	345
				(注)1 平成 25:		27 年度	までに	ついて	は、住	民基本台	帳の登	録人数
				(速報値					(±50.5	, 	@\ # .#	D 4= 7
				2 平成 28 :	中度から3	30 年度	までに	ついて	ば18.必)安性等	③達成	日標及

					現による寄		にある記	†算式	をそれぞれ	1の年月	まに当て
				はめた推	計値である	0 0					
				○所期の目標の	支出						
				平成 28 年度末		口去亚口	t oc Æ F	キかこ	07年由士		述小変か
				平成 28 年度末 ら算出すると、約							
				ら昇田すると、利 される見込みであ	–	ふり、 所:	明の日信	₹(28 T	- 及 3/3 =	「人以」	- 川よ连队
				される光込みであ) බං						
				〇租税特別措置:	笙!! トス市:	といか かかかり かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	里			(単位:人)
					平成 25	タロックス) 26	27	28	29	30	31
				税制適用によ	0	1	0	12	13	20	26
				る雇用数	0	'	0	12	13	20	20
				(注)1 平成 29~	-31 年度け	関係都定		月去取~	った結里を	・其に質	出上七目
				込値	01 7/2/6	지 아 마 산	1 N O 11	1) C 4x .	77~ NU A	4 C F	.шолсус
				計算式:平成	25~28 年	の税制値	角用による	る雇用	数1件あ	たり平均	×件数
				例:平成 30 年							, ,,,,,
							-				
				上記の通り租	税特別措置	置の適用	に伴う直	接的な	雇用の創	削出があ	り、平成
				28 年度以降につ	ついても、関	係都道則	見への聞	き取り	の結果適	用の予	定が確認
				できているため、	今後の達成	成目標に	ついても	達成さ	れる見込	みであ	る。
				《税収減を是認す	るような効	果の有無	ŧ》				
				離島振興対策	実施地域に	は、四方	を海等し	こ囲ま	れ、人口	の減少	が長期に
				わたり継続し、	かつ高齢=	どが急速	に進展す	する等	、他の地	域に比	して厳し
				い自然的社会的	条件の下に	- ある。	また、船	沿や飛	行機など	交通手	段が限ら
				れているため、	人の往来及	なび生活	に必要な	な物資	等の輸送	に要す	る費用が
				他の地域に比較	して多額で	ある。					
				こうした状況には	さいて、当制	度が対	象地域内	りの離り	島における	る中小ゴ	≧業の設
				備投資の際に活	用されること	で、新た	な雇用	が創出	され、産業	業の振り	単に貢献
				し、人口減少の抑							
				減を是認する効果	具があり、今	後とも同]様の税	収減是	認効果が	ぶると !	見込まれ
				る。							
10	相当性	1	租税特別	隔絶性、遠隔性	、狭小性等	の条件	不利性を	抱える	中、各種	産業活	動を活性
			措置等によるべき	化させるため、設	備投資を行	う事業者	を対象	に投資	を誘発さ	せるため	のインセ
				ンティブを与えるこ	ことが必要で	であること	から、こ	れを実	現する施	策として	て、当該
			妥当性等	措置が妥当である	5.						
				また、当該措置		3.1.25E べき	h 田 <i>大</i> + -	t-1-1-1	トのでもし	1 旦级;	\/a +> &d ∓\
				額に変化は生じた	いため、補	助金等(の予算指	置と比	べて国国	三への負	担が少
				なく、効率的と考え	えられる。						
		2	他の支援	離島振興課の他	也の支援措	置として	ま、公共	事業の	一括計上	や非公	共事業
			措置や義	等を行っているが	、これらは	行政に対	する支持	爰であり	し、直接民	間需要	を喚起、
			務付け等	雇用を創出するオ							
			との役割								
			分担	措置の対象を業権				島振り	せに特に国	皇安な業	:悝を对家
				としており、必要量	長小限の特	例措置で	である。				
		3	地方公共	地方税に関係した	よい						
			団体が協								
			力する相								
			当性								

11	有識者の見解	なし
	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 26 年8月(平成27年度税制改正要望時) 【H26 国交 07】

(行政機関名:国土交通省)

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税目	法人税、所得税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の目標(平成30年度末における奄美群島の総人口112千人以上、同年度末における宿泊観光客数737千人)から新たな達成目標(平成30年度末における奄美群島の総人口112千人以上)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。

【国十交诵省の補足説明】

① 前回の評価時に、割増償却制度が他の支援措置とあわせて交流人口の拡大に寄与するという点から、宿泊観光客数を目標の達成状況を評価するための指標の一つとして加えたところである。奄美群島においては、交流人口の増加に伴い、宿泊施設が足りないとの声が聞かれるようになった。一方で、国立公園の指定を見据え、観光振興と自然保護の在り方について、住民を交えて地元自治体による検討が始められたところである。このような状況を踏まえ、宿泊観光客数によって割増償却制度の効果を適切に評価することは困難と判断し、指標から削除することとした。

一方の奄美群島の総人口については、奄美群島振興開発特別措置法に定住の促進が目的として規定されていることから、引き続き達成目標として設定している。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の適用数及び適用額(平成25年度の法人税及び所得税)が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 過去の適用事例は全て法人税に関するものであり、平成25年度~27年度において所得税に関する適用数及び適用額は0である。なお、平成25・26年度の法人税の適用数及び適用額は、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を参照した。

平成27年度の適用件数及び適用額については、地元自治体への聞き取りにより調査した

② 平成25年度の法人税及び所得税の適用事例はない。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数(法人税)1件(平成26年度)及び適用額(法人税)6,240千円(平成26年度)は、前回(平成26年度)評価時の将来推計12件及び1,539百万円の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

想定外の大干ばつに見舞われ、当初計画されていた設備投資が見送られたことにより、 想定より少ない実績値となった。しかしながら、平成28~30年度には、各年度8件ずつの 割増償却制度の適用を見込んだ新規設備投資を予定しており、想定外には僅少とはならな いものと考える。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。

【国十交诵省の補足説明】

市町村への聞き取りを実施したところ、法人税の適用見込み案件については、見込みを 把握することが出来た。しかしながら、所得税の適用見込みについては、個人事業者より 市町村宛に割増償却制度について問い合わせがあるとの報告を受けているが、設備投資の 実施時期、規模等については、現時点において正確に把握することは困難であるため、将 来の適用数及び適用額には算入していない。

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額(平成25年度の法人税及び所得税)が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 『② 過去の適用数等』欄にも記載しているとおり、過去の減収額は全て法人税に係るものであり、平成25年度~27年度において所得税に関する減収額は存在しない。
- ② 平成25年度の法人税及び所得税に関する減収額はない。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

『④ 将来の適用数等』欄にも記載しているとおり、法人税の減収見込については把握することができたが、所得税については現時点で正確に把握することは困難であるため、減収見込に算入していない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果が年度ごとに把握されていない。
- ② 過去の効果 (平成26年度及び27年度) について、「割増償却制度が群島内の中小企業による設備投資の際に活用されたことで、平成26・27年度において14名の新たな雇用が創出され政策目的としている人口減少傾向の改善につながっている」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ③ 達成目標(平成30年度末における奄美群島の総人口112千人以上)に対する効果の寄 与について、奄美群島人口11万人に対する14名の新規雇用の創出によって達成目標が

達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である。

(参考)

平成 27 年度 奄美群島における有効求人倍率 平成 24 年度 奄美群島の一人あたりの所得

0.60 倍(全国:1.11倍) 2,059 千円(全国:2,972 千円)

平成26年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は1件であり、それに伴う雇用者数はいない。しかしながら、割増償却を適用したことで、資金回収を早めることが出来、代わりに販促活動を拡大することで、商品の生産規模の拡大につながった。結果として雇用状況の改善につながり、奄美群島における人口減少の抑制に寄与した。また、平成27年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は2件であり、それに伴う雇用者数は14名である。設備投資が直接的に新規雇用の創出につながり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。

- 市町村への聞き取りによる。
- ③ 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間十数名程度であるが、設備等の取得によって事業が拡大し、将来的にさらなる雇用が見込め、その新規雇用者の家族の人数も人口減少の抑制に寄与する点を踏まえると、就業機会の確保及び雇用状況の改善に効果があり、結果として相当数の地域への定住に貢献することにつながるため、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。

ただしそれらを考慮すると明確な人数の把握ができないため、評価書においては割増 償却制度を適用した事業者における新規雇用者数を記載している。

【点檢結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間数十名程度であるが、設備等の取得によって事業が拡大し、将来的にさらなる雇用が見込め、その新規雇用者の家族の人数も人口減少の抑制に寄与する点を踏まえると、就業機会の確保及び雇用状況の改善に効果があり、結果として相当数の地域への定住に貢献することにつながるため、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。

ただしそれらを考慮すると明確な人数の把握ができないため、評価書においては割増 償却制度を適用した事業者における新規雇用者数を記載している。

【点検結果】

① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標(平成30年度末における奄美群島の総人口112千人以上)に対する効果の寄与について、奄美群島人口11万人に対する48名の新規雇用の創出によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

【国交03】

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額 及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 『⑤ 過去の減収額』については、記載のあるとおり、全て法人税に係る減収額である。『⑦ 過去の効果』については、記載されているとおり人口減少の抑制に効果があり、税収減を是認する効果が上がっていると判断できる。

【点檢結果

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 『⑥ 将来の減収額』については、記載されているとおりである。『⑧ 将来の効果』 についても、雇用の創出が見込まれており、税収減を是認する効果が上がっていると判 断出来る。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目③、④、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

-376-

	111	(1) 付別伯旦寺にはる以来の争削計画音
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 30)
		【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第1項及び第8
		項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定し
		た地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業
		等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却限度額
		の 32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の 48%)の適用期限を2
		年延長する。
		《関係条項》
		・租税特別措置法第 12条、第 45条、第 68条の 27
		・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
		·奄美群島振興開発特別措置法第 11 条、第 14 条
4	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 28 年8月 分析対象期間:平成 25 年度~平成 30 年度
6	租税特別措置等の創設	平成 10 年度 創設 (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超)
	年度及び改正経緯	平成 11 年度 適用期限の 2 年延長 (機械等 12/100 建物等 7/100)
		平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)
		平成 13 年度 適用期限の 3 年延長
		(機械等 11/100 建物等 7/100 2,500万円超)
		平成 16 年度 適用期限の 2 年延長
		" 拡充 (離島振興対策実施地域に類する地区における
		農林水産物を小売する事業を追加)
		"除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外)
		平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の
		引下げ (機械等 10/100) 建物等 6/100)
		平成 18 年度 適用期限の 1 年延長
		平成 19 年度 適用期限の 2 年延長
		"取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超)
		平成 21 年度 適用期限の 2 年延長
		離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業
		等を追加(機械等 10/100 建物等 6/100)
		平成 23 年度 適用期限の 2 年延長
		"除外(過疎に類する地区における旅館業を除外)

		平成 25 年度 適用期限の 1 年延長
		割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下
		げ(2,000万円超→500万円以上)
		平成 26 年度 適用期限の 1 年延長
		" 産業振興促進計画認定制度の創設(奄美法)
		平成 27 年度 適用期限の 2 年延長
7	適用又は延長期間	2年間
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整
	根拠	備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により
		着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、
		本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱
		えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がいまだ残されてい
		る。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含
		め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。
		《政策目的の根拠》
		〇奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。
		第1宋 この法律は、電表群島(旅児島県電美市及び人島郡の区域をいう。 以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念
		を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄
		美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を
		策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることによ
		り、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群
		島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の安定
		及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。
		〇経済財政運営と改革の基本方針 2016 第2章2(4)
		過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣
		地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における
		「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を 含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、
		地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。
		TO SO SO MAN AND SOCIAL OF SOCIAL OF THE SOCIAL OF
	② 政策体系	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情
	における	報の整備
	政策目的	施策目標 39 離島等の振興を図る
	の位置付	に包含
	け ③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	及びその	住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児
	実現によ	島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成30年度末の奄美群
	る寄与	島の総人口を目標値とする。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》目標値 奄美群島の総人口 平成30年度末 112千人以上(平成25年度末現在115千人) 前回の評価時に、割増償却制度が他の支援措置とあわせて交流人口の拡大に寄与するという点から、宿泊観光客数を目標の達成状況を評価するための指標の一つとして加えたところである。奄美群島においては、交流人口の増加に伴い、宿泊施設が足りないとの声が聞かれるようになった。一方で、国立公園の指定を見据え、観光振興と自然保護の在り方について、住民を交えて地元自治体による検討が始められたところである。このような状況を踏まえ、宿泊観光客数によって割増償却制度の効果を適切に評価することは困難と判断し、指標から削除することとした。一方の奄美群島の総人口については、奄美群島振興開発特別措置法に定住の促進が目的として規定されていることから、引き続き達成目標として設定している。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用 創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改 善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が 見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。
有効性	1	適用数等	平成 25 年度 適用件数: 0件、適用額: 0百万円 平成 26 年度 適用件数: 1件、適用額: 6百万円 平成 27 年度 適用件数: 3件、適用額: 7百万円 平成 28 年度 適用見込件数: 11件、適用額: 76 百万円 平成 29 年度 適用見込件数: 19件、適用額: 144 百万円 平成 30 年度 適用見込件数: 27件、適用額: 212 百万円 適用実績は全て法人税に係るものである。 将来の適用見込は市町村への聞き取りにより確認した。また、将来の適 用見込件数及び適用額は全て法人税に係るものである。所得税については現時点において正確に適用額の見込等を把握することが困難であるため、算入していない。 平成 25・26 年度の適用件数及び適用額については、『租税特別措置の 適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28年2月国会提出)』を参照した。 平成 27年度の適用件数及び適用額については、地元自治体への聞き取りにより調査した。 前回要望時の所期の想定において、適用件数は平成 26年度に 12件、 平成 27年度に 19件程度を見込んでいたところだが、実績はそれぞれ1件、3件にとどまっている。これは、平成 26年 11月から平成 27年2月にか
			けての大干ばつにより、農作物の生産量が著しく減少し、設備投資を控える動向がみられたため、当初の見込みより少ない実績値となった。 平成28年度においては、新規設備投資を8件と見込んでおり、平成26 27年度から合わせて11件の適用を見込んでいる。平成29、30年度の新規設備投資件数については、平成28年度と同数を想定しており、僅少とはならない見込みである。
			1

	適用額=取得価額・耐用年数×0.48(建物の投資を想定)
② 減収額	平成 25 年度:0百万円 平成 26 年度:2百万円 平成 27 年度:2百万円 平成 27 年度:3百万円 平成 28 年度:18 百万円 平成 30 年度:49 百万円 平成 30 年度:49 百万円 滅収額の実績は全て法人税に係るものである。 将来の滅収額は市町村への聞き取りにより確認した。また、将来の減収 額は全て法人税に係るものであり、所得税については現時点において正確 に減収の見込額等を把握することが困難であるため、算入していない。 前項『適用数等』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出し た。 減収額=適用額×法人税率 なお法人税率は平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・28 年度は 23.4%、平成 30 年度は 23.2%とした。
③ 効果·税収 減是認効 果	《効果》
	(参考) 平成 27 年度 奄美群島における有効求人倍率 0.60 倍(全国:1.11 倍) 平成 24 年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,059 千円(全国:2,972 千円)
	平成 26 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は 1 件であり、それに伴う雇用者数はいない。しかしながら、割増償却を適用したことで、資金回収を早めることが出来、代わりに販促活動を拡大することで、商品の生産規模の拡大につながった。結果として雇用状況の改善につながり、奄美群島における人口減少の抑制に寄与した。また、平成 27 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は2 件であり、それに伴う雇用者数は 14 名である。設備投資が直接的に新規雇用の創出につながり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。平成 28~30 年度についても各年度 48 人の新規雇用の創出を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。
}	《税収減を是認するような効果の有無》 奄美群島は人口 11 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自

なお、適用額については、以下の式にて算出した。

			用されたことで、平成 26・27 年度において 14 名の新たな雇用が創出され政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると税収減を是認するような効果があがっていると判断でき、また今後とも同様の税収減是認効果が見込まれる。
10	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比し て国庫への負担が少なく、効率的である。
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
11	有識者の	見解	-
12		事前評価又は事)実施時期	平成 26 年8月(平成 27 年度税制改正要望時)【H26 国交 08】

(行政機関名:国土交通省)

制度名	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延 長
税目	法人税
区分	□新設 □拡充 ■延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の目標(平成29年における法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積13.1万ha→現状維持、同年における土地取引件数141万件、平成29年度末までに機関車の新製割合おおむね73%及びコンテナ貨車の新製割合おおむね96%)から新たな達成目標(平成15年における法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積13.1万ha→現状維持、31年における土地取引件数146万件及び31年度末における機関車の新製割合79%)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。
- ② 達成目標(平成15年における法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積13.1万ha→現状維持)について、他の租税特別措置等である平成29年度要望の「土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長」においては、租税特別措置等により達成しようとする目標の一つとして、平成31年度における低未利用地の面積12.1万haとされており、本特例措置の評価書の記載との違いがあるため、その違いの理由について説明する必要がある。

【国土交通省の補足説明】

① 低未利用地の面積については、人口減少等により今後ますますの増加が懸念されるところ、増やすことなく、少なくとも維持していく必要があるという趣旨から、平成15年の水準を維持するという目標を設定しており、前回評価時からその目標を変更したわけではない。平成25年の実績値が15.5万haとなっており、現時点では平成15年の水準を維持するという目標を達成できていないため、引き続き従前の目標を設定しているところ。

土地取引件数については、いわゆるリーマンショック前の水準まで戻すことを目標に、平成 32 年に 150 万件(平成 18 年 : 155 万件、平成 19 年 144 万件の平均値)を達成することを長期的な目標としており、前回評価時の目標(平成 29 年における土地取引件数 141 万件)は、当時の最新の土地取引件数の実績値(平成 25 年 128 万件)から鑑みて、平成 32 年に 150 万件を達成するように一定の割合で増加するという仮定のもと、延長期間に合わせて平成 29 年時点に達成しておくべき値を目標値として記載したもの。

一方、今回の目標は同じく現時点の最新の土地取引件数の実績値(平成27年129万件)から鑑みて、同様の算出方法に基づき算出した結果、延長期間に合わせて平成31年時点に達成しておくべき値を目標値として記載したもの。

どちらの目標も、平成32年に150万件を達成するという点では同一であり、前回評価時から目標の内容を変更したわけではない。

(鉄道関係)鉄道関係については、本特例措置はモーダルシフトの促進のため、貨物鉄道の老朽車両の更新を促進するために措置されてきており、税制特例の延長のたび、延長要望期間終了時点の車両の新製割合を目標としてきたところ。平成29年度税制改正においては平成32年3月31日までの3年間の延長を要望しており、それにあわせ、延長要望期間の終了時点を延長要望期間の終了年度に変更したところ。

② 低未利用地の面積は、人口減少等により今後ますますの増加が懸念されるところ、平成 25 年の実績値は 15.5 万 ha となっており、平成 20 年の 12.1 万 ha と比べ 5 年間で大幅に増加しているところ。

前回評価時には、平成25年の実績値がまだ把握されていなかったため、「今後は平成20年時点の12.1万haを維持していくことが求められる」と記載していたものの、現状では平成15年時点の水準(13.1万ha)を維持するという目標が達成できていないため、

当面は少なくとも平成15年水準の維持という目標を達成することが必要となる。よって、前回評価時の目標(平成15年水準の維持)を引き続き目標として掲げることとしたい。また、「土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長」については、前回評価時に平成20年水準の維持という目標を掲げていたため、今回も同様の目標を記載していたところ、同様の理由から、平成15年水準の維持という目標に変更することとし、評価書を修正のうえ提出することとしたい。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数及び適用額(鉄道関係)について、「平成27年度 1事業者 機関車1両197百万円」等と説明されているが、算定根拠(算定に用いた計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額(法人税)4,489 億円(平成26年度)が前回(平成26年度)評価時の将来推計2,790億円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。

【国土交诵省の補足説明】

- ① 特例適用対象の土地売却益の実績が平成25年度12百万円、平成26年度127百万円、 平成27年度197百万円であり、それぞれ機関車(取得価格およそ300百万円)1両購入 に充てられている。いずれも適用対象はIR貨物1事業者。
- ② 本特例は、法人が10年超保有する土地等、建物又は構築物を譲渡し、新たに事業用の土地等、建物、構築物、機械装置(※平成27年度改正により現在は適用対象から除外)を取得した場合に課税の繰り延べを認めるものであるが、その適用額はマクロ経済動向に大きく左右されるところ。

前回評価時に推計した将来の適用見込み額2,790億円は、平成24年度実績値がそのまま維持されるという前提で算出した数値だが、平成24年度の経済情勢と比較して、平成26年度の経済情勢は以下のとおり改善が見受けられるところ。

- 土地取引件数(出典:法務省「登記統計」)
 120万件(平成24年)→126万件(平成26年)、5%増
- ・設備投資額(出典:財務省「法人企業統計」)
 34 兆 6,431 億円(平成24年度)→39 兆 8,228 億円(平成26年度)、15%増

本特例をはじめとする各種施策の効果により、上記のとおり土地取引件数や設備投資額が増加したことで、結果的に本特例による減収額が増加したものと考えられる。

本特例の要件として、10 年超保有する土地等を買換え新たに取得した 300 ㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進・企業の生産性向上等のために設備投資へのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、引き続き適切かつ必要最低限の措置であるといえる。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数及び適用額(鉄道関係)について、「平成31年度 1事業者 機関車1両74百万円」等と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 特例対象となる土地売却の予定が、平成28年度213百万円、平成29年度105百万円、 平成30年度196百万円、平成31年度74百万円。これらの売却益を充てることが出来る 機関車(取得価格およそ300百万円)購入両数は、各年度1両ずつ。適用事業者はJR 貨物1事業者。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(鉄道関係)について、「平成27年度 47百万円」等と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ② 過去の減収額(法人税)889億円(平成26年度)が前回(平成26年度)評価時の将来 推計711億円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として 必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 特例対象となる土地売却の実績が、平成25年度12百万円、平成26年度127百万円、 平成27年度197百万円。これらの売却益を充てることが出来た機関車(取得価格およそ 300百万円)購入両数は、各年度1両ずつ。適用事業者はJR貨物1事業者。
- ② 本特例は、法人が10年超保有する土地等、建物又は構築物を譲渡し、新たに事業用の土地等、建物、構築物、機械装置(※平成27年度改正により現在は適用対象から除外)を取得した場合に課税の繰り延べを認めるものであるが、その適用額はマクロ経済動向に大きく左右されるところ。

前回評価時に推計した将来の減収見込み額711億円は、平成24年度実績値がそのまま維持されるという前提で算出した数値だが、平成24年度の経済情勢と比較して、平成26年度の経済情勢は以下のとおり改善が見受けられるところ。

土地取引件数(出典:法務省「登記統計」)
 120万件(平成24年)→126万件(平成26年)、5%増

・設備投資額(出典:財務省「法人企業統計」)

34 兆 6, 431 億円 (平成 24 年度) →39 兆 8, 228 億円 (平成 26 年度)、15%増

本特例をはじめとする各種施策の効果により、上記のとおり土地取引件数や設備投資額が増加したことで、結果的に本特例による減収額が増加したものと考えられる。

本特例の要件として、10 年超保有する土地等を買換え新たに取得した 300 ㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進・企業の生産性向上等のために設備投資へのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、引き続き適切かつ必要最低限の措置であるといえる。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額について、「平成31年度 17百万円」等と説明されているが、算定根拠 (算定に用いた数値、計算式及びその根拠) が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 特例対象となる土地売却の予定が、平成28年度268百万円、平成29年度132百万円、 平成30年度246百万円、平成31年度93百万円。これらに圧縮率0.795および税率(平成28年度~23.4%、平成30年度~23.2%)を乗じて求めた減税額の推計値が、平成28年度50百万円、平成29年度25百万円、平成30年度46百万円、平成31年度17百万円。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果について、低未利用地面積等で説明されているが、本特例措置を利用した 土地面積が明らかにされていないため、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特 別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ② 達成目標(平成31年における土地取引件数146万件)に対する効果の寄与について、 本特例措置における毎年の適用数1,000件弱によって達成目標が達成されることが明ら かにされていない。

【国土交通省の補足説明】

①・② 平成 28 年度に国土交通省・経済産業省が行ったアンケートにより把握した平成 26・27 年度の適用実績に基づき、本特例による直接的な効果を以下のとおり推計(アンケートでは平成 26 年度・平成 27 年度の実績を把握、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では平成 25 年度・平成 26 年度の数値が把握できるため、共通となる平成 26 年度について推計。)

①有効利用された土地の面積

国土交通省「土地保有移動調査(平成 26 年取引分)」(平成 28 年 3 月)によると、平成 26 年の法人間の土地取引件数は 81, 492 件、取引面積は 462, 003, 994 m³であり、1 件あたり 10, 100 件あたり 100 円のたり 10

上記のアンケート結果より推計した、本特例が適用された土地取引件数は 11,751 件 (後述) であることから、5,669 m²/件×11,751 件=6,662ha の土地が本特例の土地取引により、より有効に利用されたことになり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推察される。

また、特例を適用した法人中 59% (後述) は、本特例が買換えを行う要因となったと推測され、有効利用された土地の面積 6,662ha のうち 59%に当たる 3,930ha については、本特例が直接的に寄与したと考えられる。

②土地取引件数

平成 26・27 年度に特例を適用した法人は 52 法人。うち、土地の譲渡を行った法人 数は 51 法人、譲渡件数は 617 件。また土地の取得を行った法人数は 25 法人、取得件数は 75 件。

アンケートで把握した件数を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (第 190 回国会報告)」により把握された平成 26 年度の適用法人数 883 法人に相当す るように換算すると、

- ・土地の譲渡を行った法人は866法人、土地の譲渡件数は10,477件
- ・土地の取得を行った法人は 425 法人、土地の取得件数は 1,274 件 よって、合計で 11,751 件の土地取引で本特例が適用されたと推計される。

(なお、本特例による土地取引件数を毎年約1,000件弱とご指摘いただいているが、適用実態調査では、1法人が複数の土地取引に対して特例を適用する場合でも1件とカウントされている模様であり、実際に本特例を適用した土地取引件数は、適用実態調査

に記載の件数より多くなる。)

ここで、上記アンケートにおいて把握された、平成26・27年度に本租特の適用実績があった法人又は平成28年度以降の適用見込みがある法人(計63法人)について、「買換特例が廃止又は縮小された場合の影響」について意向を確認したところ、「新規設備投資にマイナスの影響を与える」と回答した法人は、59%であった。

質問事項は、今後特例が無くなった場合の影響についてではあるが、本特例の適用があった又は見込んでいる法人に対して確認したものであり、平成 26 年度における意思決定においても、アンケート結果と同様の判断がなされたと仮定すると、特例を適用した法人中 59%は、本特例が買換えを行う要因となったと推測され、上記に記載の土地取引件数 11,751 件のうち、59%に当たる 6,933 件が本特例による直接喚起された土地取引件数であると推計される。平成 26 年の土地取引件数は 126 万件であることから、本特例の寄与度は 0.55%となる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果について、低未利用地面積等で説明されているが、本特例措置を利用した 土地面積が明らかにされていないため、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されていない。
- ② 達成目標(平成31年における土地取引件数146万件)に対する効果の寄与について、 本特例措置における毎年の適用数1,000件弱によって達成目標が達成されることが明ら かにされていない。
- ③ 達成目標(平成31年度末における機関車の新製割合79%)に対する効果の寄与について、「本特例措置により、機関車の買換が促進」と説明されているが、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

①・② ⑦に記載のアンケート結果に基づく傾向が将来においても継続すると仮定し、将 来の効果見込みを予測すると、以下のとおり。

①有効利用された土地の面積

将来の適用見込み 896 件と予測しているため、本特例により直接喚起される土地取引件数を平成 26 年度実績に基づき推計すると、6,933 件 $\div 883$ 件 $\times 896$ 件=7,035 件見込まれる。

よって、 $5,669\,\mathrm{m}^2/\mathrm{H}\times7,035\,\mathrm{H}=3,988\mathrm{ha}$ にあたる土地取引が本特例により直接喚起され、より有効に利用されることになり、潜在的な低未利用地の解消に寄与すると推計される。

②十地取引件数

①のとおり本特例により直接喚起される土地取引は 7,035 件と見込まれる。よって、平成 31 年度の目標値である土地取引件数 146 万件に対する寄与度は、0.48%と推計される。

③ 本特例措置の対象となる両数は9①の(2)今後の予定において、平成28年度から平成31年度まで、各年度で1両ずつと記載している通り、本特例措置により、各年度1両、4年間で4両分、機関車の更新が促進される見込みであり、その結果、平成31年度末における機関車の新製割合79%を達成する見込み。

【点検結果】

- ①・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課

-382-

題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額 及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

それぞれの項目の欄で回答。

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

それぞれの項目の欄で回答。

【点検結果】

① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		がががは世代では、の成果の手がには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の 延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 33)
		【新設·拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を
		取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延
		べ(繰延率80%(一部75%・70%))を認める。
		《関係条項》
		租税特別措置法第65条の7第1項第9号、第65条の8、第65条の9、第68
		条の78第1項第9号、第68条の79、第68条の80
4	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課
		鉄道局総務課
		鉄道局鉄道事業課
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成28年8月
	対象期間	分析対象期間:平成25年度~平成31年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成 6年度 創設 平成 7年度 延長·拡充 平成 8年度 延長·拡充 平成 9年度 延長·拡充 平成13年度 延長·拡充 平成13年度 延長 班成16年度 延長 平成21年度 延長 平成21年度 延長・縮減 平成27年度 延長・縮減
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度~平成31年度)
8	必要性 ① 政策目的 等 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した設備投資需要を喚起することで、企 業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地 の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってデフレ からの完全な脱却と名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図る。
		(鉄道関係) 環境対策、エネルギー対策の観点から推進されるモーダルシフト施策の受け皿として重要な役割を担う鉄道貨物輸送の近代化等のためモーダルシフトに資する機関車の導入を促進する。 《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成28年6月閣議決定)において、「日本の景気回復の腰折れを回避し、日本経済を再びデフレに戻さない」、「デフレに後戻りすることなく完全に脱却できるよう、万全の対応を行う」こととされ、目下の「個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況」を打破するため、「生産性やイノベーション力を引上げ、(略)潜在需要を

掘り起こし、需要を拡大していくことが重要」であり、「潜在的な需要の実現に向けた(略)投資の喚起策等を推進」するため、「投資や円滑な買換の促進等、中心市街地の土地・資産の流動性を高める方策を講ずる」と掲げられている。さらに、「日本再興戦略 2016」(同日閣議決定)においても、「不動産について流動化を通じた有効活用を図る」と掲げられているところ。

以上より、本特例はデフレからの完全な脱却と経済成長の実現に向けて 全力で取り組む政府の方針に沿うものである。

(鉄道関係)

鉄道貨物へのモーダルシフトの推進については、温室効果ガス削減のためのパリ協定(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21))に基づき策定される地球温暖化対策計画(平成28年5月)、総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)、交通政策基本法に基づく交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)に位置づけられている。

さらに、総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)では、モーダルシフトの一層の推進のための取組として、鉄道の輸送力の強化が位置づけられている。

〇交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)

基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり 目標④ さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

(趣旨)

我が国の運輸部門の CO2 排出量は、全体の約2割を占めることから、その削減により低炭素社会の実現に資するとともに、東日本大震災以降の我が国のエネルギー需給の脆弱性に鑑み、一層の省エネ化を進める。また、交通分野の大気汚染対策や騒音対策、生態系への配慮など各種の環境対策を推進する。

<取組内容を今後新たに検討するもの>

○更なるモーダルシフトの推進や輸送の省エネ化など、環境に優しいグリーン物流の実現方策を検討する。

[53]モーダルシフトに関する指標

①鉄道による貨物輸送トンキロ

【2012 年度 187 億トンキロ ⇒ 2020 年度 221 億トンキロ】

〇総合物流施策大綱(2013-2017)(平成 25 年 6 月閣議決定)

- 1. これまでの総合物流施策大綱の達成状況と新たな大綱の策定の必要性
- (2) 地球温暖化など環境問題の状況
- ○今後とも、鉄道、内航海運といった大量輸送モードへの転換を図るモー ダルシフトの促進を含め、荷主・物流事業者の連携により物流の低炭素 化に向けた取組みを一層進めていく必要がある。
- 2. 今後の物流施策の方向性と取組
- (2) さらなる環境負荷の低減に向けた取組
- 〇モーダルシフトの一層の推進のため、モーダルシフト等推進官民協議会において取りまとめられた対応策を着実に実施する。また、鉄道、内航海 運など大量輸送モードの輸送力を強化し、輸送事業者自身による幅広 い荷主獲得のための取組みを促進する。

〇地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月閣議決定)

第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策·施策

			前回要望時の所	一番の相目	マグル本	田粉什?	10/4 ==	中レマ ::	III 71.+	- L -
			悲調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)」から引用。 (注2) 平成27年度以降は、平成25~平成26年度の適用件数、損金算入額の平均。 (注3) 鉄道事業における買換分も含む。							
			(億円)	3,323	4,489 专~平点	3,906	3,906 ま) は、「ま	3,906 日税特別	3,906 措置のii	3,906
			適用件数(件)	908	883	896	896	896	896	896
等				平成 25	26	27	28	29	30	31
有効性	1	適用数等	〇適用数		//11/1	2.700				
							・コマノ四代ル	~	,	- W
			(鉄道関係) 課税の繰延べ措	指書を講す	゚ることに	<u>:</u>	地の譲	き益を活	用した機	関車の
								,,山,川,及(AX	
										これのギ
			機関車の新製割合	を増加さ	せる。					
			(鉄道関係)							
			平成25年:128	万件→平	成31年	:146万	件			
		る寄与	土地取引件数	1 /) IIa	が小作	।ग				
							(不利用	地(全さ)	地寺)の	山 恨
	3						•	44/如本	出生)の	
		**								
								句上		
			施策目標 9 地球	温暖化防	止等の環	環境の保	全を行う	i		
			政策目標 3 地球	環境の保	全					
		け	(鉄道関係)							
			進9	ବ ୮-ଅ	2					
						週止なコ	[地利用	0)T=8)0	り余件整	備を推
	2									
			力増強と輸送品質	改善、端	末輸送0	つコスト肖	減、エコ	レールマ	マークの打	推進等
			③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	物流体系の少貨、大使に出資 (物流体系全体のグリーン 排出量の少ない内航海運外 設定の工夫、大型トラックか 持技術を高度化した冷蔵、端 口により貨物鉄道の利硬塊の 一度 と	物流体系全体のグリーン化を推進 排出量の少ない内航海運又は鉄道は 鉄道による貨物輸送の競争力を高越 設定の工夫、大型トラックからの転換 持技術を高度化した冷蔵・冷凍コンラ 力増強と輸送品質の利便性の向 により貨物鉄道の利便性の向 ではより貨物鉄道の利便性の向係 ではいる。 政策目標の位置付 けでは、 鉄道関係) 政策目標3 地球環境の保全施策目標3 地球環境の保全施策目標9 地球温暖化防止等の残政策目標8 都市・地域交通等の快施策目標26 鉄道網を充実・活性化係和税特別措置等によりとでは、15年・13.1万 ha→現状維・土地取引件数平成25年:13.1万 ha→現状維・土地取引件数平成25年:128万件→平成31年(鉄道関係)機関車の新製割合を増加させる。・平成27年度末時点:66%→平成31年(鉄道関係)機関係の計算を対して、地域経済の活性化が、(鉄道関係)課税の繰延べ措置を講ずることに買換えが円滑に行われることが期待の適用数 有効性 の適用数 有効性 の適用数等 の適用数 有効性 の適用数	物流体系全体のグリーン化を推進するため 排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸 鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、設定の工夫、大型トラックからの転換に効果 持技術を高度化した冷蔵・冷凍コンテナなど。 によける 政策目標	物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への割鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸設定の工夫、大型トラックからの転換に効果的である持技術を高度化した冷蔵・冷凍コンテナなどの輸送板力増強と輸送品質改善、端末輸送のコスト削減、エニにより貨物鉄道の利便性の向上を図り、モーダルシュにより貨物鉄道の利便性の向上を図り、モーダルシュにより貨物鉄道の利便性の向上を図り、モーダルシュにより貨物鉄道の利便性の向上を図り、モーダルシュにより貨物鉄道の科性の商生を関り、モーダルシュにより貨物鉄道の保全備、産業の生産性向上施策目標の整備や適正な土地利用進するに包含 (鉄道関係)政策目標。地球湿暖化防止等の環境の保全を行う政策目標。都市・地域交通等の快適性、利便性の放策目標。26 鉄道網を充実・活性化させるに包含 (租稅特別措置等により達成しようとする目標)・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用平成15年:13.1万 ha→現状維持・土地取引件数平成25年:128万件→平成31年:146万件 (鉄道関係)機関車の新製割合を増加させる。・平成27年度末時点:66%→平成31年度末時点:60%→平成31年度末時点:46万件 (鉄道関係)機関車の新製割合を増加させる。・平成27年度末時点:50% で	物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送的排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促 鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸送の容引 設定の工夫、大型トラックからの転換に効果的である大型コン 持技術を高度化した冷蔵・冷凍コンテナなどの輸送機材の充 力増強と輸送品質改善、端末輸送のコスト削減、エコレールでにより貨物鉄道の利便性の向上を図り、モーダルシフトを促進 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者 施策目標9 市場環境の保全 施策目標9 政策目標0 政策目標0 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる に包含 (租税特別措置等により達成しようとする目標) ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き 平成15年:13、1万 ha→現状維持 ・土地取引件数 平成25年:128万件→平成31年度末時点:79% (政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による 本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び 性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。 (鉄道関係) 機関車の新製割合を増加させる。 ・平成27年度末時点:66%→平成31年度末時点:79% (政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による 本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び 性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。 (鉄道関係) 課税の繰延べ措置を講ずることにより、土地の譲渡益を活 質換えが円滑に行われることが期待される。 〇適用数 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の過程を活 第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の	施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整進する に包含

(鉄道関係)

(1)実績

平成 25 年度 1 事業者 機関車 1 両 12 百万円 平成 26 年度 1 事業者 機関車 1 両 127 百万円 平成 27 年度 1 事業者 機関車 1 両 197 百万円

(2)今後の見込

平成 28 年度 1 事業者 機関車 1 両 213 百万円 平成 29 年度 1 事業者 機関車 1 両 105 百万円 平成 30 年度 1 事業者 機関車 1 両 196 百万円 平成 31 年度 1 事業者 機関車 1 両 74 百万円

- ※国鉄改革の際、鉄道貨物事業に係る経営体制については、輸送距離が長く、往路復路不均衡になりやすい鉄道貨物輸送を円滑に行っていくため、全国一元的な事業運営が望ましいとする国鉄再建監理委員会の意見を受け、我が国における鉄道貨物輸送の大部分をJR貨物 1 社が担うこととなったものであり、適用数が想定外に僅少であったり、想定外の特定のものに偏ったりしているものではない。
- ※前回要望時の所期の想定(平成26年度機関車2両、平成27年度機関車 7両)を下回った理由:

JR貨物は、業務効率化の結果として生み出された売却可能地を売却することで、機関車の買換を進めているが、業務効率化に伴う関係者との調整に時間がかかる場合があり、当初予定した用地売却のスケジュールが後ずれし、用地売却額が所期の想定を下回ったこと。

② 減収額

〇減収額

	平成						
	25	26	27	28	29	30	31
減収額(億円)	639	889	635	635	635	635	635

- (注1) 推計方法は、別紙参照。
- (注2) 鉄道事業における買換分も含む。

(鉄道関係)

(1)実績

平成 25 年度 3 百万円 平成 26 年度 33 百万円 平成 27 年度 47 百万円

(2)今後の見込

平成 28 年度 50 百万円 平成 29 年度 25 百万円 平成 30 年度 46 百万円 平成 31 年度 17 百万円 ③ 効果・税収 減是認効 果

《効果》

○達成目標の実現状況

0 E N I N V S V N								
	平成							
	25	26	27	28	29	30	31	
土地取引 件数(万件)	128	126	129	133	137	141	146	
低未利用地	15.5	15.1	147	140	100	10.5	10.1	
面積(万 ha)	15.5	15.1	14.7	14.3	13.9	13.5	13.1	

- (注1) 土地取引件数の実績値(平成25年~平成27年)は、法務省「登記 統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」。将来推計に ついては、平成32年に目標値(150万件)を達成するとし、それまで 一定の割合で増加すると仮定した。
- (注2) 低未利用地面積の実績値(平成25年)については国土交通省「土地 基本調査」より。平成26年以降については、平成31年に目標値(1 3. 1万ha)を達成するとし、それまで一定の割合で減少すると仮定し

〇所期の目標の達成状況

・所期の目標(土地取引件数):141万件(平成29年)

土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以 来の景気後退の影響により、114万件(平成23年)まで落ち込んだところ、 本特例をはじめとした各種施策の効果により、下げ止まりが見られ、平成27 年には129万件となっている。

・所期の目標(低未利用地の面積):12.1万 ha(平成30年)

低未利用地の面積は、全体で見れば12.1万 ha(平成20年)から15.5 万 ha(平成25年)に増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の 面積については、本特例をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万 ha(平 成15年)から5.7万 ha(平成25年)に減少している。

(鉄道関係)

本特例措置により、機関車の買換が促進され、平成31年度末には機関車 の新製割合が概ね79%となる見込みであり、モーダルシフト施策の受け皿と なる鉄道貨物輸送の近代化が促進される。

機関車の新製割合は平成 24 年度末 53%から平成 27 年度末 66%となっ ている。

前回要望時において、「平成29年度末までに機関車の新製割合を概ね 73%」としたところ。現時点の見込では、平成29年度末において、機関車の新 製割合が 72%となる見込みである。これは、JR化後に新製した機関車の一 部の形式(EF200)において、制御装置の老朽化が想定以上に進んだため、 安定輸送のためやむを得ず、これの置き換え(4両)を優先させたためであ る。

《税収減を是認するような効果の有無》

本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要 件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事 業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらな る設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土 地の有効利用の促進等の本特例の目的を達成するために効果的である。

本特例により、長期保有土地等を活用した新規設備投資が喚起され、企 業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の 有効利用、不動産ストックの価値向上が図られているところであり、その効果 は、これまでの税収減(平成25年度:639億円、平成26年度:889億円、平 成27年度:635億)および今後の見込み(635億円)に比して大きいため、税 収減を是認することができる。

(鉄道関係)

(分析対象期間:平成29年度~平成31年度)

課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、モーダル シフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入が促進される。

平成29年度から平成31年度に合計で88百万円の減税が見込まれてお り、この額の分だけ新製機関車の購入原資が増加することとなる。

なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な 納税額に変化は生じない。

10 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等

本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用 要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を 事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な 減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進、企業の 生産性向上等のために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるとい う政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。

(鉄道関係)

税制上の優遇措置の対象となる買換えの範囲については、一定の政策目 的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定しているところである。 本特例措置は課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保されるものであ り、補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ないことから、政策目 的実現のための手段として適切である。

② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担

事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについ ては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手 段で代替することが困難なものであり、本特例を講じることにより、直接的にイ ンセンティブを与えていくことが適当である。

(鉄道関係)

機関車の投資には莫大な資金が必要である一方、JR貨物の長期借入金 は売上高を上回る水準で推移していることから、本特例措置により課税を繰 り延べることで、キャッシュフローを確保し、モーダルシフトに資する機関車へ の投資を促すものである。

本特例措置の他に「JR 貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した 機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、 これは、車両を購入した後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、 JR 貨物にモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するインセンテ ィブを与えるものである。

		よって、適切かつ明確に役割分担はなされている。
	③ 地方公共	本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、
	団体が協	地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られる
	カする相 当性	ものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当
	= 14	性がある。
11	有識者の見解	-
	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成26年8月(H26 国交 12)
	i	

-386-

【国交04】

別紙 1

適用実績の積算根拠

項目 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長

(積算根拠)

・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)」によると、平成25年度及び平成26年度 に長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例(9号買換)の適用を受けた件数(法人数)及び損金算入額は以下の通り。

平成25年度: (件数) **908件** (損金算入額) **3,323億円**

平成26年度: (件数) **883件** (損金算入額) **4,489億円**

・また、参・予算委員会資料(平成27年2月、平成28年2月)「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』 を基に試算した減収額(実績推計)」によれば、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例による減収額は、

平成25年度: 700億円

平成26年度: 1, 025億円。

・従って、長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例(9号買換)による減収額は、上記の内数であるが、「租税特別措置 の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)」の平成25年度及び平成26年度適用実績によれば、

平成25年度:特例全体の適用総額 3,641億円、うち9号買換の適用総額 3,323億円

平成26年度:特例全体の適用総額 5,177億円、うち9号買換の適用総額 4,489億円

であるから、9号買換による減収額は、

平成25年度: 700億円 × (3, 323億円 ÷ 3, 641億円) = 638.8 · · ·

≐<u>639億円</u>

平成26年度: 1, 025億円 × (4, 489億円 ÷ 5, 177億円) = 888. 7・・・

≒889億円

別紙1

減収見込額の積算根拠

項目 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長

(平年度ベース) 減収見込額 635億円

(積算根拠)

・前記のとおり、9号買換による直近の減収額は、

平成25年度:**639億円** 平成26年度:**889億円**

・平成27年度以降の減収額は、平成25年度・26年度の平均から、平成27年度改正により適用対象が絞り込まれ(機械・装置を除外)、繰り延べ率が一部引き下げられた点を考慮し、以下のとおり算出。

平成27年度改正を考慮しない減収見込み: (639億円 + 889億円) ÷ 2 = 764億円

平成27年度改正要望時に実施したアンケートにより、

- ・買換資産が機械・装置のみの適用事業者の割合 16.15%
- 繰り延べ率70%の対象となる取引の割合 5.89%
- 繰り延べ率75%の対象となる取引の割合 3.26%

よって、平成27年度改正を考慮した減収見込みは、

[764億円× (1-16. 15%)] × (1-5. 89%-3. 26%)

- + {764億円× (1-16. 15%)} ×5. 89%×70/80
- + {764億円× (1-16. 15%)} ×3. 26%×75/80

≒635億円

(行政機関名:国土交通省)

制度名	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控 除制度の適用
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設 ■拡充 □延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の目標(二酸化炭素の吸収源となる都市の緑地の保全及び緑化を推進することにより、都市の低炭素化を図るとし、測定指標として平成28年度における都市緑化等による温室効果ガス吸収量107万t-C02/年と設定)から新たな達成目標(「都市域における水と緑の公的空間確保量(中略)(都市域における自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したもの。)12.8㎡/人(平成24年度)を約10%増【期限:平成32年度(14.1㎡/人)】」)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 前回要望時(平成24年)においては、都市の低炭素化の促進に関する法律を背景とした制度拡充であったため、都市緑化等による温室効果ガス吸収量を測定指標としていた。今回の要望は、多様な主体による緑地の保全等を促進する観点から緑地管理機構の指定権者を市町村長に拡充し、もって特別緑地保全地区における買取りに係る体制の強化などを図るものとなることから、特別緑地保全地区指定実績を含む「都市域における水と緑の公的空間確保量」へと変更したもの。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数(法人税)0件(平成27年度)は、前回(平成24年度)評価時の将来推計1件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない

【国土交通省の補足説明】

① 前回要望時の初期の想定では、適用数は1件程度と予測していたところ、平成27年度は特別緑地保全地区における申し出に基づく買取りは全て地方公共団体が行ったため、適用が無かったものである。特別緑地保全地における申し出に基づく買取りは原則として地方公共団体が行い、希望があった場合に緑地管理機構が買い取ることとされているため、想定数1件に対し、平成27年度実績は0件であったが、想定外に僅少とは考えていない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課

題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数について、「平成29~31年度の適用は1件程度/年を想定」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 特別緑地保全地区における買取りは、地方公共団体又は緑地管理機構が行うことができ、将来の適用数全体については、直近5年間の買取り実績を踏まえ、92件/年と見込んでいる。このうち、緑地管理機構が行う買取り件数については、直近5年間の買取り実績は無いものの、将来の適用数については、指定権者が市町村となることを踏まえ増加するものと見込み、4件/年(全体の4%)と見込んでいる。(点検結果表の別紙(減収見込額・適用件数調書)参照)

また、土地の所有者が個人である場合は所得税について、法人である場合は法人税についてそれぞれ特例措置が講じられており、過去の買取りにおける土地の所有者の法人と個人の割合を踏まえ、法人税における適用数は1件/年(法人の割合は25%)と見込んでいる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

過去の減収額が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 本特例措置が適用される特別緑地保全地区における緑地管理機構による買取りが行われていないため、減収額は生じていない。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 本特例措置における適用数は1件/年と見込んでおり、これによる適用額は20百万円と見込んでいる。(法人税減収額:20百万円×23.4%=4.68百万円(平成29年度)、20百万円×20百万%=4.64百万円(平成30年度、平成31年度) 法人住民税:4.68百万円×人住民税%=0.60百万円(平成29年度)、4.64百万円×12.9%=0.60百万円(平成30年度、平成31年度) 法人事業税:(20百万円×5.7%)+(1.14百万円×358.1%)+(20百万円×0.67%)=5.35百万円(平成29年度、平成30年度、平成31年度))

なお、今般の特例措置の適用による将来の減収額は上記の通りであるが、本要望は緑地管理機構の指定権者を既に本措置が適用されている都道府県から市町村に拡充する内容であり、特例措置を受けることができる対象者に特段の変更はないことから、地方公共団体による買取りの際の減収額(別措置)と本措置による減収額を合算した場合には、拡充の前後で減収額の差異は生じないものと考えている。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の効果(平成26年度及び27年度)が把握されていない。
- ② 達成目標(「都市域における水と緑の公的空間確保量(中略)(都市域における自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したもの。)12.8 ㎡/人(平成24年度)を約10%増【期限:平成32年度(14.1 ㎡/人)】」)に対する効果の寄与について、「地方公共団体が土地等を買い入れる場合と同様の租税特別措置が講じられた緑地管理機構制度の活用により、行政としての取組に加え、民間団体によるきめ細やかな緑地保全対策が期待でき」と説明されているが、本特例措置の適用数は、0件であることから、達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本データは、対象とする緑地のある公共施設を担当する部署が多岐にわたるため集計 に時間がかかっており、現在も平成26年度及び27年度のデータは集計中である。
- ② 本措置が適用された場合、達成目標の算定対象に含まれる特別緑地保全地区の指定が 一層進み、目標数値を向上させる効果がある。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果(平成31年度)が予測されていない。
- ② 達成目標(「都市域における水と緑の公的空間確保量(中略)(都市域における自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したもの。)12.8 ㎡/人(平成24年度)を約10%増【期限:平成32年度(14.1 ㎡/人)】」)に対する効果の寄与について、「地方公共団体が土地等を買い入れる場合と同様の租税特別措置が講じられた緑地管理機構制度の活用により、行政としての取組に加え、民間団体によるきめ細やかな緑地保全対策が期待でき」と説明されているが、本特例措置の適用数は、年1件程度と予測しており、達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 本目標は、社会資本整備重点計画における指標であり、当該計画においては平成32年度を達成目標年度として示しており(平成32年度で14.1m2/人)、31年度では達成目標数値に向けて13.9m2/人を想定している。
- ② 本措置が適用された場合、達成目標の算定対象に含まれる特別緑地保全地区の指定が 一層進み、目標数値を向上させる効果がある。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「31 年度では達成目標数値に向けて13.9m2/人を想定している」との説明では、将来の効果(平成31年度)について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額 及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

⑤及び⑦の補足説明の通り。

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

⑥及び⑧の補足説明の通り。

【点検結果】

① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

-390-

別 紙

減収見込額•適用件数調書

市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用 (個人住民税・法人住民税・事業税)

適用件数: 平年度 4 件

1. 前提条件

(1) 想定の買取り件数/年(平成26年度末現在、全て地方公共団体による買取り) 92 件 (1) (平成22年度~平成26年度における買取り実績460件÷5年にて算出) ※適用個人及び適用法人の合計件数

(2) (1)のうち、緑地管理機構が買い取りを希望する割合 平成 29年度 2 % 〈2〉-1 平成 30年度 3 % 〈2〉-2 平成 31年度 4 % 〈2〉-3 平成 32年度 5 % 〈2〉-4 平成 33年度 6 % 〈2〉-5

※原則として、地方公共団体が買い取ることが主であるため。

※緑地管理機構の指定は、平成29年度以降に指定権者の拡充を行うため、 指定件数の増加に応じて適用件数も増加するものと想定。

2. 適用件数の算出

〈平成29年度〉[適用件数]	
$\langle 1 \rangle \times \langle 2 \rangle - 1$	2 件
〈平成30年度〉[適用件数]	
$\langle 1 \rangle \times \langle 2 \rangle - 2$	3 件
〈平成31年度〉[適用件数]	
$\langle 1 \rangle \times \langle 2 \rangle - 3$	4 件
〈平成32年度〉[適用件数]	
⟨1⟩ × ⟨2⟩−4	5 件
〈平成33年度〉[適用件数]	
⟨1⟩ × ⟨2⟩−5	6 件
〈平年度〉[適用件数]	
	4 件

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除制度の適用						
2	対象税目	(法人税:義)(国税5)						
		(法人住民税、法人事業税:義)(地方税3)						
		【新設· <u>拡充</u> ·延長】						
3	租税特別措置等の内容	《内容》						
		・特例措置の内容(支援措置を必要とする制度の概要)						
		都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号) 第 17 条第 3 項の規定により特別						
		緑地保全地区内の土地等を緑地管理機構に譲渡した場合の所得税・法人						
		税について、課税標準となる土地等に係る譲渡所得の 2,000 万円の特別						
		控除制度を措置する。						
		※ 次期通常国会において、都市緑地法第68条第1項による緑地管理機構						
		の指定権者を「都道府県知事」から「地方公共団体の長」に拡充する法						
		改正を検討中である。						
		《関係条項》						
		租税特別措置法第 34 条、第 65 条の 3 租税特別措置法施行令第 22 条の 7 、第 39 条の 4						
		租税特別措置法施行規則第 17 条第 22 条の 4						
		都市緑地法第 68 条、第 69 条						
4	担当部局	都市局 公園緑地·景観課						
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期: 平成 28 年8月 分析対象期間: 平成 25~31 年度						
6	租税特別措置等の創設							
	年度及び改正経緯	が買い入れる場合を追加。(租税特別措置法第65条の3) 平成25年:都市緑地法における特別緑地保全地区内の土地を特定緑地管理						
		機構が買い入れる場合を追加。(租税特別措置法第65条の3)						
7	適用又は延長期間	恒久的措置						
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》						
	等 及びその 根拠	水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成						
		《政策目的の根拠》						
		地球温暖化対策計画(H28閣議決定)や第4次社会資本整備重点計画(H27						
		閣議決定)等において、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確						
		に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要が						
		ある。						
	② 政策体系	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現						
	: における : 政策目的	施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進						
	: 以来日的 : の位置付	する						
	,							

	1	414-6+11-12-04-4m-4	-1-61 11	7 1 1 47	~			> 44	- 14 (215
	(†	業績指標 24 都市保護	されている				芟寺によ	り水柄	性が担
3	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租市本書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記書記	水て市周のの化い るあ市と、公辺整保等て 自り計解住園地備全民、 然、画の長を域・を有住 的制区域	に い に に に に に に に に に に に に に	経験すと生きを見 木リミー 保豊るや進に支む 地永た 地永た 大きり 大きな 大続た でほん またし さんだい こうしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	は 間 は 間 は は は は は は に か は に か は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に も に が は に も に が に が に も に が に に が に に が に に に に に に に に に に に に に	整接録量にで、面さずる保や河空)で する保や河空)で	と麓制面、を 主ると斜度を港確 た空	に等的むます 構の、で確民海る 成確
		《政策目的に対す 本措置は、特 指定権者を「都 で、施策を行う い緑地の保全が る空間の確保に のである。	別緑地保全 道府県知事 主体の多様 推進される	地区内の 」から 化が図ら	土地の 「地方公 れ、民 都市に	買取りを 共団体の 間主体の おけるか	そ行う緑 ^は)長」に打)従来以よ くと緑豊か	也管理 広充す 上にき かな潤	ること め細か いのあ
9 有効性 ① 等	適用数等	適用数所得税・法人税	I						
		年度 区分	平成 25	26	27	28	29	30	31
		適用件数(件)	0	0	0	0	1	1	1
	1	適用額(百万円)	0	0	0	0	20*1	20	20
2	減収額	※1 別を29~31 報子の 1 別を29~31 別を29~1 1 別を29~1 1 1 別を29~1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	地団をのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	地のるは、ので制、機能ので制に、ので制に、ので制に、ので制に、ので制に、ので制に、関が、のは、は、ので制に、機構が、のは、機構が、のは、は、機能が、は、は、ので制には、と、は、ので制には、ので制には、ので制には、ので制には、ので制には、ので制には、ので制には、ので制には、ので制には、ので制には、ので制には、ので制には、ので制には、ので制は、ので制は、ので制は、ので制は、ので制は、ので制は、ので制は、ので制	なりにつき できれば かいまかく が年果のの全はできます できます のいま といい はい は	あ定。報見用を保証した。 は、	生が見込までは、 生きが見るには、 生きでは、 をはてる。 をはていまする。 とは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	まれる。 記額はず い地いる 対でる いたに地める	た れ算な策 にお方、 買め るさいの ろけ公想 取、 数れた実 、る共定 り
		の相手方として。 であり、地方公 はないため、減	共団体に対	する買取					

		3	効果·税収	《効果》									
			減是認効	〇達成目標の実	現状況								
			果	年度	平成	26	27	28	29	30	31	(32)	
				区分	25					-	•	(02)	
				都市域におけ		441	4						
				る水と緑の公	12.9	集計	集計	_	_	_	_	(14.1)	
				的空間確保量 (m²/人)		中	中						
				(注) 平成 25 年	度から2	│ 27 年度ま	こでについ	ハてに	t. 国	土交	诵省	調べ	J
				(12)		. ,,,,,,					~ -		
				水と緑豊かで魅	力ある自	良好な都	市環境の	の形成	丈を区	るた	めに	は、緑地の)保全
				及び緑化の推進								を行うことだ	が必要
				であり、美しい景								+ /2	7 44
				このうち緑地保全別緑地保全地区									
				別様地体主地区 及びその管理を達									
				合と同様の租税物									
				としての取組に加									
				き、ひいては、特別	別緑地係	全地区	の指定数	女を増	やす	الحت	こ寄与	まし、目標の	の達
				成を図るものであ									
				《税収減を是認す							_		
				本特例措置の				-				- 88 7 +	+ ht +
				なお、本特例指 行う主体の多様									
				以上にきめ細か									
				境の形成に資す						_ ~_ `		Z/1 0 III	- 11 - 24
10	相当性	1	租税特別	本拡充措置は、	新たな源	域収を生	じさせる	ること	こなく	(. E	引	業者やN	PO
			措置等に	等の活動を促進	すること	こにより	、良好な	よ緑は	也の代	ママ き	三図る	施策であ	59.
			よるべき	的確かつ最小限	の措置で	である。							
			妥当性等										
		(2)	他の支援 措置や義	_									
			務付け等										
			との役割										
			分担										
		3	地方公共	市町村自らが指別	定する緑	地管理	機構によ	る緑:	地の作	管理•	保全	が推進され	hるこ
			団体が協	とは、地方公共団	体の負	担軽減0)他、各F	 市町村	寸の耳	見状を	十分	に理解した	た市
			力する相	民団体であるがお	女に市町	村との間	における	る良如	子なコ	 	ケー	ションと市	ī 民発
			当性	意の積極的な緑	地保全を	促進する	ることから	5、地	方公	共団	体が	協力する村	目当性
				が認められる。									
11	有識者の)見	解	_									
12	前回の事	前	評価又は事	平成 24 年 8 月(H24 国交 19)									
	後評価の	実	施時期										

「都市域における水と緑の公的空間確保量」の算出方法

項目	該当する緑地等	算出方法
都市公園	都市公園等の面積 (カントリーパーク含む)	毎年度5~6月頃に、全国の都道府県(市区町村)に対して、前年度末時点での整備面積の報告を依頼し、実績値を集計
緑地	第1種・第2種歴史的風土保存地区 歴史的風土特別保存地区 近郊線地特別保全地区 特別線地保全地区 市民緑地 保存樹林 緑化施設整備計画認定制度 の面積	毎年度5~6月頃に、全国の都道府県(市区町村)に対して、前年度末時点での指定等面積の報告を依頼し、実績値を集計
道路	植樹帯および中央帯	整備延長より推計
河川	河川整備により再生された湿地	毎年度、全国に前年度末までの整備面積の報告を依頼し、実績値を集計
急傾斜	急傾斜地崩壊対策事業の実施に伴い、斜面の緑化に 配慮した法面対策を実施した面積	毎年度5~6月頃に、全国の都道府県に対して、前年度末の整備実績の報告を依頼し、実 績値を集計
下水道	以下の①+②の合計値 ①下水処理場、ポンブ場における総緑化面積 ②下水道事業として親水、修景的観点から自治体が 整備した緑地、せせらぎ水路、調整池等	①温室効果ガス吸収源対策の報告数値を使用 ②4月頃に、全国の都道府県(市区町村)に対 して、前年度末時点での面積の報告を依頼し、 実績値を集計
港湾	港湾緑地の面積	全国の港湾管理者に対して、前年度末の整備 面積の報告を依頼し、実績値を集計
空港	特定飛行場周辺の緑地帯の面積	過年度実績値(ベース値)に、前年度末の整備 済面積を加え、実績値を集計
官庁施設	官庁営繕部及び地方整備局等営繕部等が整備を担 当した庁舎等の緑地面積の合計値	毎年度5月頃に、前年度末時点の緑地面積を集計
公的賃貸住宅	都道府県、市町村、(独)都市再生機構が管理する公 的賃貸住宅内緑地	温室効果ガス吸収源対策の報告数値を使用 (都道府県、市町村、(独)都市再生機構が管 理する公的賃貸住宅内緑地のうち、1990年1月 1日以降整備かつ500㎡以上の施設を対象と し、「敷地面積一建物面積」により算出)

(行政機関名:国土交通省)

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
税目	法人税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】なし。 【国土交通省の補足説明】 -【点検結果】

② 過去の適用数等

なし。

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補足説明】

_

【点検結果】

なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用額(法人税)1,456百万円(平成27年度)は、前回(平成26年度)評価時の将来推計9,718百万円の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

- 前回評価時におけるH27の将来推計と今回評価時における同年の実績に生じた際については、適用計画数が想定の7計画から4計画に減少したことが大きな要因となっている。
- ・ 本租税特別措置の適用対象となる認定都市再生事業は、大規模故に必要となる関係協議(行政協議、地権者協議、工事費協議、施工協議等)の数も多く、通常の開発事業に比して多くの遅延リスクにさらされており、実際、前回評価時に想定していた事業において遅延が発生している。
- ・ このような認定都市再生事業の特性を鑑みると、適用が3計画減少したことは想定の 範囲内であると考えられるため、平成27年度の適用額は想定外に僅少でないと考える。

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補	[足説明]
----------	-------

【点検結果】

なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補足説明】

_

【点検結果】

なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果が年度ごとに把握されていない。
- ② 過去の効果について、「平成24年度から平成27年度までの建設投資額は約3.6兆円」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ③ 過去の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ①~③:以下の通り。
- ・ 都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における平成24年度から 平成27年度の各年度の都市開発事業への投資額は下記の通り(単位:億円)。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計
建設投資額	8, 534	8, 760	7,626	11, 336	36, 256
(内、特定地域)	(5, 258)	(5, 170)	(4, 452)	(7, 091)	(21, 971)

※内閣府が都市再生緊急整備地域の存する自治体に対して行うアンケートに基づく (平成28年4月時点)

・ まちづくり推進課が実施した本租税特別措置の適用対象である認定都市再生事業者へのヒアリングによると、ほぼ全ての認定事業者が本租税特別措置をインセンティブとしていることから、本租税特別措置が目標の達成に直接的に効果を発揮していると考える。

【点棆結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果 (平成30年度) が予測されていない。
- ② 将来の効果について、「平成28年度~平成32年度までの建設投資累計額(見込)が約4.9兆円」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ③ 将来の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接 的な効果が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

①~③:以下の通り(単位:億円)。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	累計
建設投資額	12, 410	11, 405	9, 473	33, 288
(内、特定地域)	(7, 830)	(7, 454)	(7, 591)	(22, 875)

※内閣府が都市再生緊急整備地域の存する自治体に対して行うアンケートに基づく (平成28年4月時点)

・ まちづくり推進課が実施した本租税特別措置の適用対象である認定都市再生事業者へのヒアリングによると、ほぼ全ての認定事業者が本租税特別措置をインセンティブとしていることから、本租税特別措置が目標の達成に直接的に効果を発揮していると考える。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

・ 点検項目⑦にて対応

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑪ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目®将来の効果に 分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

点検項目®にて対応

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

1:政策評価の対象とした	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	
租税特別措置等の名称	TO CHARLET SERVICE AND SERVICE TO THE SERVICE TO THE SERVICE S	
2 対象税目	(法人税:義)(国税7)	
	【新設・拡充・延長】	
3 租税特別措置等の内容		
	《内容》	
	都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国	
	土交通大臣の認定を受けた認定事業者(都市再生特別措置法第19条の10	
	第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の 認定があったものとみなされる場合を含む。)に係る以下の特例措置の適	
	部とかめらたものとかなされる場合で含む。)に味る以下の特別相直の題 用期限を延長する。	
	・法人税の割増償却	
	(認定事業により整備される建築物について、5割増償却 (5年間))	
	【適用要件】	
	・平成31年3月31日までに取得し、供用すること	
	・地上階数 10 以上又は延べ面積 50,000 ㎡以上の耐火建築物が整備	
	され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上	
	2) 居住者等利便施設整備費が10億円以上	
	《関係条項》	
	法人税:租税特別措置法 § 47 の 2、令 § 29 の 5、規則 § 20 の 21 (連結法人:法 § 68 の 35、令 § 39 の 64、規則 § 22 の 42)	
4 担当部局	都市局まちづくり推進課	
5 評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度~30年度	
6 租税特別措置等の創設		
年度及び改正経緯	平成 23 年度 創設	
	平成 24 年度 拡充(都市再生特別措置法第 19 条の 10 第 2 項により民間	
	都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定	
	があったものとみなされる場合を含む。)	
	平成 25 年度 適用期限の 2 年延長	
	平成 27 年度 適用期限の 2 年延長	
7 適用又は延長期間	2年間(平成29年度~30年度)	
8 必要性 ① 政策目的		
等 及びその	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》	
根拠	昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が 低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジ	
	心下している中、找か国程済を牽引する人都用について、国際的なビン	

	ネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の 強化を図る。
	《政策目的の根拠》 アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我 が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置 法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、平成 27 年度末時点 で特定都市再生緊急整備地域として 12 地域の指定が行われてきた。更に 直近では、我が国の大都市がグローバルな経済圏の中心となり、世界から人材や企業、投資等を呼び込むべく、平成 2 8 年 6 月に都市再生特別 措置法を改正し、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上を図った ところである。 また、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、 我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、優良な民間都 市開発事業の実施を加速させることにより、国際的なビジネス・生活環境の向上等を図ることが盛り込まれた。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣 議決定)においても、東京大会等の開催も見据え、東京などの大都市に おいて、国際ビジネス・生活環境の整備や大規模災害に対する環境整備 等を図るため、民間都市開発事業を強力に推進することが盛り込まれた ところである。 それらの点から、引き続き、国全体の成長を牽引する大都市について、
	国際競争力の強化等に資する優良な民間都市開発事業を促進する施策を 講じていく必要がある。 本特例措置は、国土交通大臣が認定した事業を実施する者に対して税 制上の特例措置を講ずることにより、戦略的・重点的に優良な民間都市 開発事業を促進するものであり、引き続き、当該施策の推進を図るため、 本特例措置の適用期限を延長する必要がある。
② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域 において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市再生を 図り、都市の魅力を高める。 →2020 年 (平成 32 年) までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東 京が 2012 年 4 位→3 位以内に入る →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都 市開発事業の平成 24 年度から平成 32 年までの建設投資累計額 目標値:8 兆円~11 兆円
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進し、特定都市再生緊急整備地域における更なる建 設投資を促すことを通じて、我が国経済を牽引する大都市について、国

			際的なビジネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備し、
			除的なピンペス・生活環境、人院候炎者に対応するだめの環境を登偏し、 世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の強化
			を図ることができる。
9	有効性	① 適用数等	(適用計画実績) 25 年度: 3 計画 (5 件)
	等		26 年度:4 計画 (6 件)
			27 年度:4 計画(6 件)
			28 年度:9 計画(12 件)
			※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の 集計値(実数)
			(適用計画数見込み) 29 年度:6計画 30 年度:3計画
			※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数 の実績と、平成 17 年度から平成 27 年度の適用実績の年平均から新 規適用見込みを割り出して推計。
			(適用額実績)
			25 年度: 1, 455 百万円 26 年度: 1, 582 百万円
			27 年度: 1, 456 百万円
			28 年度:6, 577 百万円
			※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による 減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率(H25~26 年度:25.5%、 H27 年度:23.9%、H28 年度:23.4%)で割り戻して推計したもの。
			(適用額見込み)
			29 年度: 6, 316 百万円 30 年度: 3, 159 百万円
			※適用額見込みについては、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率(H29年度:23.4%、H30年度:23.2%)で割り戻して推計したもの。
			・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数
			値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできな
			いため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
			・本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である
			特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進す
			るための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者で あれば一律に適用されるものであり、特定の者に偏った適用となるも
			のではない。また、前回要望時の所期の想定では、適用計画数が年平
			均 7 計画程度と予測していたところ、直近 2 年間で年平均 7 計画程度 の適用があり、想定外に僅少ではない。
		②減収額	(減収額実績)
			25 年度: 371 百万円 26 年度: 404 百万円
			27 年度:348 百万円
			28 年度:1,539 百万円
		I	

				※減収額実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)
				(減収額見込み)
				29 年度:1, 478 百万円
				30 年度:733 百万円
				※算定根拠については別紙(減収見込額調書)参照
		3	効果·税収	
			減是認効	《効果》
			果	民間都市開発事業計画は、平成28年8月末現在95計画が認定され、
				都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体
				的には、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)にお
				ける都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資額は約
				3.6兆円となり中間目標(平成24年度~27年度までの建設投資累計額:
				4~5 兆円)には届かなかったものの、現時点での平成 28 年度~平成 32 年度までの建設投資累計額(見込)が約 4.9 兆円であることから、目標
				年度までの建設投資系計録(兄塾)が約4.9% 円であることがら、日標 達成に向けて順調に推移しているところ。
				建成に向けて順調に推移しているところ。 認定事業者へのヒアリングによると、「都市再生事業に代表される開発
				事業は、特に開業後数年間のキャッシュフローが厳しく取組ハードルは
				高いが、割増償却による課税繰延等のようにキャッシュ創出措置等の支
				援があれば、事業判断に大きな影響を与える」旨コメントがあり、引き
				続き、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、
				目標達成を目指したい。
				《税収減を是認するような効果の有無》
				本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市
				再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活
				性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性
				化を図ることができる。
				特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都 市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延
				一円子についてはさまさまな話題がめる現状において、本行例指置の連 長により、引き続き特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都
				市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りた
				い。
				- *。 - 本特例による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された
				都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における認
				定事業(95計画)における建設投資累計額は合計 44,518 億円、経済波及
				効果は 111, 993 億円と試算され、税収増効果は 11, 788 億円と試算され、 今後の建設投資においても同様の経済波及効果・税収増効果が見込まれ
				ることから、将来においても税収減を是認できるような効果が生じると
				考えられる
	de de le		75.7V (± 17 :	
10	相当性	1	租税特別	│ │ 本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である
			措置等に よるべき	特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適
			よっへさ 妥当性等	用されるものであり、これまでの多数の事業者への適用実績を踏まえて
			女コに守	も、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目的の達成のため
				に的確かつ必要最低限の措置である。
				L

	② 他の支援	本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間
	措置や義	金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち
	務付け等	上げを支援するもの。
	との役割	一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係る
	分担	コストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断
		するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。
	③ 地方公共	地方税に関係しない
	団体が協	
	力する相	
	当性	
11	有識者の見解	_
12	前回の事前評価又は事	平成26年8月(国交16)
	後評価の実施時期	

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額:平年度 1,106 百万円

1.106 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

(<12>+<17>)/2=

・ 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額 都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実 績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での建 築物等の平均取得価額(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込) 57,965 百万円 <1> このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると 建物取得価額:<1>×65% 37,677 百万円 <2> 設備取得価額:<1>×35% 20.288 百万円 <3> 新規に適用される平均計画数 都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適 用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域 内での適用計画数(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込) (H17~H27年度計 11計画で、年平均 11計画/11年≒1計画 1 計画/年度<4> 【平成29年度見込】 ・平成28年度に平成27年度より継続して適用される認定事業の計画数 4 計画 **<5>** ・平成28年度に適用される認定事業の計画数見込 <6> <4>+<5>= 5 計画 ・ <6>のうち、平成28年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7> ・平成29年度に平成28年度より継続して適用される認定事業の計画数 <6>-<7>= 5 計画 <8> ・平成29年度に適用される認定事業の計画数見込 6 計画 <4>+<8>= <9> ・事業1計画あたり割増される減価償却額 建物は50年定額、設備は15年定額とすると、 {<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×50%(割増率)= 1.053 百万円 〈10〉 ・事業1計画あたり減収見込み <10>×23.4%(法人税率)= 246 百万円 <11> ・平成29年度の減収見込額 $\langle 9 \rangle \times \langle 11 \rangle =$ 1,478 百万円 <12> 【平成30年度見込】 ・ <9>のうち、平成29年度をもって適用が終了するもの 4 計画 <13> ・平成30年度に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数 <9>-<13>= 2 計画 <14> ・平成30年度に適用される認定事業の計画数見込 3 計画 <4>+<14>= <15> ・事業1計画あたり減収見込み <10>×23.2%(法人税率)= 244 百万円 <16> ・平成30年度の減収見込額 <16>×<15>= 733 百万円 <17> 以上より、平年度の減収見込額は、

-4	n	n	_
	v	v	

【国交07】

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	都市再生緊急	息整備地域に係る	課税の特例措置の延	Ę
税目	法人税			
区 分	□新設	□拡充	■延長	

(1)	法式	\blacksquare	+8
(1)	達成	ᆸ	尔

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】なし。 【国土交通省の補足説明】 -【点検結果】 なし。

② 過去の適用数等

適去の適用数等
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】

【点検結果】
なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補足説明】

_

【点検結果】 なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数について、「都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込)H17~H27年度計画4計画で、年平均4計画/11年≒1計画」と説明されているが、4/11=0.36であり四捨五入しても1にはならないため、算定に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

- ・ 四捨五入の算出ルールではなく、0 超であれば概ね1計画として保守的に見込み、減収額についても計算を行っており、従前来、他税目含めそのような対応をしている。
- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5)			収容	

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】なし。 【国土交通省の補足説明】 -【点検結果】

⑥ 将来の減収額

なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果が年度ごとに把握されていない。
- ② 過去の効果について、「平成24年度から平成27年度までの建設投資額は約3.6兆円」 と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかに されていない。
- ③ 過去の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接 的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

①~③:以下の通り。

・ 都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における平成24年度から 平成27年度の都市開発事業への各年度の投資額は下記の通り(単位:億円)。

	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	累計
建設投資額	8, 534	8, 760	7,626	11, 336	36, 256
(内、緊急地域)	(3, 276)	(3, 590)	(3, 174)	(4, 245)	(14, 285)
※内閣府が	ぶ都市再生緊急	整備地域の存す	る自治体に対	して行うアンケ	ートに基づく

まちづくり推進課が実施した本租税特別措置の適用対象である認定都市再生事業者へのヒアリングによると、ほぼ全ての認定事業者が本租税特別措置をインセンティブとしていることから、本租税特別措置が目標の達成に直接的に効果を発揮していると考える。

(平成28年4月時点)

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果(平成30年度)が予測されていない。
- ② 将来の効果について、「平成28年度~平成32年度までの建設投資累計額(見込)が約4.9兆円」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。

③ 将来の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接 的な効果が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

①~③:以下の通り(単位:億円)。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	累計
建設投資額	12, 410	11, 405	9, 473	33, 288
(内、緊急地域)	(4, 580)	(3, 951)	(1, 882)	(10, 413)

※内閣府が都市再生緊急整備地域の存する自治体に対して行うアンケートに基づく (平成28年4月時点)

・ まちづくり推進課が実施した本租税特別措置の適用対象である認定都市再生事業者へのヒアリングによると、ほぼ全ての認定事業者が本租税特別措置をインセンティブとしていることから、本租税特別措置が目標の達成に直接的に効果を発揮していると考える。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

・ 点検項目⑦にて対応

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に 分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

点検項目®にて対応

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、\$、\$及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税9)
		【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。 ・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、3割増償却(5年間)) 【適用要件】 ・平成31年3月31日までに取得し、供用すること・地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上2)居住者等利便施設整備費が10億円以上
		(連結法人:法§68の35、令§39の64、規則§22の42)
4	担当部局	都市局まちづくり推進課
	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度~30年度
6	租税特別措置等の創設	고수 15 년 후 · 소네크.
	年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 17 年度 適用期限の 2 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度~30年度)
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市 の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。

9 有効性 ① 適用数等

《政策目的の根拠》 都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、 民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取 り組んできているところである。 地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山 積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、 防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環 境等生活の場としての都市の環境全般を向上させること等の都市再生の 取り組みが引き続き必要である。 直近では、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) におい て、優良な民間都市開発事業の実施を加速させることにより、ビジネス・ 生活環境の向上等を図ることが盛り込まれたところである。 また、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議 決定)においても、大都市において、ビジネス・生活環境の整備や大規 模災害に対する環境整備等を図るため、民間都市開発事業を強力に推進 することが盛り込まれたところである。 それらの点から、引き続き、国全体の成長を牽引する大都市について、 都市再生に資する優良な民間都市開発事業を促進する施策を講じていく 必要がある。 本特例措置は、国土交通大臣が認定した事業を実施する者に対して税 制上の特例措置を講ずることにより、戦略的・重点的に優良な民間都市 開発事業を促進するものであり、引き続き、当該施策の推進を図るため、 本特例措置の適用期限を延長する必要がある。 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 ② 政策体系 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する における 政策目的 の位置付 け ③ 達成目標 及びその 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 実現によ 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域にお る寄与 いて、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市再生を図り、 都市の魅力を高める。 →2020年(平成32年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東 京が 2012 年 4 位→3 位以内に入る →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都 市開発事業の平成24年度から平成32年までの建設投資累計額 目標值:8兆円~11兆円 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民 間都市開発事業を促進し、都市再生緊急整備地域における更なる建設投 資を促すことを通じて、我が国の活力の源泉である都市について、都市 機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の 魅力を高めることができる。

9		① 週用剱寺	
	等		(適用計画実績) 25 年度: 3 計画 (5 件) 26 年度: 4 計画 (6 件) 27 年度: 4 計画 (6 件) 28 年度: 4 計画 (4 件)
			※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の 集計値(実数)
			(適用計画数見込み) 29 年度:4計画 30 年度:4計画 ※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数 の実績と、平成17年度から平成27年度の適用実績の年平均から新 規適用見込みを割り出して推計。
			(適用額実績) 法人税 25 年度: 3,685 百万円 26 年度: 3,150 百万円 27 年度: 3,419 百万円 28 年度: 2,545 百万円
			※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による 減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率(H25~26年度: 25.5%、 H27年度: 23.9%、H28年度: 23.4%)で割り戻して推計したもの。
			(適用額見込み) 法人税 29 年度:1,534 百万円 30 年度:1,536 百万円
			※適用額見込みについては、認定事業者に対するアンケート調査による 減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率(H29年度:23.4%、H30年度:23.2%)で割り戻して推計したもの。
			「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
			・ 本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものであり、特定の者に偏った適用となるものではない。また、前回要望時の所期の想定では、適用計画数が年平均5計画程度と予測していたところ、直近2年間で年平均約4計画程度の適用と同程度であり、適用数は想定外に僅少ではない。

②減収額

(減収額実績)

25 年度: 940 百万円 26 年度: 803 百万円 27 年度: 817 百万円 28 年度: 596 百万円

※減収額実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)

(減収額見込み)

29 年度: 359 百万円 30 年度: 356 百万円

※算定根拠については別紙(減収見込額調書)参照

③ 効果·税収 減是認効 果

《効果》

民間都市再生事業計画は、平成28年8月末現在95計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資額は約3.6兆円となり中間目標(平成24年度~27年度までの建設投資累計額:4~5兆円)には届かなかったものの、現時点での平成28年度~平成32年度までの建設投資累計額(見込)が約4.9兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移しているところ。

認定事業者へのヒアリングによると、「都市再生事業に代表される開発事業は、特に開業後数年間のキャッシュフローが厳しく取組ハードルは高いが、割増償却による課税繰延等のようにキャッシュ創出措置等の支援があれば、事業判断に大きな影響を与える」旨コメントがあり、引き続き、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成を目指したい。

《税収減を是認するような効果の有無》_

本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。

特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。

本特例による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における認定事業(95計画)における建設投資累計額は合計 44,518 億円、経済波及効果は111,993 億円と試算され、税収増効果は11,788 億円と試算され、今後の建設投資においても同様の経済波及効果・税収増効果が見込まれることから、将来においても税収減を是認できるような効果が生じると考えられる。

10	相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	本特例措置は、都市再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、これまでの多数の事業者への適用実績を踏まえても、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。
	③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解	-
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成26年8月(国交17)

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額:平年度 358 百万円

358 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

 $(\langle 12 \rangle + \langle 17 \rangle)/2 =$

・ 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額 都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適 用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での 建築物等の平均取得価額(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込) 35,232 百万円 <1> このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると 建物取得価額:<1>×65% 22,901 百万円 <2> 設備取得価額:<1>×35% 12.331 百万円 <3> 新規に適用される平均計画数 都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適 用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での 適用計画数(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込) (H17~H27年度計 4計画で、年平均 4計画/11年≒1計画 1 計画/年度 <4> 【平成29年度見込】 ・平成28年度に平成27年度より継続して適用される認定事業の計画数 2 計画 <5> ・平成28年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<5>= <6> 3 計画 ・ <6>のうち、平成28年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7> ・平成29年度に平成28年度より継続して適用される認定事業の計画数 <6>-<7>= 3 計画 <8> ・平成29年度に適用される認定事業の計画数見込 4 計画 <4>+<8>= <9> ・事業1計画あたり割増される減価償却額 建物は50年定額、設備は15年定額とすると、 {<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×30%(割増率)= 384 百万円 <10> ・事業1計画あたり減収見込み <10>×23.4%(法人税率)= 90 百万円 <11> ・平成29年度の減収見込額 $\langle 9 \rangle \times \langle 11 \rangle =$ 359 百万円 <12> 【平成30年度見込】 ・ <9>のうち、平成29年度をもって適用が終了するもの 1 計画 <13> ・平成30年度に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数 <9>-<13>= 3 計画 <14> ・平成30年度に適用される認定事業の計画数見込 4 計画 <4>+<14>= <15> ・事業1計画あたり減収見込み <10>×23.2%(法人税率)= 89 百万円 〈16〉 ・平成30年度の減収見込額 $\langle 16 \rangle \times \langle 15 \rangle =$ 356 百万円 <17> 以上より、平年度の減収見込額は、

(行政機関名:国土交通省)

制度名		術研究都市建設促 賞却制度の延長	足進法に基づいて	て整備される文化学術研究施設
税目	法人税			
区 分	□新設	□拡充	■延長	

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成すること) について、「平成28年度までの施設立地目標は140施設、施設整備率は全地域平均でお おむね47%としている」と説明されているが、延長を要望している平成30年度までの目 標を明らかにする必要がある。

【国土交通省の補足説明】

① 達成目標の設定 (評価表中 83 《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄へ の補足説明)

平成 30 年度までの施設立地目標は 145 施設、施設整備率は全地区平均でおおむね 50% と設定する。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数及び適用額(平成27年度の法人税)について、適用件数3件及び適用総額 105.1 百万円と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 適用数及び適用額の実績把握(評価表中9①の欄への補足説明) 件数・取得価格については現地立地企業及び府県アンケート調査による。算出方法は 以下のとおり。

(算定式)

I 建物及び付属設備:取得価格(2億円以上)×特別償却率(6/100)

Ⅱ 機械及び装置:取得価格(240万円以上)×特別償却率(12/100)

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数 (法人税) 2 件及び適用額 (法人税) 14,231千円 (平成26年度) は、前回 (平成26年度) 評価時の将来推計9件及び40百万円の5 割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 僅少・偏りの状況(評価表中9①の欄への補足説明) 初期の想定より実績が下回ったのは、景気は回復傾向であるものの、設備投資につい て慎重になり規模縮小・見直しを行ったこと等が影響し、要件に合致しなかったことが 推測される。

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数及び適用額について、平成 30 年度における適用件数 5 件及び適用総額 300.5 百万円等と説明されているが、算定根拠 (算定に用いた数値、計算式及びその根拠) が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 将来の適用数等(評価表中9①の欄への補足説明) 件数・取得価格については現地立地企業及び府県アンケート調査による。また、取得価格が未定の場合については要件合致の最低条件と仮定。算出方法は以下の

とおり。

(算定式)

I 建物及び付属設備:取得価格(2億円以上)×特別償却率(6/100)

Ⅱ 機械及び装置:取得価格(240万円以上)×特別償却率(12/100)

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の効果について、「本税制特例措置を活用した企業(活用見込みを含む)にあてたアンケート結果より企業立地に係わる意思決定に対して、重要なインセンティブとなったと回答した企業が、回答数13社のうち7社であった」と説明されているが、7社の年度ごとの内訳は示されておらず、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 過去の効果 (評価表中 9③租税特別措置等による直接的な効果の欄への補足説明) 平成 25 年度から平成 27 年度までの間に研究所用施設は 121 施設から 129 施設へ増加した。平成 27 年度までに本税制特例措置を活用した企業にあててアンケートをとっており、その内、分析対象期間である平成 25 年度及び平成 27 年度に本特例措置を活用し新規立地した企業 2 社からは、企業立地に係わる意思決定に対して重要なインセンティブとなったという回答を得ている。さらに、平成 25 年度に新規立地した 1 社については「税制特例がなければ立地しなかった」との回答及び平成 27 年度に立地した 1 社については、「弊社の用地選定においては、企業立地における優遇施策(補助金、税制優遇)等の調査結果を踏まえて意思決定している。」と回答していることから、2 社ともに特別措置に直接的な効果があったと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果について、「H28以降については過年度の実績を元に年当たりの平均値を算出」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた過年度の範囲等)が明らかにされていない。
- ② 将来の効果について、「今後2年間においても多数の研究所施設の進出が見込まれており関連施設等の新規立地が期待される」と説明されているが、2年間の利用見込企業の立地件数及び整備率の増加に占める割合が不明であり、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 将来の効果(評価表中93(効果)○達成目標の実現状況の欄への補足説明)平成25年度から平成27年度の各年度の整備率上昇値から平均上昇整備率を算出し、平成28年度以降の整備率に加算。算出方法は以下のとおり。

(算定式)

期間	整備率	整備率上昇値(%)
平成 25 年度~平成 26 年度	: 44.7 - 42.9	= 1.8
平成 26 年度~平成 27 年度	: 48.1 - 44.7	= 3.4
平均上昇整備率	$: (1.8+3.4) \div 2$	= 2.6

 前年度整備率
 平均上昇整備率
 整備率 (%)

 平成 28 年度:
 48.1
 +
 2.6
 =
 50.7

 平成 29 年度:
 50.7
 +
 2.6
 =
 53.3

 平成 30 年度:
 53.3
 +
 2.6
 =
 55.9

② 将来の効果(評価表中 9③《効果》○租税特別措置等による直接的な効果の欄への補足 説明)

現地立地企業及び府県アンケート調査により新規立地企業は平成28年度から平成29年度までに11社見込まれている。その内、本特例措置活用が見込まれる企業は5社である。

租税特別措置の直接的な効果の予測及び事後の検証にあたっては、立地企業に対してアンケート調査等を実施し、「税制特例がなければ立地しなかった」もしくは「税制特例がなくても立地を検討した」かどうかを択一回答する項目を設けるなどして直接的な効果の予測及び事後の検証をおこなっている。

直接的な効果の予測について、今後立地を予定している企業の1 社からは、立地場所の選定において特別措置の存在を踏まえて意思決定している旨の回答を得ており、特別措置の直接的な効果があると推測される。

過去のアンケートにおいて、立地の検討において、重要なインセンティブとなったと回答した企業の割合は約50%であることから、今後2年間に立地予定の企業5社のうち、約半数は本特例措置を踏まえて立地の意思決定をしていると推測される。

【点檢結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に 分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 過去の税収減是認効果 (評価表中 9③ 《税収減を是認するような効果の有無》の欄への 補足説明)

平成 25 年度から平成 27 年度までの間に研究所用施設は 121 施設から 129 施設へ増加した。平成 27 年度までに本税制特例措置を活用した企業にあててアンケートをとっており、その内、分析対象期間である平成 25 年度及び平成 27 年度に本特例措置活用し新規立地した企業 2 社からは、企業立地に係わる意思決定に対して重要なインセンティブとなったという回答を得ている。さらに、平成 25 年度に新規立地した 1 社については「税制特例がなければ立地しなかった」との回答及び平成 27 年度に立地した 1 社については、「弊社の用地選定においては、企業立地における優遇施策(補助金、税制優遇)等の調査結果を踏まえて意思決定している。」と回答していることから、2 社ともに特別措置に直接的な効果があったと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に 分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 将来の税収減是認効果 (評価表中 9③ 《税収減を是認するような効果の有無》の欄への 補足説明)

現地立地企業及び府県アンケート調査により新規立地企業は平成28年度から平成29年度までに11社見込まれている。その内、本特例措置活用予定の企業は5社である。

租税特別措置の直接的な効果の予測及び事後の検証にあたっては、立地企業に対してアンケート調査等を実施し、「税制特例がなければ立地しなかった」もしくは「税制特例がなくても立地を検討した」かどうかを択一回答する項目を設けるなどして直接的な効果の予測及び事後の検証をおこなっている。

直接的な効果の予測について、今後立地を予定している企業の1 社からは、立地場所 の選定において特別措置の存在を踏まえて意思決定している旨の回答を得ており、特別 措置の直接的な効果があると推測される。

過去のアンケートにおいて、立地の検討において、重要なインセンティブとなったと 回答した企業の割合は約50%であることから、今後2年間に立地予定の企業5社のうち、 約半数は本特例措置を踏まえて立地の意思決定をしていると推測される。 -408-

【国交08】

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目③に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設							
	租税特別措置等の名称	に係る特別償却制度の延長							
2	対象税目	(法人税:義)(国税 6)							
		【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】							
3	租税特別措置等の内容	《内容》							
		関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施							
		設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一							
		定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却							
		を認めている。							
		·建物及び付属施設 (取得金額 2億円以上)特別償却率 6/100							
		・機械及び装置 (取得金額 240 万円以上)特別償却率 12/100							
		※対象資産を新設または増設したものに限定。							
		《関係条項》							
		・租税特別措置法 第44条、第68条の19							
4	担当部局	・同法施行令 第 28 条の 4 都市局都市政策課都市政策調査室							
,		1111/1011111以来就1111以来测直主							
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 28 年 7 月							
	対象期間	分析対象期間:平成 25 年度~平成 30 年度							
6	租税特別措置等の創設	昭和62年新規・特別償却率(文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100							
	年度及び改正経緯	(文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100 ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年 3月 31日迄							
		平成元年 適用期限2年延長							
		平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長							
		平成5年 適用期限2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止							
		特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100							
		機械及び装置 28/100							
		平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100							
		機械及び装置 26/100							
		平成11年 適用期限2年延長 資金額要件の緩和(5億円以上→2億円以上) 面積要件の撤廃(3,000㎡→撤廃)							
		平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100							
		機械及び装置 25/100 平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100							
		機械及び装置 24/100							
		平成17年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100							
		平成19年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100							
		平成21年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 8/100							
		機械及び装置 16/100 平成23年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 6/100							
		機械及び装置 12/100 平成25年 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 6/100							
		機械及び装置 12/100 平成27年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100							
		機械及び装置 12/100							
		※対象資産を新設または増設したものに限定。							

7	海田ワ!	は延長期間	2 年間(平成 29 年度~平成 30 年度)
		T	
8	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその ・根拠	関西文化学術研究都市建設促進法(以下、「促進法」という。)に基づ
		1RJC	き、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国
			│及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とす │_
			δ .
			《政策目的の根拠》 ○関西文化学術研究都市建設促進法
			○関四又化子側研究部中建設促進法 ・第1条「関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、
			その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき
			ての実施を促進することにより、文化、子州及び研究の中心となるへき 都市を建設
			・第10条「国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずる
			ものとする
			ものとする] ○関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針(平成19年4月24日)
			国及び地方公共団体の役割として、「文化学術研究施設等の整備、誘導
			を推進
			○新たな国土形成計画(平成 27 年 8 月閣議決定)
			・リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成
			「国及び独立行政法人並びに企業の様々な研究機関、大学等が集積す
			る筑波研究学園都市、大学、研究機関、オンリーワンな技術を有する中
			小企業等が集積する関西文化学術研究都市や、沿線の大学、研究機関等
			の連携が強化されるなど、知的対流(ナレッジ・リンク)の形成・拡大
			により、スーパー・メガリージョン内外のヒト、モノ、情報の高密度な
			連携から、高度な価値創造が行われる可能性がある。」
			│ ・「次世代がん治療の開発実用化、生活支援ロボットの実用化、革新的な
			 省エネルギー技術の開発等を目指す筑波研究学園都市、最先端医療技術
			│ │を始めとする健康・医療分野や、スマートコミュニティ等のエネルギー
			│ │分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市
			の集積を始めとして、大学、試験研究機関等は重要な知的・人的資源で
			│ │あることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する」
			〇近畿圏広域地方計画(平成 28 年 3 月策定)
			・関西成長エンジンプロジェクト
			 イノベーションを支える知の拠点整備事業
			高度な知的人材集積事業
			〇第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年閣議決定)
			「我が国では、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の形成を
			進めてきた。また、近年、基礎研究から応用研究、開発研究へと一方向
			に進むリニアモデルではなく相互に作用しながらスパイラル的に進展す
			る状況も生じており、多様な主体を引き寄せる場を形成することが、イ
	•		

			ノベーションの	の迅速な創	削出に一層	有効」						
		②政策体系	促進法第 10 条	(税制上0	D措置)							
		における	政策目標7	都市再生	・地域再生	生の推進						
		政策目的	施策目標 25	都市再生	・地域再生	上を推進す	トる					
		の位置付け	業績指標 94 (②関西文化	化学術研究	党都市にお	おける立地	施設数				
		③ 達成目標	《租税特別措置	等により道	達成しようと	∸する目標	»					
		及びその	本都市にふる	きわしいな	文化学術研	f究施設の	立地を促	進し集積度	を高め、			
		実現による寄与	学研都市として	ての総合的	りな集積メ	リットが	発揮され	ることによ	って、我			
		্থন ্	が国のみならる	ず世界を作	代表する文	て化・学術	・研究の	拠点を形成	すること			
			を目標とする。	を目標とする。								
			拠点形成、釒	集積メリ ッ	ットの発揮	のために	は一定の	施設が必要	なことか			
			ら、施設立地数	数及び施討	投整備率を	目標とし	ており、	平成 28 年月	度までの施			
			設立地目標は	140 施設、	施設整備	事は全地 かんりゅう	区平均で	おおむね 4	7%として			
			いる。									
			最終的には	学研都市の	り集積メリ	リットを発	揮するた	め、平成36	6年度末ま			
			でに、施設整備	備率を全地	也区平均で	ぎおおむね	60%以上	とすること	き目標と			
			する。	ける。								
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》								
				本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位								
			にさせ、立地の									
			誘導する。その									
			携等により研究									
			の創出、地域の									
			ある、我が国及	なび世界の)文化等の	発展並び	に国民経	済の発達に	寄与する。			
	± 55.64	~ 本田粉生										
9	有効性 等	① 適用数等			ns & & / \$\dag{\phi}			1000 年本 / 中体を				
				適用件数	25 年度(実績) 適用法人数	適用総額	適用件数	H26 年度(実績』() 適用法人数	連位:白万円】			
				2	2	3.0	2	2	14. 2			
					27 年度 (推計)			H28 年度 (推計)	14.2			
				適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額			
				3	2	105. 1	5	3	69. 4			
				Н	29 年度 (推計)			H30 年度(推計)				
				適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額			
				5	3	474. 5	5	3	300. 5			
			※1 適用総額につ	いては、特別	川償却限度額	(単位:百万	円)	•				
			※2 H25~26 実績									
			※3 H27~30推計 前回再切時の									
			前回要望時(7所期の2	きん じはキ	- 风 Z / 年 /	支 川 11年程	及Cア測し	しいにと			

:			ころ3件の適用	コズキュナ	λ \$ π	+ 27 年	庄北元 1-	- L ±C=	:n 士 +_ l+	- - +
			定となったこと							
			ない。							
	(2)	減収額								
				H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
				(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	
			減収額	0.8	3. 6	25. 2	16. 2	111.0	69. 8	
			減収額につい		適用数等	こにおい	て示した	適用総額	ほり、下	記算定式
			により算出した。 【算定式】							
			│【昇疋式】 │適用総額×法人	税率						
			※法人税率について	: itH25・26	:0.255, H2	27:0.239、H	H28·29:0.2	34、H30:0	.232 にて計	- 算
	3	効果·税収	《効果》							
		減是認効	〇達成目標の実	現状況						
		果							(単位:件数)	İ
				H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
			施設立件数	(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)	
			※1 H28~30 につし	121	126		ļ	ļ	142	I
			%1 H2630 IC 30	,, CIQ 1721	也立地正未	:XUN 未	6 C) J·) -	「和木に	(単位:%)	
				H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
				(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)	
			施設整備率	42. 9	44. 7	48. 1	50.7	53.3	55.9	
			※1 H28 以降につい	ハては過年	度の実績を	元に年当	りの平均値	を算出し加	算	
			〇所期の目標の	達成状?	뮤					
			文化・学術・		-	に向け	て着実に	整備が過	進んでお	り、平成
			28 年度 4 月時点	āで 130 t	施設と平	成 28 年	度末まて	での施設:	立地目標	140 施設
			に届いていない	\状況。	拠点形成	、集積.	メリット	の発揮の	のために	は一定の
			施設立地が必要	なため、	引き続	きの本物	寺例措置:	が必要で	ある 。	
			施設整備率に						–	
			でおおむね 479			こおり、	平成 27	年度末で	:、約 48	%となっ
			ており、目標は							
			最終的には施					_		め文化字
			術研究施設の集				こは至つ	ていない	۰,	
			〇租税特別措置 本税制特例措	-			田目おむ	今か)に	- あてた	マンケー
			本税利特例指 ト結果より企業							
			となったと回答							- / 1 /
			本税制を活用							があると
			評価できる。ま							
			I							

		込まれており関連施設等の新規立地が期待される。そのうち、平成29年度予定企業も本特例措置の活用を予定していることから、本特例措置は達成目標の実現に寄与しているといえる。
		《税収減を是認するような効果の有無》
		H27年度に新規立地した研究施設については、上記減収額に比して数十億円の大規模な投資が行われており、大学や他機関との共同研究・交流等が進み、研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果が期待できることから、十分に税収減を是認できるものと評価出来る。平成 25 年度から平成 27 年度までの間に研究所用施設数は、121 施設から 129 施設へ増加し、今後 2 年間においても多数の研究所施設の進出が見込まれており関連施設等の新規立地によって集積度が高まり、学研都市の集積メリット発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであり、今後も税収減を是認する効果が期待され
10 相当性	① 租税特別 措置るべき 等	る。 研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなることから、事業者の初期投資の負担を図ることができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。 租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。 適用対象については、投資資金額が2億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、関西文化学術研究都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最小限の措置である。また、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定の者のみに優遇が受けられるといった公平性を欠くものではない。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割	

	分担	
	③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解	_
	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 26 年 8 月 【国交18】

(行政機関名:国土交通省)

	制度名	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の 延長
	税目	法人税、所得税
ĺ	区 分	□新設 □拡充 ■延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数及び適用額について、「対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもと に都市局まちづくり推進課で推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値 及び計算式)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

平成26年度の全適用件数は、市町村へのアンケート及び過去の実績から算出した結果136件であった。そのうち「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により、法人の適用件数は62件であり、所得税は74件(136件-62件)であった。同様に、平成27年度の全適用件数は140件であり、法人税と所得税の割合は平成26年度の割合で按分し、法人税が64件、所得税が76件と推計した。

適用額については、1件あたりの適用額を「(別紙) 1件あたりの適用額の考え方」により算出し、適用数と掛け合わせることで算出した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数(法人税)62 件及び適用額(法人税)5,633 百万円(平成26 年度)は、前回(平成25 年度)評価時の将来推計157 件及び20,494 百万円の5 割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

前回要望時の想定より適用実績が下回ってはいるが、平成26年度の制度改正の影響を鑑みると、想定外に僅少な水準ではないと考えている。

【点検結果

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。 【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額について、適用数に関して「政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている」、また、1件当たりの適用額に関して「平成26年度の『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』(財務省)に記載されている法人税の1件あたりの適用額を、三大都市圏の地価変動率『日本の統計(総務省HP)』で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

平成26年度の全適用件数は、市町村へのアンケート及び過去の実績から算出した結果136件であった。そのうち「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により、法人の適用件数は62件であり、所得税は74件(136件-62件)であった。同様に、平成27年度の全適用件数は140件であり、法人税と所得税の割合は平成26年度の割合で按分し、法人税が64件、所得税が76件と推計した。

適用額については、1件あたりの適用額を「(別紙) 1件あたりの適用額の考え方」により算出し、適用数と掛け合わせることで算出した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額について、適用数に関して「政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている」、また、1 件当たりの適用額に関して「平成 26 年度の『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』(財務省)に記載されている法人税の1 件あたりの適用額を、三大都市圏の地価変動率『日本の統計(総務省HP)』で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

平成26年度の全適用件数は、市町村へのアンケート及び過去の実績から算出した結果136件であった。そのうち「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により、法人の適用件数は62件であり、所得税は74件(136件-62件)であった。同様に、平成27年度の全適用件数は140件であり、法人税と所得税の割合は平成26年度の割合で按分し、法人税が64件、所得税が76件と推計した。

適用額については、1件あたりの適用額を「(別紙) 1件あたりの適用額の考え方」により算出し、適用数と掛け合わせることで算出した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果(平成25年度及び27年度)が把握されていない。
- ② 過去の効果 (平成 26 年度) について、「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する 報告書』(財務省) に記載された平成 26 年度の適用数及び『経済センサス基礎調査 (平

成26年)』から算出した資本金別の1事業者当たりの従業者数をもとに、本税制による 移転先での雇用創出効果を推計すると3,839人と推計される」と説明されているが、算 定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 平成25年度は平成26年度の制度見直し前のため、また、平成27年度は推計に用いる「経済センサス基礎調査」、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の値が出ていないため算出していない。
- ② 「(別紙) 移転先での雇用創出効果推計方法」を追加で添付

【点検結果】

- ① 過去の効果(平成27年度)が把握されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- (1) 将来の効果(平成31年度)が予測されていない。
- ② 将来の効果について、「将来的にも同程度の移転が行われると考えられ、人口増加を抑制する効果が期待される」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 効果を測定する数値の将来予測が出ていないが、適用数が従来から同程度で推移していることから、将来においても同様の効果をもたらすと考えている。
- ② 「(別紙) 移転先での雇用創出効果推計方法」を追加で添付。適用数は従来から同程度 で推移しているため、将来においても6.5%の人口増加を抑制する効果をもたらすと 考えている。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額 及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

点検項目⑤及び⑦で説明済

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

① 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

点検項目⑥及び⑧で説明済

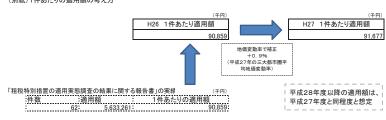
【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目③、⑦及び⑨に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

(別紙)1件あたりの適用額の考え方



【参考	】圈域別地価変動	率	(単位 %)
年次	全国平均	三大都市圏平均	地方圏平均
H25	△ 2.3	△ 0.2	△ 2.9
H26	△ 1.5	0.4	△ 2.1
H27	△ 0.9	0.9	△ 1.5

国土交通省HP「都道府県地価調査」http://tochi.mlit.go.jp/kakaku/chika-chousa

-414-【国交09】

(別紙)移転先での雇用創出効果推計方法

(1) 平成26年経済センサス基礎調査の第35-1表を用いて、資本金階級別の1事業所当たりの従業者数を求める。

(1)-1 「A~R 全産業(S公務を除く)」の値から、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)による適用件数がゼロの鉱業等の値を除く

A~R 全産業(S公務を除く)(注1)

資本金階級	300万円未満	300万円 ~500万円未満	500万円 ~1000万円未満	1000万円 ~3000万円未満	3000万円 ~5000万円未満	5000万円 ~1億円未満	1億円 ~3億円未満	3億円 ~10億円未満	10億円 ~50億円未満	50億円以上
(事業所数)総数(存続·新設)	109009	605406	224896	578309	71154	48014	16125	7893	3685	2234
(従業者数)総数(存続·新設)(注2)	668851	3642998	1681404	7437356	1917096	1995607	1126289	883904	657265	1307781

05 鉱業,採石業,砂利採取業(注1)

資本金階級	300万円未満	300万円 ~500万円未満	500万円 ~1000万円未満	1000万円 ~3000万円未満	3000万円 ~5000万円未満	5000万円 ~1億円未満	1億円 ~3億円未満	3億円 ~10億円未満	10億円 ~50億円未満	50億円以上
(事業所数)総数(存続·新設)	29	287	158	559	81	57	18	6	19	25
(従業者数)総数(存続·新設)(注2)	172	1562	1025	5668	999	1108	422	71	75	1758

A~R - 鉱業等

MW-Ar-A3										
資本金階級	300万円未満	300万円 ~500万円未満	500万円 ~1000万円未満	1000万円 ~3000万円未満	3000万円 ~5000万円未満	5000万円 ~1億円未満	1億円 ~3億円未満	3億円 ~10億円未満	10億円 ~50億円未満	50億円以上
(事業所数)総数(存続·新設)	108980	605119	224738	577750	71073	47957	16107	7887	3666	2209
(従業者数)総数(存続・新設)(注2)	668679	3641436	1680379	7431688	1916097	1994499	1125867	883833	657190	1306023

(1)-2 上記で求めた値を、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)で用いている資本金階級に合わせる。

資本金階級	~1000万円未満	1000万円 ~3000万円未満	3000万円 ~5000万円未満	5000万円 ~1億円未満	1億円 ~3億円未満	3億円 ~10億円未満	10億円以上	50億円以上
(事業所数)総数(存続·新設)	938837	577750	71073	47957	16107	7887	5875	2209
(従業者数)総数(存続·新設)(注2)	5990494	7431688	1916097	1994499	1125867	883833	1963213	1306023
1事業所当たり従業者数 (従業者数/事業所数) (a)	6.380760451	12.86315534	26.9595627	41.5893196	69.89923636	112.0620008	334.1639149	591.2281575

(注1) 資本金の不詳を含む。 (注2) 男女別の不詳を含む。

出典: 平成26年経済センサス-基礎調査 確報集計 事業所に関する集計 第35-1歳 産業(中分類) 資本金階級(10区分)、建株・木所(2区分)、存 統・新設・機業(平成24年〜8年)別民営事業所数及び男女別従業者数 (外国の会社を除く会社の単独及び本所事業所) 〜全国

(2) (1)で求めた値と「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の値を用い、資本階級別の従業者数を求める。

所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え(第1号)の業種別・資本金階級別適用件数及び適用額

	資本金階級	1,000万円以下	3,000万円以下	5.000万円以下	1億円以下	3億円以下	5億円以下	10億円以下	100億円以下	100億円超	
業種		件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	Ī
農林水産業		0	1	0	0	0	0	0	0	0	t
鉱業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	I
建設業 製造業 卸売業 小売業		0	3	1	1	0	0	1	0	0	I
製造業		3	3	5	1	0	0	0	0	0	I
卸売業		1	2	1	0	1	0	0	1	2	Ī
小売業		0	0	1	2	0	0	0	0	0	İ
料理飲食旅館業		0	0	1	0	0	0	0	0	0	I
金融保険業		0	0	0	0	0	0	0	2	0	I
不動産業		7	7	3	2	0	0	0	0	0	I
運輸通信公益事業		0	2	0	0	1	1	0	1	0	I
サービス業		1	0	1	0	0	0	0	0	0	Į
その他		1	0	0	1	0	0	0	0	0	I
合計	(b)	13	18	13	7	2	1	1	4	2	Ì

※「租税特別措置の適用実施調査の結果に関する報告書」の平成28年度の適用件数は82件であり、その内単独法人が6件、連結法人が1件であった。 適用のあった連結法人の事業所数が不明であり、効果が過大になることを避けるため、連結法人分については算定に用いていない。

1事業所当たり従業者数 (a)	6.380760451	12.86315534	26.9595627	41.5893196	69.89923636	112.0620008	112.0620008	334.1639149	591.2281575		
推計従業者数 (a)×(b)	82.94988587	231.5367962	350.4743151	291.1252372	139.7984727	112.0620008	112.0620008	1336.65566	1182.456315	合計	3,839

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		仇付別拍直寺に床る以来の争削計画音
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置 の延長
	対象税目	
2	对家祝日	(法人税:義・所得税:外)(国税 11)
		【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		個人または事業者が、既成市街地等*1 内にある事業用資産を譲渡し、特
		定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場合、その譲渡
		- - 益の 80%の課税を繰り延べることができる。
		譲渡対象: 既成市街地等*1 の区域内で店舗を除く事務所若しくは事業所とし
		て使用されている建物又は土地等*2で所有期間が10年を超えるも
		o o
		買換対象:土地等*2、建物、構築物又は機械及び装置のうち、近郊整備地帯
		等*3 及び政令指定都市の市街化区域又は都市開発区域の市街
		化調整区域以外の区域にあるもの(農林業は市街化区域以外)
		* 1…首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域及び名古屋市の一部
		*2…土地又は土地の上に存する権利
		*3…首都圏の近郊整備地帯、近畿圏の近郊整備区域及び中部圏の都市整
		備区域(名古屋市の一部を除く)
		《関係条項》(所得税)第37条第1項の表の第1号
		(法人税)第 65 条の7第1項の表の第1号
4	担当部局	都市局 まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 28 年8月 分析対象期間:平成 25 年度~平成 31 年度
	対象期間	
6	租税特別措置等の創設	昭和44年度創設
	年度及び改正経緯	昭和50年度 5年延長
		昭和 55 年度 5年延長 昭和 60 年度 5年延長
		平成2年度 1年延長
		平成3年度 5年延長(条件変更)
		平成6年度 条件変更
		平成7年度 条件変更
		平成8年度 5年延長
		平成 10 年度 条件変更
		平成 13 年度 5年延長(条件変更) 平成 18 年度 5年延長
		平成 18 年度 5年延長 平成 23 年度 3年延長(条件変更)
		干成 23 千度 3 千延長(末 仟を受) 平成 26 年度 3 年延長(条件変更: 4 号廃止、5 号を縮減し1 号に統合)
7	適用又は延長期間	3年間
		(所得税)平成 29 年 12 月 31 日まで → 平成 32 年 12 月 31 日(3 年延長)

			(法人税)平成 29 年3月 31 日まで → 平成 32 年3月 31 日(3 年延長)
8	必要性	① 政策目的 及拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 三大都市圏の既成市街地等への産業及び人口の過度な集中を抑制するため、これまで政策区域において産業及び人口の適正配置を推進することで成果をあげてきた。引き続き、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に向け、大都市圏の秩序ある発展を目指す。 《政策目的の根拠》・首都圏整備法(昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号)第一条「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」・近畿圏整備法(昭和三十八年七月十日法律第百二十九号)第一条「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」・中部圏開発整備法(昭和四十一年七月一日法律第百二号)第一条「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。」 三大都市圏の都心部への人口・産業の過度な集中による外部不経済を解消し秩序ある発展を図ることを目的としている。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標:7 都市再生・地域再生の推進 施策目標:25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標 及び現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編を図ることを目標とする。 【補足説明】延長要望期間中(平成29年度~平成32年度)の各年度において経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回ることを目標とする。 《政策目的に対する租稅特別措置等の達成目標実現による寄与》既成市街地等から近郊整備地帯等及び都市開発区域の市街化区域への事業用資産の買換えの際の費用負担を軽減し、三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的かつ持続可能な都市圏構造への再編を図ることで、過度な集中による外部不経済を解消し、集約型都市構造への再編及び大都市圏の秩序ある発展に寄与する。

9 有効性	① 適用数等	〇所得税							
等	J	年度	₩ c + 0.5	00	0.7	28	29	30	31
		区分	平成 25	26	27	(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)
		適用件数(件)	_	74	76	75	75	75	75
		適用額(百万円)	_	6,724	6,968	6,876	6,876	6,876	6,876
		〇法人税							
		年度	平成 25	26	27	28	29	30	31
		区分	1 190 20			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)
		適用件数(件)	_	62	64	63	63	63	63
		適用額(百万円)	_	5,633	5,868	5,776	5,776	5,776	5,776
		(1)平成 26 年度 <i>0</i>							見直し前
		である平成 25 年							
		(見直し前)既成	市街地等	→近郊劉	整備地 带	等及び	政令指定	定都市の)市街化
				区域I	内				
		(見直し後)既成	市街地等	→近郊劉	坚備地 带	等及び	政令指定	定都市の)市街化
				区域	内又は都	『市開発	区域の	市街化区	区域内
		(2)適用件数及び	適用額は対	付象都府	F県及び	政令市へ	ヽのアン	ケート調	査をもと
		に都市局まちづく	くり推進課	で推計。	ただし、	法人税	の平成2	6 年度分	汁について
		は「租税特別措施	置の適用乳	実態調査	の結果	に関する	報告書	」(財務1	省)によ
		る。なお、当該報	告書から	適用者数	女は適用	件数と同	司数と想	定する。	
		また、平成 28	年度の見:	込みにつ	いては	、平成2	6年度か	ら平成	27年度実
		績の平均値から	算出し、平	成 29 年	度以降	の見込	みについ	ては、円	平成 28 年
		度の見込みと同	程度の適り	用件数及	なび適用	額を見え	込んでい	る。	
		(3)「租税特別措置	の適用実	態調査	の結果に	に関する	報告書」	(財務省	()に記載
		されている平成	26 年度の	適用実績	責を参照	すると、	11 の業	種への道	適用があ
		り、想定外に特定	この者への	偏りはる	みられな	い。			
		また、前回要望	望時の所其	月の想定	では適用	用数は3	80 件程	度と予測	肌していた
		ところ、直近2年	間の平均で	で 140 件	程度の	適用がる	あり、想象	定外に値	少とはな
		っていない。件数	が下回っ	たのは、	平成 26	年度の	制度見ī	直しに関	する周知
		が不足していたす	可能性がネ	きえられ	る。				
	②減収額	〇所得税							
		年度	平成 25	26	27	28	29	30	31
		区分				(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)
		減収額(百万円)	_		1,045		1,031	1,031	1,031
		・各年度の減収見							
		減収見込額=							
		※1…政策区	☑域を含む	市町村	が発行す	る譲渡	資産が正	女策区 域	内又は
		外であ	ることを証	囲する	证明書の)発行件	数を、毎	年度市	町村への
		アンケ	ートにより	調査し、	その調査	査結果を	基に推	計を行っ	ている。
		※2…平成2	6年度の「	租税特别	別措置の	適用実	態調査の	の結果に	関する報
		告書」	(財務省)	こ記載さ	れている	る法人税	の1件&	5たりのi	適用額
		を、三	大都市圏の	の地価変	を動率(「	日本の	統計(総	務省HP)」で補正
		し、毎:	年度の1件	当たりの	の適用額	を推計	している	。平成 2	8年度以
		降の地	也価は平成	27 年度	と同水	準と仮定	とた。		
		※ 3…15%で	算出。						

○法人税

年度	平成 25	26	27	28	29	30	31
区分	1 790 20			(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)
減収額(百万円)	_	1,436	1,402	1,352	1,352	1,340	1,340

- ・減収見込額の算出式は所得税と同様。
- ・適用件数は対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局まち づくり推進課で推計。ただし、法人税の平成26年減収額については「租税特 別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算出。

なお、平成28年度の見込みについては、平成26年度から平成27年度実 績の平均値から算出し、平成29年度以降の見込みについては、平成28年 度の見込みと同程度の適用額を見込んでいる。

・税率は、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%、平成 30 年度以降は 23.2%で算出。

③ 効果・税収 《効果》 減是認効 ・果

〇達成目標の実現状況

平成 26 年内の事業所数等の増減

	事業所数			
	于木川玖	内従業者	内従業者	従業者数
	計	30 人~299	300人以上	(人)
近郊整備地帯等及 び都市開発区域	▲2.47%	▲0.07%	+1.48%	+0.47%
全国(上記区域を除 く)	+8.06%	+0.23%	▲4.64%	▲0.60%

資料:工業統計表「市区町村編」データ(経済産業省大臣官房調査統 計グループ)

〇所期の目標の達成状況

- ・製造業の従業者数については、近郊整備地帯等及び都市開発区域の増加 率の方が、全国の増加率よりも高く、前回要望時の目標を達成しており、既 成市街地等における人口・産業の過度の集中を防止し、効率的かつ持続可 能な都市圏構造への再編が一定程度進捗している。
- ・事業所数については、近郊整備地帯等及び都市開発区域の増加率の方 が、全国よりも低い値となっているが、規模の大きい事業所に限れば目標を 達成している。

〇租税特別措置等による直接的な効果

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に記載さ れた平成 26 年度の適用件数及び「経済センサス基礎調査(平成 26 年)」から 算出した資本金別の1事業者当たりの従業者数をもとに、本税制による移転 先での雇用創出効果を推計すると3,839人と推計される。

上記の雇用創出効果のうち、正規職員に相当する数の者が事務所の移転 に伴い移転するものと仮定し、また、正規職員とその家族がすべて移転すると 仮定すると、「就業構造基本調査(平成24年)」による正規職員比率、「国民生 活基礎調査(平成 26 年)」による一般常雇者世帯(最多所得者が個人業主、 会社、団体、官公庁に雇われている者の世帯)の平均世帯人員数から推計す ると、既成市街地等からの移転者は以下の表の通りとなる。

推計雇用創出効果	うち正規職員	既成市街地等からの移転人数
(a)	(b)=(a) \times 0.618	(c)=(b) \times 2.85
3,839	2,373	6,763

			※1…推計雇用創出効果は、適用件数1件につき1事業所が移転すると仮定し、資本金別の適用件数に、資本金別の1事業所当たりの従業員数を乗じて推計。 ※2…既成市街地等からの移転人数=うち正規職員×一般常雇者世帯の平均世帯人員数 一方、国勢調査によると、平成22年から平成27年の期間における既成市街地等の年当たりの人口増加の平均は約9.8万人であり、平成26年も同様に推移していたとすると、上述の推計により移転人数がなかった場合、平成26年は「9.8+0.68」万人増加と推計できるところであり、仮定によるものであるが、本税制の適用を受けた移転により既成市街地等においては、「0.68÷(9.8+0.68)×100」=6.5%の人口増加を抑制する効果があった。将来的にも同程度の移転が行われると考えられ、人口増加を抑制する効果が期待される。 《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置の税収減は毎年約15億円であるが、これまで、本特例措置によって政策区域において産業及び人口の適度な集中を抑制するとい
			う効果をあげてきた。 将来的にも同程度の税収減が見込まれるが、引き続き、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現という効果をあげることができると考えられる。
10	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	事業用資産の買換え等については、その税負担が重要な判断要素のひと つとなっており、要件に該当する資産の買換え等による工場移転等を確実に 支援するためには、税制上の特別措置により対応することが相当である。 また、本特例措置の適用要件は、譲渡資産の用途を既成市街地等におけ る、店舗を除く事務所及び事業所(工場、作業場、倉庫等)に限定し、買換資 産の対象区域を三大都市圏の近郊整備地帯の市街化区域等に限定してお り、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現と いう政策目的に照らして適正かつ必要最低限の措置である。
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の)見解	_
12		事前評価又は事)実施時期	平成 25 年8月(H25国交15)

(行政機関名:国土交通省)

制度名	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
税目	法人税、所得税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 政策目的(地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市の再生を推進する)に対する達成目標の寄与について、「本措置は、都市機能誘導区域外に事業の用に供する資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合に、税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより都市機能誘導区域内への都市機能集積が推進されることで、都市再興を実現するための手段となり都市機能集積率の上昇に寄与するものである」と説明されているが、評価書上は、創設以来適用実績がないにもかかわらず目標は達成されているため、租税特別措置等の達成目標としては不適切であり、本特例措置によって政策目的が実現されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

本税制は、交通の利便性の高い都市の中心部等において、施設の充実を図りながら都市の機能を高めることを目的とするものであり、人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積における、主要な拠点地域(一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ(500mメッシュ)単位でヒアリングしたもの)の延べ床面積の割合の増減率を示す都市機能集積率との親和性が高く、前年度比0%以上という目標に貢献し得るものである。

その上で、人口減少時代を迎える中、都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・ 都市機能の拡散に歯止めをかけ悪化させないことが重要であることから、本特例措置の達 成目標の設定としては適切であると考えている。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数及び適用額(平成26年度の法人税)について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

適用を受ける前提となる民間誘導施設等整備事業計画の大臣認定の実績がないため、適 用件数・適用額は0である。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数(法人税)2件(平成26年度)は、前回(平成25年度)評価時の将来推計20件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

市町村への立地適正化計画の取り組みに関する意向調査を踏まえて、税制適用に必要な計画が作成されることを前提として減収見込み額を推計していたが、計画の作成については、住民や関係者の理解を得るために一定の時間を要する。当初の前提より計画の作成に時間がかかり、結果として本特例の適用実績が出てくるまでに一定の時間を要することも考え得るため、適用数は想定外に僅少ではない。

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数及び適用額(平成29年度から31年度までの所得税及び法人税)について、別紙により算定されているが、上記③僅少・偏りの状況のとおり、大きく予測を外した前回の算定方法とほぼ同じであるため、「平成28年8月1日現在、計画を作成・公表している市町村は4つあり、289の自治体が計画の作成について具体的な取り組みを行っている」等の情報を活用するなどして、算定方法を適切にする必要がある。

【国土交通省の補足説明】

前回評価時の将来推計と適用実績に差異があるのは、算定方法の精度の問題では無く、立地適正化計画の作成に当初の前提よりも時間がかかっていることに起因するものであるから、算定方法は適切であると考えている。また、本税制適用の前提となる立地適正化計画について多数の市町村が作成中という段階であるため、調査対象が特定できず個別案件による算定も困難であることから、土地取引等の状況から減収見込み額を算定する前回の方法を使用している。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額(平成26年度の法人税)について、租特透明化法に基づき把握される適 用額を用いて把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

適用を受ける前提となる民間誘導施設等整備事業計画の大臣認定の実績がないため、過去の減収額は0である。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額(平成29年度から31年度までの法人税)について、別紙により算定されているが、上記③僅少・偏りの状況のとおり、大きく予測を外した前回の算定方法とほぼ同じであるため、「平成28年8月1日現在、計画を作成・公表している市町村は4つあり、289の自治体が計画の作成について具体的な取り組みを行っている」等の情報を活用するなどして、算定方法を適切にする必要がある。

【国土交通省の補足説明】

前回評価時の将来推計と適用実績に差異があるのは、算定方法の精度の問題では無く、 立地適正化計画の作成に当初の前提よりも時間がかかっていることに起因するものである から、算定方法は適切であると考えている。また、本税制適用の前提となる立地適正化計 画について多数の市町村が作成中という段階であるため、調査対象が特定できず個別案件 による算定も困難であることから、土地取引等の状況から減収見込み額を算定する前回の 方法を使用している。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果について、「平成26年度から平成28年度にかけて、各年度において前年度 比+0%以上とすることを目標としており現段階において目標は達成している」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及び根拠)が明らかにされていない。
- ② 達成目標(都市機能集積率が、延長要望期間中の各年度において、前年度比+0%)に 対する効果の寄与について、評価書上は、創設以来適用実績がないにもかかわらず目標 が達成されており、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていな い。

【国土交通省の補足説明】

- ① 都市機能集積率は、分母を人口 10 万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域の延べ床面積として、その増減率を測定し、都市機能の拡散・集積の動向を評価するものである。平成 27 年度分の調査結果 (274/6,567 kd = 4%) を平成 26 年度分の結果 (268/6,442 kd = 4%) と比較すると、増減率は+0%以上となっている。
- ② 本税制は、交通の利便性の高い都市の中心部等において、施設の充実を図りながら都市の機能を高めることを目的とするものであり、人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積における、主要な拠点地域の延べ床面積の割合の増減率を示す都市機能集積率との親和性が高く、前年度比0%以上という目標に貢献し得るものである。

その上で、人口減少時代を迎える中、都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけ悪化させないためには、本税制特例等の措置を講じていく必要があると考えている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
- ② 達成目標(都市機能集積率が、延長要望期間中の各年度において、前年度比+0%)に 対する効果の寄与について、「現在のところ本特例措置の適用実績はないが、将来的に適 用が見込まれており、都市機能の集積に寄与するものである」と説明されているが、評 価書上は、創設以来適用実績がないにもかかわらず目標が達成されており、当該効果に ついて、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。

【国土交通省の補足説明】

① 本税制の対象エリアとなる都市機能誘導区域は、都市機能集積率の算出根拠となる主要な拠点地域となることが想定され、本税制の対象事業となる認定誘導施設等整備事業は建築物を整備することから、認定誘導施設等整備事業の実施により、主要な拠点地域における誘導施設数及び延べ床面積は増加することとなる。現在、数件の認定誘導施設等整備事業の実施が見込まれているため、目標達成に効果があると考えている。

また、本税制は、交通の利便性の高い都市の中心部等において施設の充実を図りながら都市の機能を高めることを目的とするものであり、都市機能集積率との親和性が高く、前年度比0%以上という目標に貢献し得るものであるため、測定指標としては適切であると考えている。

② ①の通り、本特例措置の測定指標として適切であると考えており、また、現段階においては目標を達成しているが、人口減少時代を迎え中心市街地の衰退・都市機能の拡散により中心拠点の床需要が減少する中で、主要な拠点地域における都市機能の維持・集

積を図り、本政策課題を達成していくためには、本税制を含めた施策を講じる必要があると考えている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「主要な拠点地域における誘導施設数及び延べ床面積は増加することとなる」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

点検項目5及び⑦で説明済

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

点検項目⑥及び⑧で説明済

【点檢結果】

① 点検項目®将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目®将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	111	依付別拍直寺に保る以来の争削計画者
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例
		措置の延長
2	対象税目	(法人税:義・所得税:外)(国税 12)
		【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		都市機能誘導区域外に存する事業用資産を譲渡して都市機能誘導区域内
		に存する認定民間誘導施設等整備事業に係る誘導施設の事業用資産を取得
		した場合の事業用資産の買換特例(繰延割合 80%)の適用期限を3年間延長
		する。
		《関係条項》 (所得税)第 37 条第1項の表の第5号
		(法人税)第65条の7第1項の表の第5号、
		第 68 条の 78 第1項の表の第5号
4	担当部局	都市局 まちづくり推進課
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 28 年8月 分析対象期間:平成 26 年度~平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設	平成 26 年度 創設
	年度及び改正経緯	
7	適用又は延長期間	3年間
		(所得税)平成 29 年 12 月 31 日まで⇒平成 32 年 12 月 31 日(3年延長) (法人税)平成 29 年 3 月 31 日まで ⇒平成 32 年 3 月 31 日(3年延長)
8	必要性 ① 政策目的	《法人代》 千成 29 年 3 月 31 日まで ラ平成 32 年 3 月 31 日 (3 年延長)
	等及びその	人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持
	根拠	続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にア
		クセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要が
		あることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進
		し、もって都市の再生を推進する。
		第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の
		社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなってい
		ないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及
		び都市の居住環境の向上(以下「都市の再生」という。)を図り、併せて
		都市の防災に関する機能を確保するため、(略)立地適正化計画に基 づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計
		画の特例等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化
		し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的
		とする。
	② 政策体系	政策目標7 都市再生·地域再生等の推進
	における	施策目標25 都市再生·地域再生を推進する
	政策目的 の位置付	│ │○経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)
	け	「第3章 経済・財政一体改革の推進ー5. 主要分野ごとの改革の取組ー
		(1)社会保障-②コンパクト・プラス・ネットワークの推進」において、「平成
_		

				32 年度までに全国 達成するとともに、 る。							
				○日本再興戦略 2 「第2 具体的 化一(2)新たに ス・ネットワーク・ のストック効果が	的施策-11 講ずべき具 の取組を進	都市の 体的施 め、民間	競争力の 策」におい 投資の呼	向上と産 ハて、「(略 喚起や生))コンパク 産性向上	小シティ・ 等のイン∵	プラ
		3	達成目標	《租税特別措置等					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
			及びその	本特例措置は、	交通の利化	更性の高	い都市の	中心部等	手において	た、施設の	充
			実現によ	実を図りながら都で	市の機能を	·高めるこ	とを目的	としている	ることから	、都市の持	拡
			る寄与	散・集積の動向を							
				度~平成32年度)の各年度	において	、前年度	比+0%」	以上とする	ることを目	標と
				する。 【補足説明】都市機	* 能 隹 蓕 宏		- L L - L	Lの名割	まのまば	マ は の 知	F 🖍
					。 記記表領年 記とといる:						<u>-</u> · `
				《政策目的に対す							
				本措置は、都市	機能誘導	区域外に	事業の用	に供する	資産を有	する者が	都
				市機能誘導区域内					-		
				あり、これにより都							
				都市再興を実現す である。	<i>もための</i> =	F段となり	都中機能	化果積率(の上昇に	奇与する	もの
9	有効性	1	適用数等	O所得税							
	等			年度	平成 26	27	28	29	30	31	
				区分 適用件数(件)	0	0	(見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	
				適用額(百万円)	0	0	0	117	117	117	
				〇法人税	ı			I			
				区分	平成 26	27	28 (見込み)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	
				適用件数(件)	0	0	(%%) O	44	44	44	
				適用額(百万円)	0	0	0	1223	1223	1223	
				/ . \ =< /B */ = - * \ .		·				×	
				(1)所得税及び法. 特例措置の対象							
				特例指直の対象ないため0である		」	文寺 全 佣	争未訂凹	の総正系	ミサル・田(
				-30 /20/0 (0) 0	0						
				(2)平成 29 年度」	以降の見込	みの適用	用件数•遊	箇用額の第	算出方法(は別紙参	照。
				平成 29 年度以	降も同程度	の適用作	‡数、適用	額を見る	፟፟፟፟፟፟፟፟んでいる) 0	
				(2) 美口亜担吐の	EC #0 0 #8 cf	¬ /土 '本 (T ** (+ o c	/# 40 de /		/ 	× 00
				(3)前回要望時の 件)と予測してい							
				業計画の認定案							
				立地適正化計							-
				や、都市計画審							
				どの都市計画以							
				保するためには							
				の理解を得るため	めには一定	の時間を	を要するこ	ことから、	結果として	[本特例]	こつ

		2	減収額	いても適用実績が出てくるまでに一定の時間を要することも考えられるところであるため、適用数は想定外に僅少ではない。平成28年8月1日現在、計画を作成・公表している市町村は4つあり、289の自治体が計画の作成について具体的な取組を行っているため、本特例措置の今後の適用も見込まれるところである。 〇所得税
				年度 平成 26 27 28 29 30 31 (現込み) (現込み) (現込み) (現込み)
				区分
				〇法人税
				年度 平成 26 27 28 29 30 31 (現込み) (現込み) (現込み) (現込み)
				減収額(百万円) 0 0 0 229 229 229
				(1)平成 29 年度以降の見込みの減収額の算出方法は別紙参照。平成 29 年 度以降も同程度の適用件数、適用額を見込んでいる。
		3	効果·税収	《効果》
			減是認効	│ ○達成目標の実現状況 「主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率」
			果	H25 H26 H27
				前年度比 前年度比 前年度比
				+0%(約4%) +0%(約4%) +0%(約4%)
				・現在のところ本特例措置の適用実績はないが、将来的に適用が見込まれており、都市機能の集積に寄与するものであると考えられる。
				〇所期の目標の達成状況
				平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、各年度において前年度比+0%以
				上とすることを目標としており現段階において目標は達成しているが、本特例
				措置を延長し活用することで、より一層の都市機能の集積を図る。
				《税収減を是認するような効果の有無》 大株別世界の税収減は気気約250天下円であるが、大株別世界を謙し
				本特例措置の税収減は毎年約250百万円であるが、本特例措置を講じることで、都市機能誘導区域の外から都市機能誘導区域内への医療・福
				一位・商業施設等の円滑な移転を促し、効率的にアクセス可能なエリアへ
				の立地が図られ、人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動
				が維持された持続可能な都市経営を可能とする効果がある。
10	相当性	1	租税特別	都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者を個別に捕
			措置等に	捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であ
			よるべき	│ │ り、税制上の特例措置によることが相当である。また、都市機能誘導区
			妥当性等	 域外から都市機能誘導区域内に移転する者に対して一律に適用されるも
				 のであるため、公平原則の観点から問題はない。
		(2)	他の支援	本措置の他に、公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度
		-	措置や義	等が存在する。一方で、本措置は都市機能誘導区域外から都市機能誘導
			務付け等	区域内に移転する者に税制上のインセンティブを与え支援することで、
			との役割	都市機能集積の確実な確保を図るものであり、他の政策手段と明確な役
			分担	
				割分担がなされている。

	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解	_
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 25 年8月(H25 国交 11)

(別紙)減収見込み額について

1. 減収見込額

243 (百万円)

2. 算出根拠

(1) 所得税

特例適用見込件数:7件/年

1件あたりの減収見込額:2.0万円

1年あたりの減収見込額: 2. 0百万円×7件=14百万円

(2)法人税

特例適用見込件数:44件/年

1件あたりの減収見込額:5.2百万円

1年あたりの減収見込額:5.2百万円×44件=229百万円

(3)合計

14百万円+229百万円=243百万円

【特例適用見込件数の算出根拠】

平成26年の土地取引数は、約126万件(平成27年土地白書)

・これを土地の購入者主体別に個人と法人に分けると、それぞれの比率を乗じて

個人: 126万件×65. 4%=82万件

法人: 126万件×27. 9%=35万件

・個人及び法人について、それぞれの購入理由が事業用資産の購入に該当すると考えられるものの割合(個人であれば賃貸アパートや店舗の購入。法人であれば、事務所、工場等の購入)は、

個人:10.6%、法人:37.1%

個人:82万件×10.6%=8.7万件

法人:35万件×37.1%=13.0万件

・土地取引について、宅地を購入する割合は、

個人:59.0%、法人:49.1%

個人: 8. 7万件×59. 0%=5. 1万件

法人: 13. 0万件×49. 1%=6. 4万件

・取引される宅地が市街化区域内にある割合は72.9%であるから、

個人: 5. 1万件×72. 9%=3. 7万件

法人: 6. 4万件×72. 9%=4. 7万件

・さらに、個人が購入する場合に購入資金に土地・家屋の処分代金を充てている割合は3.9%。また、法人が土地を売却する場合に不動産の購入を目的とする割合は18.9%であるから、買換特例を適用される可能性があるのは、

個人: 3. 7万件× 3. 9%=1, 443件

法人: 4. 7万件×18. 9%=8, 883件

・市街化区域のうち、都市機能誘導区域の割合を10%とし、これらの取引のうち、 都市機能誘導区域外から区域内への買換であって、都市機能に係るものを5%とす ると、

個人: 1, 443件×10%×5%=約 7件

法人: 8, 883件×10%×5%=約44件

(データ出典) 国土交通省「土地保有移動調査平成26年取引分」 市街化区域面積 国土交通省調べ

【特例1件あたりの減税額の算出根拠】

・平成25年の土地取引における個人と法人の売却額は、

個人 14.4兆円、法人 13.0兆円

平成25年の土地取引は約128万件、平成26年の土地取引は126万件であったため、平成26年の土地取引における売却額は

個人 14.2兆円、法人 12.8兆円と推定される。

(平成26、27年土地白書より)

・両者の売却件数は、

個人 126万件×62.5%=79万件

法人 126万件×35.2%=44万件

と推定される。

・これにより、個人及び法人の1件あたりの土地売却額は、

個人 18百万円

法人 29百万円

と推定される。

・取得費・譲渡費用・特別控除額の合計は、譲渡収入の5%とすると、課税譲渡所得金額は、

個人 18百万円×(1-0.05)=17百万円

法人 29百万円×(1-0.05)=28百万円 となる。

・課税の繰延率は80%、譲渡は全て長期譲渡とすると所得税率は15%、また、法人税率を23.4%とすると個人及び法人の1件あたりの減収見込みは、

個人 17百万円×0.8×0.15= 2.0百万円

法人 28百万円×0.8×0.234=5.2百万円 となる。

(行政機関名:国土交通省)

制度名	市街地再開発	事業における特別	定の事業用資産の買換え等の特	寺例措置の延長
税目	法人税			
区 分	□新設	□拡充	■延長	

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(平成32年までに地震時等に著しく危険な密集市街地の面積おおむね解消) について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 所期の目標(平成28年度における都市機能更新率43.0%)から新たな達成目標(平成31年度における都市機能更新率44.3%、29年度から31年度までの各年度における都市機能集積率前年度比+0%以上及び32年までに地震時等に著しく危険な密集市街地の面積おおむね解消)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 達成目標(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積)は平成32年までに地震時等に著しく危険な密集市街地を概ね0haとすることを目標としている。
- ② 国として推進すべき施策のうち、市街地再開発事業の活用が期待されているものとして、都市の国際競争力強化に向けた都市機能の更新、コンパクトシティの形成に向けた都市機能の集約、安全なまちづくりに向けた木造密集市街地の改善があることを踏まえ、これらの施策に対応する指標である、都市機能更新率、都市機能集積率、地震時等に著しく危険な密集市街地の改善を図ることを政策の達成目標とした。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数及び適用額(平成27年度の法人税)が把握されていない。
- ② 過去の適用数(平成26年度及び27年度の法人税)について、「前回要望時の所期の想定では適用数は3件程度と予測していた」と説明されているが、前回要望時の評価書には、「各年度1地区程度の適用件数があると想定する」と記載されているため、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

① 本特例の適用数及び適用額については、平成26年度の適用件数及び適用額が最新となっている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を元に記載を行った。平成27年度における適用数は、各都道府県・指定都市等を通じて、市街地再開発事業の保留床取得予定者等に対して本特例の適用見込みを把握するために行った調査から、5件程度と見込まれる。適用額については、平成24年度から平成26年度における1件あたりの適用額が約84百万円であることから、

約84百万円×5件=約420百万円程度と見込まれる。

② 過去の適用数については、前回要望時の平成26年度要望調書を基に延長要望期間中の 適用数の見込みの総数を記載したが、延長要望期間中の各年度において1地区程度の適 用数を見込んでおり、前回提出した事前評価書の内容と同じである。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補足説明】

_

【点検結果】

なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数及び適用額(平成28年度の法人税)が予測されていない。
- ② 将来の適用数(平成29年度から31年度までの法人税)について、「地方自治体等への調査により、延長要望期間中において本措置が適用される可能性がある市街地再開発事業の地区、件数は、22地区、33件程度と見込まれる」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 各都道府県・指定都市等を通じて、市街地再開発事業の保留床取得予定者等に対して本特例の適用見込みを把握するために行った調査から、平成28年に適用される可能性があるのは、5地区、5件程度であり、適用額については、平成24年度から平成26年度における1件あたりの適用額が84百万円であることから、

平成28年度における適用額は、約84百万円×5件=約420百万円程度と見込まれる。

② 都道府県・指定都市等を通じて、市街地再開発事業の保留床取得予定者等に対して本特例の適用見込みを把握するために行った調査から算定根拠となる本措置が適用される可能性がある市街地再開発事業の地区、件数は、22 地区、33 件程度と見込まれる。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額(平成27年度の法人税)が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 平成27年度における適用数は、各都道府県・指定都市等に通じて、市街地再開発事業の保留床取得予定者等に対して本特例の適用見込みを把握するために行った調査から、5件程度と推測される。適用額については、平成24年度から平成26年度における1件あたりの適用額が約84百万円であることから、

約84百万円×5件=約420百万円程度と見込まれるので、減収額は、

約420百万円×23.9%=約100万円程度と見込まれる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額(平成28年度の法人税)が予測されていない。
- ② 将来の減収額(平成29年度から31年度までの法人税)について、「地方自治体等への調査により、延長要望期間中において本措置が適用される可能性がある市街地再開発事業の地区は、22地区、33件程度と見込まれる」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。
- ③ 将来の減収額(平成30年度及び31年度の法人税)について、「税率(23.4%)」と説

【国交11】

明されているが、平成30年度からは税率は23.2%であるため、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

① 平成28年度における適用数は、各都道府県・指定都市等に対する調査から、5件程度 と見込まれる。適用額については、平成24年度から平成26年度における1件あたりの 適用額が約84百万円であることから、

約84百万円×5件=約420百万円程度と見込まれるので、減収額は、約420百万円×23,9%=約100万円程度と見込まれる。

②・③ 各都道府県・指定都市等に通じて、市街地再開発事業の保留床取得予定者等に対して本特例の適用見込みを把握するために行った調査から、本措置が適用される可能性がある地区、件数は、延長要望期間中(平成29年度から平成31年度)に22地区、33件である。適用される可能性がある件数を延長要望期間(3年間)で平均すると

33 件÷3 (延長要望期間) =11 件であり、

平成24年度から平成26年度における1件あたりの適用額が約84百万円であることから、減収額は、

約84 百万円×11 件×23.4%=約216 百万円(平成29 年度)

約84百万円 \times 11件 \times 23.2%=約214百万円 (平成30年度、平成31年度) となる。なお、事前評価書には、延長要望期間中における直近の減収見込み額として、税率を23.4%として算出したものを記載した。

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果(平成27年度の都市機能集積率)が把握されていない。
- ② 過去の効果について、過去の効果は把握されているが、所期の目標 (平成28年度における都市機能更新率43.0%) について分析しておらず、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 平成27年度における都市機能集積率(人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合)は前年度比+0%以上であった。
- ② 本措置により、保留床の取得者に対し税制上のインセンティブを提供し、市街地再開発事業の施行の円滑化を図ることで、土地の高度利用と都市機能の更新が図られており、平成24年度から平成26年度の間に増加した、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における、4階建て以上の建築物の宅地面積に占める市街地再開発事業により増加した4階建て以上の宅地面積の割合は約9%であり、都市機能更新率の上昇に寄与している。

また、平成24年度に40.0%であった都市機能更新率は、平成27年度時点で40.9%となっている。建築着工の落ち込み等もあり、平成28年度に43.0%とする目標には達しないことも見込まれるところであり、本措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、都市機能更新率の一層の上昇を図ることが必要である。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成27年度における都市機能集積率(人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合)は前年度比+0%以上であった」との説明では、過去の効果(平成27年度)について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果 (平成31年の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積) が予測されていない。
- ② 将来の効果について、それぞれの達成目標(平成 31 年度における都市機能更新率 44.3%、29 年度から 31 年度までの各年度における都市機能集積率前年度比+0%以上及び32 年までに地震時等に著しく危険な密集市街地の面積おおむね解消の達成に向けて、「引き続き本措置の継続が必要である」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 将来の効果については、住生活基本計画(平成28年3月閣議決定)において、地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成32年までに概ね解消するとしている。
- ② 本措置は、市街地再開発事業の施行の確保に必要な収入の多くを占める保留床の処分に際し、保留床を取得しようとする者に対して、支援を行う唯一の措置である。本措置により、保留床の円滑な処分が行われ、市街地再開発事業の施行の確保が図られている。延長要望期間中において、各年度において14地区~22地区程度の市街地再開発事業の完丁が見込まれているが、これらの事業の着実な完了のため、保留床の取得を支援する本措置は効果的である。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果で補足説明を行った。

【点檢結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額 及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果で補足説明を行った。

【点検結果】

① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

				が、「おからは、これの数末の子の日間目
1		政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延 長
2	対象税目			(法人税:義)(国税 13)
				【新設·拡充·延長】
	手D 手丛 #土 D	111 +##	置等の内容	
3	祖彻村	1) 18	旦守の内合	《内容》
				既成市街地等内の資産を譲渡して市街地再開発事業により整備された施設
				建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例(繰延割合
	•			80%)
				《関係条項》
				法:租税特別措置法第65条の7第1項表6、第68条の78第1項表6
4	担当部周	哥		都市局市街地整備課、住宅局市街地建築課
5	評価実施 対象期間		期及び分析	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 24 年度~平成 31 年度
6	租税特別	別措	置等の創設	昭和 44 年度 創設
	年度及び	バ改.	正経緯	昭和 50、55、60、平成 2、3、8、13、18、23 年度 適用期限の延長
				平成 10 年度 対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加
				平成 23 年度 認定再開発事業を除外
			= 11=00	平成 26 年度 対象資産、施行区域面積の要件追加
	適用又は	_		3年間
8	必要性		政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等		及びその 根拠	市街地再開発事業の推進により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消
			似贬	TIGERの受利を図ることでは、コンハンドンプイの住庭及び缶集印貨地の解析を図る。
	1			《政策目的の根拠》
	1			(土地の高度利用と都市機能の更新)
				·都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 123 条
	1			「国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金
	1			の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。」
	1			・経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成 28 年 6 月閣議決定)
				第3章 経済・財政一体改革の推進
				5. 主要分野ごとの改革の取組
				(5)防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化
	1			④都市の活力の向上等
	•			「東京大会等の開催も見据え、東京などの大都市において、国際ビジネス・ 生活環境の整備や大規模災害に対する環境整備等を図るため、民間都市
	1			生活環境の登備や人規模災害に対する環境登備等を図るにめ、民间都市 開発事業を強力に推進する」
	1			
	1			(コンパントンティの推進) ・「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月閣議決定)
	1			第3章 経済・財政一体改革の推進
	•			5. 主要分野ごとの改革の取組
	•			(2)社会資本整備等
	1			①基本的な考え方
		_		

「本格的な人口減少を迎える中にあっても、我が国経済社会の活力と魅力を維持・向上させるために、持続可能な都市構造の実現を図るとともに、成長の基礎となる社会資本整備を着実に進めていくことが重要である。

そのためには、(中略)コンパクト・プラス・ネットワークの形成と公的ストックの適正化を図ることにより、人口減少の中にあっても効率的・効果的な公共サービスを確保するとともに、都市・地域の活力を高めていく」

-「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月閣議決定)

第2 具体的施策

- 11. 都市の競争力の向上と産業インフラの機能の強化
- (2)新たに講ずべき具体的施策

「我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、(中略)コンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める」

(密集市街地の解消)

- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月閣議決定) 第3章 経済・財政一体改革の推進
 - 5. 主要分野ごとの改革の取組
 - (5)防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化 ③防災・減災

「安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくり(中略)等に向けた取組を進める」

·「住生活基本計画」(平成 28 年 3 月閣議決定)

第2 目標と基本的な施策

目標8 住宅地の魅力の維持・向上

「国土強靱化の理念を踏まえ、火災や地震、洪水・内水、津波・高潮、土砂災害等の自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進」

「密集市街地の改善整備(中略)等により居住者の災害時の安全性の向 上を図る」

-「国土強靱化基本計画」(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)

第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

(個別施策分野の推進方針)

(2)住宅·都市

「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進める。このため、地方公共団体等への支援策や税制の活用、(略)などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて実施する」

2	政策体系
	における
	政策目的
	の位置付
	け

政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する

政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する

		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及びその	(都市機能更新率)
			実現によ	平成 27 年度 40.9% → 平成 31 年度 44.3%
			る寄与	※都市機能更新率とは、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき
				地区等における宅地面積に占める4階建て以上の建築物の宅地面積
				の割合をいう。
				value v
				 (都市機能集積率)
				延長要望期間中の各年度(平成29年度~平成31年度)において
				前年度比+0%以上
				※都市機能集積率とは、人口 10 万人以上の各都市の市域全体の延べ床
				面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合をいう。
				(1) = 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1)
				(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積)
				平成 27 年度(速報)約 4,450 ヘクタール → 平成 32 年までに概ね解消
				※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険
				性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保さ
				れていない、著しく危険な密集市街地をいう。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				本措置により保留床の取得者に対し、税制上のインセンティブを提供し、市
				街地再開発事業の施行の円滑化を図ることで、土地の高度利用と都市機能
				の更新が図られるとともにコンパクトシティ化の推進及び密集市街地の解消が
				図られ、政策目的の達成に寄与することが見込まれる。
9	有効性	1	適用数等	(適用件数・適用額)
	等	0	巡川级守	平成 24 年度:6 件(約 817 百万円)
	च			平成 25 年度: 4 件(約 84 百万円)
				平成 26 年度:5 件(約 359 百万円)
				※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋
				*D. # 4 th o. 2 th o. 4 th o.
				前回要望時の所期の想定では適用数は3件程度と予測していたところ、直
				近(平成26年度)においては5件程度の適用があり、想定外に僅少ではない。
				過年度(平成 24 年度~平成 26 年度)における本措置の適用件数は、15 件
				であるが、地方自治体等への調査により、延長要望期間中において本措置が
				適用される可能性がある市街地再開発事業の地区は、22 地区、33 件程度と
				見込まれる。
		2	減収額	(算定根拠)
				適用額×法人税率(25.5%)=減収額
				(過年度の減収額)
				·平成 24 年度(適用額):約 817 百万円
				減収額:約 817 百万円×0.255=約 208 百万円
				·平成 25 年度(適用額):約 84 百万円
				減収額:約 84 百万円×0.255=約 21 百万円
				- 平成 26 年度 (適用額):約 359 百万円
				減収額:約 359 百万円×0.255=約 92 百万円

(延長要望期間中(平成 29 年度~平成 31 年度)における1年度あたりの減収 見込み額)

過年度(平成24年度~平成26年度)における本措置の適用件数は、15件 であるが、地方自治体等への調査により、延長要望期間中において本措置が 適用される可能性がある市街地再開発事業の地区、件数は、22地区、33件 程度と見込まれる。

適用見込み件数

適用見込み件数を延長要望期間(3年間)で平均すると1年度あたり11 件となる。

・1件あたりの適用見込み額

平成 24 年度~平成 26 年度の適用額、適用件数を基に、1件あたりの適 用見込み額を算出。

(約817百万円+約84百万円+約359百万円)÷15(適用件数)=約84百 万円

•減収見込み額

1 件あたりの適用額の平均値 × 税率 × 適用見込み件数 により、 •平成 29 年度

84 百万円 × 0.234 × 11 件 ≒ 約 216 百万円(減収見込み額)

•平成 30 年度、平成 31 年度

84 百万円 × 0.232 × 11 件 ≒ 約 214 百万円(減収見込み額)

※法人税率は、平成 29 年度については 23.4%、平成 30 年度、平成 31 年度に ついては23.2%を用いた。

③ 効果・税収 《効果》 減是認効

(都市機能更新率)

平成 24 年度に 40.0%であった都市機能更新率が平成 27 年度には 40.9% に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政 策効果が現れている。本指標については平成31年度に44.3%とすることを目 標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。

(都市機能集積率)

平成 24 年度から平成 26 年度の各年度において、前年度比+0%以上を達 成しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策 効果が現れている。本指標については前年度比+0%以上とすることを目標と しており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。

(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積)

平成23年度に5,745haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 が平成 27 年度末には 4.435ha と減少しており、本措置等によって市街地再開 発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については地震 時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成32年度に概ね解消することを目 標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。

《税収減を是認するような効果の有無》

本措置等により市街地再開発事業が促進されることで、土地の合理的かつ 健全な高度利用、コンパクトシティ化が推進されることによる都市構造の改 善、密集市街地の解消を通じた人命リスクや地震・火災等による被害のリスク が低減される。また、1地区あたり約176億円の建設等投資による民間投資誘

			発効果があることから、効果と減収額とを比較すると税収減を是認する効果が あると言える。
10	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	市街地再開発事業において、保留床の取得を望む者に対して保留床の取得を促進する措置は本措置のみであり、必要最小限の措置である。本措置により保留床が着実に処分されることで、市街地再開発事業の施行が円滑化され政策目標の達成に寄与することから本措置の延長要望を行うものである。
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	市街地再開発事業には本措置の他の税制や補助制度があるが、それらは 従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするもの である。一方で本措置は、事業資金の確実な確保という観点から保留床取得 者を支援するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 25 年 8 月 (H25 国交 16)

(行政機関名:国土交通省)

制度名	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長			
税目	法人税、所得税			
区 分	□新設 □拡充 ■延長			

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の目標(過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうちいまだ浸水のおそれのある家屋数について、約6.1万戸(平成23年度)から4.1万戸(平成28年度)とすること)から新たな達成目標(約6.5万戸(平成26年度)から4.4万戸(平成32年度)とすること)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 所期の目標として新たな達成目標を設定したことについて、事前評価書に理由を追記した。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。
- ② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額66,122千円(平成26年度)が前回(平成26年度)評価時の将来推計2.0百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。
- ③ 過去の適用数について、「本措置は適用実態調査において「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、適用件数調査のためにアンケートを実施している」と説明されているが、適用実態調査において本措置の適用数等は内数として記載されており、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 所得税は、個人の所得に対して課される税金であるという性質上、その実態把握は困難である。
- ② 適用額の算定方法に差違があるものと推察される。

平成26年度(見込み)

適用見込み件数×1件当たり貯留施設整備費用×割増償却率×法人税率

平成26年度(実績)

適用件数(適用実態調査による)×1件当たり貯留施設整備費用

③ ご指摘を踏まえ、該当箇所を事前評価書から削除する。また、評価書に記載している 過去の適用数・適用額については、適用実態調査の数値を記載している旨、追記した。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数5件(平成26年度)は、前回(平成26年度)評価時の将来推計35件の 5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 前回評価においては平成26年度の適用見込みとして、アンケート調査結果に基づいた 推計を行っていたものであるが、当時のアンケート調査では、措置(対象区域が下水道 法に規定する「浸水被害対策区域」に変更となる以前)の対象地域となる3大都市圏、 人口30万人以上の地域の全てを網羅的にカバーできていなかったため、見込みにより回 答せざるを得ない場合も多く、過大に計上されてしまったものと推察される。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、過去の適用数(平成26年度)について課題とする。また、点検項目②過去の適用数等に関して、補足説明により、過去の適用額(平成26年度)の算定根拠が明らかとなったが、過去の適用額(122千円(平成26年度)は、前回(平成26年度)評価時の将来推計807.5百万円(31件×24.1百万円+4件×15.1百万円)の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていないことから、この点についても課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の適用数及び適用額について、「300 m以上の貯留施設が設置可能な建築物の着工 データをもとに、民間事業者による建築物の設置状況及び見通し等を推計し、各区域の 適用件数を設定」及び「過去に実施したアンケート調査をもとに貯留施設 1 件当たりの 整備費用を施設規模ごとに算出」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及 び計算式)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 所得税は、個人の所得に対して課される税金であるという性質上、実態把握と同様、 予測は困難である。
- ② 将来の適用数及び適用額は、ヒアリング等により指定が見込まれる区域を想定(平成28年度3区域、平成29年度以降5区域)し、300m³以上の貯留施設が設置可能な建築物の着工データ(「建築着工統計調査」による)をもとに、民間事業者による建築物の設置状況及び見通し等を推計し、各区域の適用件数を設定した(6件/区域、うち個別ビル等の貯留施設(貯留能力300m³規模)が施設全体の約8割、再開発ビル等の大規模貯留施設(貯留能力3,000m³規模)が施設全体の約2割)。また、過去に実施したアンケート調査をもとに貯留施設1件当たりの整備費用を施設規模ごとに算出(貯留能力300m³:1,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円、砂定した適用件数に乗じることで適用額を算定している。

※適用額=適用件数×1件当たりの貯留施設整備費用

平成 28 年度

(18 件×0.8) ×1,000 万円+ (18 件×0.2) ×10,000 万円=50,400 万円 平成 29 年度

(30件×0.8) ×1,000万円+ (30件×0.2) ×10,000万円=84,000万円

なお、「過去に実施したアンケート調査」は、民間事業者やディベロッパー等を対象としており、設置した雨水貯留施設の数や設置に要した設置費用等について調査したものである。回答のあった施設数及び設置費用を基に単価(1件当たりの貯留施設整備費用)を算出している。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ③ 過去の減収額(平成25年度及び26年度)について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ④ 過去の減収額 16,861 千円 (平成 26 年度) が前回 (平成 26 年度) 評価時の将来推計 2.0 百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 所得税は、個人の所得に対して課される税金であるという性質上、その実態把握は困難である。
- ② 過去の減収額について、算定根拠を事前評価書に追記した。
- ③ 過去の減収額については、租税透明化法に基づく適用実態調査における適用額を用いて、算定している。上記のとおり、算定根拠を事前評価書に記載するものとする。
- ④ 指摘②において、過去の減収額について算定根拠を事前評価書に示したことで、前回 評価時の推計より過大ではない旨を説明している。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②~④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額について、「適用対象となる施設の整備費用に、割増償却率と法人税率を 乗じることにより算定している(耐用年数30年、定額法を採用)」と説明されているが、 算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 所得税は、個人の所得に対して課される税金であるという性質上、実態把握と同様、 予測は困難である。
- ② 将来の減収額について、事前評価書に計算式等を追記した。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果について、「平成27年度では約6.1万戸(国土交通省調べ)となっており、 所期の目標(平成32年度:約4.4万戸)に対して、現状の進捗率では達成が困難」と説明されているが、補助金等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ② 達成目標(約6.5万戸(平成26年度)から4.4万戸(平成32年度)とすること)に対する効果の寄与について、平成27年度は適用数が0件であるが、26年度から27年度にかけて0.4万戸減少していることから、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 未だ浸水のおそれのある地域の浸水に対する安全度を向上させる取組は、行政による下水道施設、河川の整備や民間による雨水流出抑制施設等の整備等、流域全体として対策を講じることで、雨水の流出量が抑制され、達成目標達成に向けて効果が発現するも

のである。このように、複合的な要素により初めて効果が発現されるものであるため、直接的な効果を定量的に評価するのは困難であるが、次のような条件のもと試算すると、流出量を約2割程度抑制する効果があるものと想定できる。ただし、次の仮定はあくまで、浸水被害対策区域を対象とする物であり、本措置の過去の対象区域とは異なることや、下水道の計画降雨や計画に対する整備水準、指定される浸水被害対策区域の面積や当該区域における建築基準法上の建べい率、建築面積、降雨条件等々により、状況は異なるため、あくまで仮想の条件をもとにした試算であることを考慮されたい。

試算における対象区域は、下水道法第25条の2に規定される「浸水被害対策区域」とする。当該区域は、浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、土地利用の状況により下水道の整備のみでは浸水被害の防止・軽減が困難な地域(例えばターミナル駅周辺地区のような都市機能が集積した地区等)が想定される。このことから、同様の地区を交付対象とする「下水道浸水被害軽減総合事業」の対象となる地区が、浸水被害対策区域の指定対象となることが見込まれるため、同事業の実績を考慮すると、浸水被害対策区域の1 区域当たりの面積は約 2km²程度となることが想定される。また、年間5 区域程度の1 区域当たりの面積は約 2km²程度となることが想定される。また、年間5 区域程度となり、当該区域内でいることから、年間当たりの浸水被害対策区域の総面積は約 10km²程度となり、当該区域内での下水道の計画降雨を仮に50mm/h、整備率を100%とし、当該区域10km²内で一律55mm/hの雨が1時間降ったと仮定すると、計画降雨との差分の5mm/hが計画降雨を超える降雨となり、これを民間による雨水貯留施設のような流出抑制施設において貯留することがあられる。ここで、5mm/hの雨とは、単位面積(1m²)あたりに5mmの雨が降った場合の降水量であることから、10km²の面積に5mm/hの雨が降った場合の降水量であることから、10km²の面積に5mm/hの雨が降った場合の降水量であることから、10km²の面積に5mm/hの雨が降った場合の降水量であることから、10km²の面積に5mm/hの雨が降った場合の貯留可能量の合計は9,000m²であることから、これをすべて貯留できたと仮定する

② 平成 26 年度から平成 27 年度にかけての減少分は、下水道施設や河川の整備による効果の発現であると推察されるが、民間事業者による雨水貯留利用施設の整備が促進されることで、雨水の流出量が抑制されることは事実であり、達成目標の達成に寄与することは明らかである。

と、約2割程度の雨水流出抑制効果が見込まれるものと推定することができる。

【点検結果】

【効果の試算】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果 (平成30年度) が予測されていない。
- ② 達成目標(約6.5万戸(平成26年度)から4.4万戸(平成32年度)とすること)に対する効果の寄与について、「今後、前提条件となる区域指定が進み、民間の雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去10年に浸水被害が受け、未だ浸水のおそれのある地域の浸水に対する安全度が向上される」と説明されているが、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 分析対象期間は平成25年度から平成30年度としており、平成30年度の適用数等の見込みを試算して記載している。
- ② 今後の区域指定の見込みとして、平成28年度から平成30年度までの間、年間5区域の指定を想定しているところである。300m³以上の貯留施設を設置可能な建築物の着工実績データ(「建築着工統計」)を基に、民間建築物の貯留施設の設置状況及び見通し等を推計し、各区域6件程度が本措置の適用対象となると想定しており、年間30件程度の適用を見込んでいるところである。これにより、ある仮想条件のもと試算すると、流出抑制効果は約2割程度になるとものと考えられる(仮想条件における試算は「⑦過去の効果」における指摘事項①に対する補足説明を参照されたい)。ただし、未だ浸水のおそれのある地域の浸水に対する安全度を向上させる取組は、流域全体として対策を講じることで効果が発現するものであるため、本措置による雨水貯留利用施設の整備促進や、補

助事業による雨水貯留施設や下水道施設、河川等の整備推進により浸水に対する安全度 の向上、床上浸水被害家屋数の減少を目指していくものである。 -432-

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額 及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額 及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

_

点檢結果

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目②、③、4、⑤、⑥、⑦、8、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

	租	税特別措置等に係る政策の事前評価書
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 37)
		【新規·拡充·延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の2に規定する浸水被害対策区域
		において、民間事業者が設置する雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の
		割増償却制度(5年間1割増償却)について、適用期限(平成29年3月31日)
		を2年間延長する。
		《関係条項》
		租税特別措置法 第14条の2第1項、同条第2項第3号
		第 47 条の2第1項、同条第3項第3号
		租税特別措置法施行令 第7条の2第5項、第29条の5第4項
		租税特別措置法施行規則 第6条の2第3項
		第 20 条の 21 第3項
4	担当部局	国土交通省水管理·国土保全局下水道部、治水課、水資源部水資源政策
		課、住宅局建築指導課
		内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査企画担当)
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 28 年8月
	対象期間	分析対象期間: 平成 25 年度~平成 30 年度
6	租税特別措置等の創設	 平成 10 年度 税制創設
	年度及び改正経緯	貯留利用施設 規模要件 貯水容量 100 m³以上
		平成 11 年度
		規模要件 貯水容量 100m³以上→200m³以上
		平成 14 年度 償却率 1.2 割増→ 1 割増 平成 15 年度 2 年延長
		平成 16 年度 特定都市河川流域における貯留利用施設について、
		規模要件 貯水容量 200m³以上→100m³以上 平成 17 年度 2 年延長
		〒成 17 年度 2年延長
		→300m³以上
		浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000 ㎡以上を追加 平成 19 年度 2 年延長
		平成 21 年度 2 年延長
		平成 23 年度
		平成 25 年度 2 年延長
		平成 27 年度 2 年延長 対象区域 人口 30 万人以上の都市→下水道法第 25
		条の2に規定する浸水被害対策区域
		対象施設 雨水貯留利用浸透施設→雨水貯留利用 施設
7	適用又は延長期間 適用又は延長期間	悪政 平成31年3月31日までの2年間

【国交12】

8	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	本制度の政策目的は、雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被
		根拠	害の軽減である。
			近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆ
			る「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。
			ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度 (降雨強度 100mm/h 以上も
			多い)に雨が降ることが特徴であり、総雨量は小さくてもピーク雨
			 量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事
			 前の対応が取りにくいため、これまでも地下空間の利用者や水路工
			- 事従事者に犠牲者が出ているところである。
			一方、都市部においては、地下空間の利用が進み、雨水管の新設
			等追加的な下水道の整備のみで浸水被害へ対応することは非常に
			困難な状況にある。したがって、このようなゲリラ豪雨による浸水
			被害の発生を減少させるには、民間による雨水貯留利用施設の整備
			を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。
			地方公共団体では、下水道の整備とあわせて、学校の校庭や公園
			等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあ
			るが、利用できる敷地は限られていることから、公共による対策の
			みでは不十分であり、民間の協力が必要不可欠である。
			このような取組を後押しするため、平成27年5月に下水道法を
			改正し、浸水被害対策区域制度を創設した。浸水被害対策区域は、
			都市機能が集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもか
			かわらず、土地利用の状況により、下水道の整備のみでは浸水被害
			の防止が困難な地域において、公共下水道管理者が条例で指定する
			ものであり、当該区域内では、条例による各戸貯留の義務づけ等が
	į		可能となる。
			本税制特例措置は、浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設
			の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備
			促進を図ることにより、各戸貯留の義務付け等の施策と一体として
			浸水被害防止の一層の促進を図るものである。
			また、雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、
			雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な
	į		流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につ
			ながるものである。(平成27年5月には、議員立法により「雨水の
			利用の推進に関する法律」が施行された。)
			《政策目的の根拠》
			社会資本整備重点計画(平成 27 年 9 月 18 日閣議決定) 第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事
			弟2早 任芸貞本登編の日拍9安と計画期间にありる里点日候、争 業の概要
			第2節 重点目標と政策パッケージ
			2.重点目標 2:災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する

② 政策体系	政策パッケージ2-2:激甚化する気象災害に対するリスクの低減重点施策(水害対策)・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進・近年、頻発する局地的な大雨等(いわゆるゲリラ豪雨)に対応するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、施設の能力を上回る降雨に対しては、官民連携してハード対策、ソフト対策等を組み合わせた効率的かつ効果的な浸水対策を推進 国土交通省政策評価基本計画(平成 26 年 3 月策定、平成 28 年 4 月最終変更)
における政策目的の位置付け	政策目標IV 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する に包含 平成 28 年度内閣府本府政策評価実施計画 政策 9 防災政策の推進 施策⑤ 防災行政の総合的推進
③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 27 年9月に「第 4 次社会資本整備重点計画」が閣議決定されており、社 会資本整備事業の実施に関する達成目標について、その進捗を示す指標を 新たに設定したところである。また、近年の雨の降り方の変化に伴い、浸水被 害のリスクは一層高まっており、より最近の傾向を反映している以下の指標を 達成目標とすることとする。 「過去 10 年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれ のある家屋数」 (H26 年度:約6.5万戸→H32年度:約4.4万戸) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制が、民間による雨水貯留利用施設の設置の促進に対するイ ンセンティブとなり、雨水流出量の抑制が実現されることにより、
	水災害による被害の防止、軽減に寄与するものである。
9 有効性 ① 適用数等	適用件数 適用額 平成 25 年度(実績) 1 件 24,258 平成 26 年度(実績) 5 件 66,122 平成 27 年度(実績) 0件 0 平成 28 年度(見込み) 18 件 504,000 平成 29 年度(見込み) 30 件 840,000 平成 30 年度(見込み) 30 件 840,000 ※平成 25 年度及び平成 26 年度は、本措置の対象区域が下水道法に規定する「浸水被害対策区域」に変更となる以前の実績を示している。なお、適用件数及び適用額は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査による。 前回要望時の所期の想定では、平成 27 年度において 30 件程度を予測していたが、実際は適用実績がない状況となっている。前回要

望時に、本税制措置の対象となる区域を、平成 27 年度に改正された下水道法第 25 条の 2 に基づく浸水被害対象区域に変更したところであるが、民間事業者等との調整や条例による区域指定が必要である等の、当該区域の性質上、実際に区域指定に至る箇所がなかったためである。現在、改正下水道法に基づき、市町村等が区域指定のための条例制定に必要な検討、調整及び事務手続き等を進めている段階にあるため、平成 28 年度より、順次、区域指定に伴う適用が見込まれるものと考えられる。そのため、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。

なお、平成 28 年度以降は、ヒアリング等により指定が見込まれる区域を想定(平成 28 年度 3 区域、平成 29 年度以降 5 区域)し、300m³以上の貯留施設が設置可能な建築物の着エデータ(「建築着工統計調査」による)をもとに、民間事業者による建築物の設置状況及び見通し等を推計し、各区域の適用件数を設定した(6 件/区域、うち個別ビル等の貯留施設(貯留能力 300m³規模)が施設全体の約8割、再開発ビル等の大規模貯留施設(貯留能力 3,000m³規模)が施設全体の約2割)。また、過去に実施したアンケート調査をもとに貯留施設1件当たりの整備費用を施設規模ごとに算出(貯留能力300m³:1,000万円、貯留能力3,000m³:10,000万円)し、設定した適用件数に乗じることで適用額を算定している。

※適用額=適用件数×1件当たり貯留施設整備費用

平成 28 年度

(18 件×0.8)×1,000 万円+(18 件×0.2)×10,000 万円 =50,400 万円 (504,000 千円)

平成 29 年度以降

(30 件×0.8)×1,000 万円+(30 件×0.2)×10,000 万円 =84.000 万円 (840.000 千円)

②減収額

〇過去の実績

平成 25 年度(実績) 51 平成 26 年度(実績) 140 平成 27 年度(実績) O

※平成25年度及び平成26年度は、本措置の対象区域が下水道法に 規定する「浸水被害対策区域」に変更となる以前の実績を示している。

※減収額=適用額×割増償却率(耐用年数 30 年、定率法を採用) ×法人税率

平成 25 年度

24, 258 千円×0. 0083×0. 255=51 千円 平成 26 年度

66, 122 千円×0. 0083×0. 255=140 千円

〇適用見込み (カッコ内は減収額、単位:千円)

平成 28 年度: 18 件(401) 平成 29 年度: 30 件(668) 平成 30 年度: 30 件(662)

本税制措置において対象となる区域は、平成27年度に改正された下水道法に規定する浸水被害対策区域であり、現在、改正法に基づき、市町村等が区域指定のための条例制定に必要な検討及び調整等を行っている段階にあるため、適用実績が無い状況となっている。

平成 28 年度より、順次、区域指定のための条例制定を行われる 予定となっているため、本措置の適用が見込まれる。

なお、適用対象となる施設の整備費用に、割増償却率と法人税率 を乗じることにより算定している(耐用年数30年、定額法を採用)。 ※減収額=適用件数×1件当たり貯留施設整備費用×割増償却率

×法人税率

平成 28 年度

{(18 件×0.8) ×1,000 万円+ (18 件×0.2) ×10,000 万円} ×0.0034×0.234=40.1 万円 (401 千円)

平成 29 年度

{(30 件×0.8) ×1,000 万円+ (30 件×0.2) ×10,000 万円} × 0.0034×0.234=66.8 万円 (668 千円)

平成 30 年度

[(30 件×0.8) ×1,000 万円+ (30 件×0.2) ×10,000 万円] × 0.0034×0.232=66.2 万円 (662 千円)

③ 効果・税収 減是認効 果

《効果》 〇達成目標の実現状況

本税制措置により達成しようとする目標

「過去 10 年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」

平成 26 年度:約6.5 万戸(実績) 平成 27 年度:約6.1 万戸(実績) 平成 32 年度:約4.4 万戸(目標値) ※平成 26、27 年度は国土交通省調べ

〇所期の目標の達成状況

上記の目標とする家屋数について、平成27年度においては約6.1 万戸(国土交通省調べ)となっており、所期の目標(平成32年度:約4.4万戸)に対して、現状の進捗率では達成が困難である。

〇租税特別措置等の直接的効果

平成27年度に措置の対象区域が変更されて以降、本措置の適用は無いが、本税制措置により、今後、前提条件となる区域指定が進み、民間の雨水貯留利用施設の整備促進が図られることにこまって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去10年に浸水被害が受け、未だ浸水のおそれのある地域の浸水に対する安全度が向上されるものである。本税制措置によるインセンティブが働かず、整備促進効果がなくなることで、対策効果が失われ、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難な状況となる。

	《税収減を是認するような効果の有無》 上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による 包括的な対策により達成されるものであり、本件税制の効果は、そ れら達成状況の一部に包含されて発現しているものである。 都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減してい くためには、既成市街地における対策、官民が連携した対策をさら に促進していくことが必要であり、このためには、税制措置は非常 に有効な手段である。なお、本税制措置は割増償却であり、最終的 な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段であ る。以上を踏まえると、本措置は効果と減収額を比較して十分に減 収額を是認する効果があり、また今後とも、十分に税収減を是認す る効果を持ちうると言える。
10 相当性 ① 租税特別 措置等によるべき 妥当性等	いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在整備されている下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、下水道によるハード施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには民間による雨水貯留利用施設の設置を進め、官民が連携した浸水防止対策を進める必要がある。
	下水道法上の浸水被害対策区域内において、民間が設置する雨水 貯留利用施設は、広く分散して存在し、当該地域における雨水の流 出量を緩和・削減して治水安全度を向上させる効果があり、区域内 の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために有効であ る。
	また、都市部では地下空間の利用が進み、公共が雨水貯留利用施設を自ら設置するには、技術的に難易度が高く、また、用地取得も含め整備に要する費用が大きくなるうえ、整備から供用までに時間を要することになる。
	一方、民間が商業施設等を設置する際に、税制上の措置を受けて 雨水貯留利用施設を設置する場合は、公共が直接整備する場合に比 べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水被害の軽減効果 を早期に発現することが可能となる。したがって、民間の開発等に あわせて雨水貯留利用施設の整備促進を図る本税制措置は、妥当な 措置である。
	さらに、雨水の利用を推進することで、下水道、河川等への雨水 の集中的な流出の抑制にも寄与する。
② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	・特定地域都市浸水被害対策事業 内水被害の著しい地域において、浸水被害対策区域に指定された 地区で、民間事業者が建築物で貯留施設等を建設する場合に国庫補 助を行う。 (平成 27 年度 4.0 億円)
712	上記予算上の措置等は、民間事業者と下水道管理者が一体的に整備することにより、大規模施設等のスケールメリット等が働き迅速な効果の発現が可能な場合において、民間事業者へ補助を行うものである。上記のような施設は数が限られ、地区内で浸水対策の効果を発現するには、スケールメリット等が働きにくい小規模な個別ビル等の、より裾野の広い取組みと併せて促進することが必要であり、そのために本税制による支援措置を講ずる。なお、補助金等をもって建築し、又は設置される構築物については、本税制の適用対象から除外されている。

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない
11	有識者の見解	-
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 26 年 10 月(H26 国交 21)

-436-

【国交13】

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
税目	法人税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の目標(平成32年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を3%から5%とすること)から新たな達成目標(平成37年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4%とすること及び37年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を90%とすること)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

本年3月18日に閣議決定した住生活基本計画(全国計画)において、従前の目標(平成32年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を3%から5%とすること)が見直され、新たな目標(平成37年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4%とすること及び平成37年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を90%とすること)が位置付けられたことを受け、達成目標を変更したもの。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用額(平成27年度の法人税)について、「平成27年度における割増償却の適 用総額は、平成26年度に比べて、割増償却率が半分になる」と説明されているが、算定 根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

平成 25 年度税制改正要望の結果により、5 年間 2.8 割増償却 (耐用年数 35 年以上:4.0 割増償却) (適用期限:平成 28 年 3 月 31 日まで) が認められたが、3 年目(平成 27 年度) の割増償却率は半分とされたことから、平成 27 年度における割増償却の適用総額は、平成 26 年度に比べて半分になる。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数(平成28年度の法人税)について、平成24年度から28年度までの5年間で竣工されたサ高住を、「(27年度における竣工済みのサ高住)+(28年度に新規竣工したサ高住(3万戸))-(23年度に竣工したサ高住(0.7万戸))」として算定されているが、22年度以前に竣工されたサ高住の戸数が除かれておらず、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

サ高住は平成 23 年度に創設された制度であり、平成 22 年度以前に竣工されたサ高住は 存在しないため、上記の推計方法で問題無い。

なお、平成24年度から28年度の5年間で竣工されたサ高住は、「(27年度における竣工済みのサ高住) + (28年度に新規竣工したサ高住(3万戸)) - (23年度に竣工したサ高住(0.7万戸)) として算定している。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額(平成28年度及び29年度の法人税)について、法人税率を23.9%として算定されているが、当該年度の法人税率は23.4%であるため、算定に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

御指摘を踏まえ、平成28年度及び平成29年度の法人税率を23.4%、平成30年度の法人税率を23.2%として下記のとおり推計。

<減収額の試算方法及び推計方法>

- ・平成28年度における減収額は⑩×23.4%=50百万円
- ・平成29年度における減収額は⑪×23.4%=38百万円
- ・平成30年度における減収額は⑪×23.2%=38百万円

【点検結果

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果(達成目標「平成37年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を90%とする」に係るもの)について、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の効果(達成目標「平成37年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4%とすること」に係るもの)について、「有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サ高住、高齢者向け優良賃貸住宅等の戸数(国土交通省アンケート調べ、厚生労働省老健局調べ)に基づいて算出」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。
- ③ 過去の効果について、「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は 1.9% (H25) → 2.2% (H27) と上昇」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 平成26年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合は77%、平成27年度においては78%である。なお、平成37年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併設するサ高住の割合を90%とするという本目標は、本年3月に閣議決定した住生活基本計画において、新たに位置付けられた指標である。
- ※同割合は、サ高住のうち高齢者生活支援施設が併設されている棟数をサ高住全体の棟数で除して算出(出典:サービス付き高齢者向け住宅登録情報)。
- ② 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を推計したもの。高齢者向け住宅は、有料 老人ホーム(厚生労働省老健局調べ)、軽費老人ホーム(厚生労働省老健局調べ)、シル バーハウジング(国土交通省アンケート調べ)、サ高住(国土交通省アンケート調べ)、 高優賃(国土交通省アンケート調べ)の戸数の合計。
- ③ サ高住については、本特例措置の他、予算(補助金)により供給の促進を図っているが、予算は初期費用を軽減するものであるのに対し、本特例措置は、事業初期におけるキャッシュフロー改善をもたらし、ランニングコストの面から支援するものである。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 将来の効果(平成30年度)が予測されていない。
- ② 将来の効果について、「このペースを維持することで、平成37年度の4%の目標値を達成すると見込まれる」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 高齢者向け住宅の戸数が過去のトレンドで推移すると仮定すると、平成30年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は2.7%となる見込みであり、堅調に増加すると考えられることから、平成37年度の4%の目標値を達成すると見込まれる。
- ② サ高住については、本特例措置の他、予算(補助金)により供給の促進を図っているが、予算は初期費用を軽減するものであるのに対し、本特例措置は、事業初期におけるキャッシュフロー改善をもたらし、ランニングコストの面から支援するものである。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成30年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は2.7%となる見込み」との説明では、将来の効果について、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に 分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

点検項目⑦に記載のとおり、本特例措置がサ高住の供給促進に寄与していることから、 税収減を是認する効果があるといえる。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

① 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額 及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

点検項目®に記載のとおり、本特例措置により将来におけるサ高住の供給促進が見込まれることから、税収減を是認する効果があるといえる。

【占給結里】

① 点検項目®将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目®将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、®、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		がいがにしてになる数末の子がに直直
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 40)
		【新設·拡充·延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		(1) 現行制度の概要
		高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第
		5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」 という。)で新築されたものを取得し、又はサ高住を新築して、これ
		を賃貸の用に供した場合には、5年間1.0割増(耐用年数35年以上
		のものについては 1.4 割増) で償却する。
		(2) 要望の内容
		本特例措置の適用要件に医療・介護施設の併設要件を追加し、適用
		期限(平成29年3月31日)を2年間延長する。
		《関係条項》
		租税特別措置法第 14 条、第 47 条、第 68 条の 34
4	担当部局	住宅局安心居住推進課
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期: 平成 28 年8月 分析対象期間: 平成 24~30 年度
	対象期間	
6	租税特別措置等の創設	平成 13 年度 創設
	年度及び改正経緯	平成 15 年度 延長・縮減
		平成 17 年度 延長 平成 19 年度 延長・縮減
		平成 18 平度 延長・掘充 平成 21 年度 延長・拡充
		平成 23 年度 延長·拡充
		平成 25 年度 延長
		平成 28 年度 延長·縮減
7	適用又は延長期間	2年間
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	我が国の住宅ストックのうち、高齢者が要介護状態になっても安心して暮ら
	根拠	せる住宅が不足している状況を踏まえ、医療・介護サービスとの連携が図られ
		たサ高住の供給を促進することにより、高齢者に適した住まいの確保を図る。
		《政策目的の根拠》
		〇「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)において、
		「高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスが利用できる民体環境を実現しまること、「またべく
		ビスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現」すること、「まちづく りと調和し、高齢者の需要に応じたサービス付き向け住宅等の供給促進や
		「生涯活躍のまち」の形成」が位置付けられている。
		・ エルエバロ 神に へ ひ つっかいいいい は 信 い いいって 000
		○「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「2020
		年代初頭までに 介護基盤の整備拡大量:50 万人分以上(サービス付き高
		齢者向け住宅約2万人分を含む)」が位置付けられている。
		 ○「日本再興戦略改訂 2016」(平成 28 年6月2日閣議決定)中短期工程表「既

				存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化②」において、「サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の整備を促進」すること、「サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保の推進等により、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり(スマートウェルネス住宅・シティ)を推進」することが位置付けられている。
				〇「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)において、「介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤を整備し、地域包括ケアを推進する」ことが位置付けられている。
				〇「健康・医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)において、「高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう(中略)サービス付き高齢者向け住宅等の整備」を行うことが位置付けられている。
				〇「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、在宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ことが位置付けられている。
			政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの 形成を図る に包含。
		3	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 〇平成 37 年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を 4%とする。 〇平成 37 年度におけるサ高住全体に対する高齢者生活支援施設を併 設するサ高住の割合を 90%とする。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 〇サ高住の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成37年度までに4%とすることで、高齢者に適した住まいの確保が図られる。 〇サ高住の供給にあたり、医療・介護施設を併設したものに支援を重点化することで、入居者の要介護度の重度化にも対応可能な高齢者の住まいの確保につながる。
9	有効性 等	1	適用数等	〈適用数〉 平成 24 年度 49 件 平成 25 年度 103 件 平成 26 年度 146 件 平成 27 年度 177 件(見込み) 平成 28 年度 198 件(見込み) 平成 29 年度 153 件(見込み) 平成 30 年度 153 件(見込み) ※平成 24 年度から平成 26 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用件数」(平成 24 年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)。 ※平成 27 年度以降は、平成 26 年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、下記の通り推計。
				※平成 24 年度から平成 26 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の 果に関する報告書」に記載されている「適用件数」(平成 24 年度は高齢者 け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)。 ※平成 27 年度以降は、平成 26 年度実績値及びサ高住の供給量の増加を

あり、 あり (で) 成 28 (で)
あり、 車度 <i>の</i> (1)) (1)) 成 28件
F度 <i>0</i> ①) ②) 成 28 数要件
F度 <i>0</i> ①) ②) 成 28 数要件
F度 <i>0</i> ①) ②) 成 28 数要件
F度 <i>0</i> ①) ②) 成 28 数要件
F度 <i>0</i> ①) ②) 成 28 数要件
F度 <i>0</i> ①) ②) 成 28 数要件
①) ②) 成 28 读要件
成 28 战要件
成 28 读要件
要件
要件
(⑦)
上の糸
令者向
P 11
旧を路
псп
=\ L
(E) &
B))
削増値
償却
-6=
子来拍
子来推 また
力 复②害 、

平成 29 年度 38 百万円(見込み) 平成 30 年度 38 百万円(見込み) ※平成 24 年度から平成 26 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用総額」(平成 24 年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)に対して、法人税率を基本税率として下記の通り減収額を試算。 ※平成 27 年度以降は、平成 26 年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、下記の通り推計。
 ・平成 24 年度における減収額は、136 百万円×25.5%=35 百万円 ・平成 25 年度における減収額は、349 百万円×25.5%=89 百万円 ・平成 26 年度における減収額は、445 百万円×25.5%=35 百万円 ・平成 27 年度における減収額は、⑨×23.9%=64 百万円 ・平成 28 年度における減収額は、⑩×23.4%=50 百万円 ・平成 29 年度における減収額は、⑪×23.4%=38 百万円 ・平成 30 年度における減収額は、⑪×23.2%=38 百万円
・税収
※有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サ高住、高齢者向け優良賃貸住宅等の戸数(国土交通省アンケート調べ、厚生労働省老健局調べ)に基づいて算出。 《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置の適用件数は、平成26年度で146件であり、登録1事業者の平均戸数が約47戸であることを踏まえると、少なくとも約6,800戸の適用が見込まれることから、本特例措置の供給促進効果が伺える。このため、本特例措置により、一定の減収が見込まれるが(114百万円(平成26年度))、一方、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は1.7%(H23)→2.2%(H27)と着実に上昇しており、平成37年度の4%の目標値を達成すると見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えられる。
特別 割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るもの であり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことか ら、政策目的達成手段として、適確かつ必要最小限である。
支援 サービス付き高齢者向け住宅整備事業(平成 28 年度予算額 320 億円) で義 【事業内容】 サ高住の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療 法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。

	分担	【補助対象】
		登録されたサ高住
		【補助額】
		建築費の 1/10、 改修費の 1/3(国費上限 100 万円/戸)
		上記の予算上の措置は、サ高住の共用部分の整備に対する支援であり、イニ
		シャルコストの一部を軽減する役割である。本特例は、専用部分の整備に対
		する支援であり、また、当初5年間にわたり課税の繰り延べを行う選択肢を与
		えるものであることから、事業初期の継続性を支援する役割である。以上のこ
		とから、明確に役割分担が図られている。
	③ 地方公共	租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用したサ高住の更なる供
	団体が協	給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の
	力する相当性	確保に寄与することとなる。
11	有識者の見解	_
12	前回の事前評価又は事	平成 27 年 8 月(平成 28 年度税制改正要望時)国交 04
	後評価の実施時期	

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名		防災街区整備	事業に係る事業	用資産の買換特例等の	延長
	税目	法人税			
	区 分	□新設	□拡充	■延長	

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(平成27年度約4,450ha)について、平成32年度までにおおむね解消すること)について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 住生活基本法(平成18年法律第61号)第15条第1項に規定する国民の住生活の安定 の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として住生活基本計画(平成28年3月閣 議決定)において下記のとおり記載されている成果指標を引用した。

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

約4,450ha (平成27速報)→おおむね解消 (平成32)

※地震時等に著しく危険な密集市街地:密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地

なお、ここでいう「概ね解消する」とは「概ね Oha とする」という意図である。

【占給結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数及び適用額(平成27年度の法人税)が把握されていない。
- ② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額(法人税)2,507百万円(平成26年度)が前回(平成25年度)評価時の将来推計17.8百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 適用数と適用額の実績については、直近の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)から抜粋したものを記載した。

上記に記載のない平成 27 年度の法人税の適用見込は、平成 24 年度~26 年度の平均として、以下の数字を見込んでいる。

適用数: (4件+1件+7件) /3年間≒7件/年

適用額: (166 百万円+103 百万円+2,507 百万円) /3 年間≒925 百万円。

② 防災街区整備事業の施行数が増加した等の要因により、前回評価時に想定した以上の 法人が本特例措置の適用を受けたものである。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数及び適用額(平成28年度の法人税)が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 平成28年度の法人税の適用見込は平成24年度~26年度の平均として、以下の数字を 見込んでいる。

適用数:(4件+1件+17件)/3年間≒7件/年

適用額: (166 百万円+103 百万円+2,507 百万円) /3 年間⇒925 百万円。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(平成27年度の法人税)が把握されていない。
- ② 過去の減収額について、「減収額=圧縮額 (適用額) ×税率」と説明されているが、算 定根拠 (算定に用いた税率) が明らかにされていない。
- ③ 租特透明化法に基づき把握される過去の減収額(法人税)639.3 百万円(平成26年度)が前回(平成25年度)評価時の将来推計17.8 百万円より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。

【国十交诵省の補足説明】

① 適用数と適用額の実績については、直近の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第190回国会提出)から抜粋したものを記載した。

上記に記載のない平成 27 年度の法人税の減収額は、平成 24 年度~26 年度の平均として、以下の数字を見込んでいる。

減収額:(42.4 百万円+26.3 百万円+639.3 百万円)/3 年間⇒236 百万円。

- ② ここでいう税率とは法人税率のことであるが、当時の税率である 25.5%を用いた。
- ③ 防災街区整備事業の施行数が増加した等の要因により、前回評価時に想定した以上の 法人が本特例措置の適用を受けたものである。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額について、「各年度あたりの減収額の見込みを以下のとおり算出」と説明されているが、年度の記載がない。

【国土交通省の補足説明】

適用数の見込みを算出した期間と同様、平成29年度から平成31年度を対象としている旨を評価書に明記した。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果 (平成23年度から27年度まで) について、「平成27年度末の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は4,435haとなり、平成23年の5,745haから3割弱が解消された」と説明されているが、算定根拠 (算定に用いた数値の根拠) が明らかにされていない。
- ② 過去の効果 (平成 23 年度から 27 年度まで) について、「平成 27 年度末の地震時等に 著しく危険な密集市街地の面積は 4,435ha となり、平成 23 年の 5,745ha から 3 割弱が解消された」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ③ 達成目標(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(平成27年度約4,450ha)について、平成32年度までにおおむね解消すること)に対する効果(平成27年度末の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は4,435haとなり、23年の5,745haから3割弱が解消されたこと)の寄与について、「保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進地区内の防災性の向上に寄与している」と説明されているが、保留床の処分に伴う効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、本措置の適用により解消された地震時等に著しく危険な密集市街地の面積の推移、地震時等に著しく危険な密集市街地全体の面積に対するその割合の推移等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。

【国土交通省の補足説明】

- ① 平成23年の面積の値を「5,745ha」から「約6,000ha」に修正する。 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について、平成23年度末の値から平成2 7年度末の値を減じた値から、平成23年度末の値を除した。
- ②・③ 本措置により、防災街区整備事業における事業用資産の買換が促進され、同事業の施行地区において特定防災機能等の確保が図られるとともに、買換に伴う危険密集市街地の事業用資産が譲渡されるため、危険密集市街地の整備改善が図られることとなる。

【点検結果】

①~③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果が予測されておらず、どのように達成目標に寄与するのか明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 防災街区整備事業を実施する場合、除却しようとする建築物又はその敷地について所有権、賃借権等の権利を有する者の一定の合意を前提とした制度であるため、当該事業の検討段階から、事業の実施・完了までに、相当の時間を要することとなるが、近年、当該事業は着実に実施されており、今後も、実施が期待されることから、地震時等に著しく危険な密集市街地の面積の解消に寄与するものと考えている。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「地震時等に著しく危険な密集市街地の面積の解消に寄与するものと考えている」との説明では、将来の効果が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。

【国交14】

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額 及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

①、⑤、⑦の補足説明の通り。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

①、⑥、⑧の補足説明の通り。

【点検結果】

① 点検項目®将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目®将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、②、⑤、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価 書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

-444-

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	•	「の対象とした 」措置等の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
2	対象税目	I	(法人税:義)(国税 41)
			【新設·拡充·延長】
3	租税特別	措置等の内容	《内容》
			防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の危険密集市街地の
			資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業
			用資産の買換特例(繰延割合 80%)の適用期限(平成 29 年 3 月 31 日)を 3
			年間延長する。
			《関係条項》
			租税特別措置法第65条の7、第65条の9
4	担当部局		住宅局市街地建築課
5	評価実施時期及び分析		評価実施時期:平成 28 年8月
	対象期間		分析対象期間:平成 28 年8月~平成 31 年8月
6		措置等の創設	平成 16 年 創設 平成 18 年 延長
	年度及び改正経緯		平成 23 年 延長
			平成 26 年 縮減・延長
7	適用又は延長期間		3年間
8	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整
		根拠	備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の 確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。
			《政策目的の根拠》
			「住生活基本計画(平成 28 年3月 18 日閣議決定)」において地区内閉塞度
			や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消するこ
			とが位置づけられるとともに、「国土強靱化基本計画(平成 26 年6月3日閣議 決定)」においても、密集市街地の延焼防止等に資する施策を進めることとさ
			次定川においても、省集中街地の連携防止寺に貝りる施束を進めることとされているところ。
		② 政策体系	政策目標
		における	4 水害等災害による被害の軽減
		政策目的	施策目標
		の位置付	11 住宅・市街地の防災性を向上する
		け	に包含

Š	達成目標	《租利
	及びその	地
	実現によ	4,450
9	る寄与	[国]
		28 年
Š		※地

税特別措置等により達成しようとする目標》

也震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成 27 年度(速報)約 50 ヘクタール)について、平成 32 年度までに概ね解消することを目指す。 土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、住生活基本計画(平成 年3月18日閣議決定)】

度時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性 又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていな い、著しく危険な密集市街地をいう。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留 床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、保留床の処分が円滑にな り、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる事業の推進 に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不 燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災 再開発促進区内の防災性の向上にも寄与することとなる。

9 有効性 ① 適用数等 等

【適用実績】

平成 24 年度: 4件(適用額 166 百万円) 平成 25 年度:1件(適用額 103 百万円)

平成 26 年度:17 件(適用額 2,507 百万円)

※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋

平成27年度:7件(適用額925百万円) 平成 28 年度: 7件(適用額 925 百万円)

※上記2年分については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報 告書」の数値が存在しないため、適用見込は平成24年度~26年度の平均とし て、以下の数字を用いた。

適用数:(4件+1件+7件)/3年間≒7件/年

適用額: (166 百万円+103 百万円+2,507 百万円)/3 年間=925 百万円

【適用見込】

平成29年度から平成31年度において、過年度と同程度の防災街区整備事 業の実施件数が想定されることから、過年度と同程度の適用件数及び適用額 があると想定される。

平成 29 年度:7件(適用額 925 百万円) 平成 30 年度:7件(適用額 925 百万円)

平成 31 年度:7件(適用額 925 百万円)

※適用見込は平成24年度~26年度の平均として、以下の数字を用いた。 適用数:(4件+1件+7件)/3年間≒7件/年

適用額: (166 百万円+103 百万円+2,507 百万円)/3 年間≒925 百万円

前回要望時の所期の想定では、適用数は3年間で3件と予測していたとこ ろ、直近3年間で22件の適用があり、想定外に僅少ではない。また、本措置に

				係る買換資産は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されることから、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。
		2	減収額	【適用実績】 平成 24 年度:減収額 42.4 百万円 平成 25 年度:減収額 26.3 百万円 平成 26 年度:減収額 639.3 百万円 平成 26 年度:減収額 639.3 百万円 ※減収額=圧縮額(適用額)×税率
				平成 27 年度:減収額 236 百万円 平成 28 年度:減収額 236 百万円 ※上記 2 年分については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が存在しないため、適用実績は平成 24 年度~26 年度の平均として、以下の数字を用いた。
				【適用見込】 平成 24 年度~平成 26 年度の減収額を基に、平成 29 年度から平成 31 年 度の各年度あたりの減収額の見込みを以下のとおり算出。 各年度の減収見込額: (42.4 百万円+26.3 百万円+639.3 百万円)÷3年度 =約 236 百万円/年度
				平成 29 年度:減収額 236 百万円 平成 30 年度:減収額 236 百万円 平成 31 年度:減収額 236 百万円
		3	効果·税収 減是認効 果	《効果》 保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するととも に、防災再開発促進地区内の防災性の向上に寄与している。 その結果、平成 27 年度末の地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は 4,435 ヘクタールとなり、平成 23 年の約 6,000 ヘクタールから3割弱が解消され た。
				《税収減を是認するような効果の有無》 平成 26 年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。
10	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国 庫への負担が少なく効率的である。

	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 ③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	防災街区整備事業を行う施行者等に対しては予算や税制上の各種の支援措置があるが、地区外から防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者については本特例措置以外の支援措置はない。 該当なし
11	有識者の見解	_
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成25年8月(平成26年度税制改正要望時)【国交22】

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長
税目	法人税、所得税
区 分	□新設 ■拡充 ■延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の目標(i)CO2削減:平成32年度までに日本商船隊からの排出量を21%の削減を行う(外航船舶)、ii)CO2削減:平成32年度までに25%の削減を行う(内航船舶)、ii)年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合35%以上(平成32年度時点)(内航船舶))から新たな達成目標(i)CO2:平成30年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成16年比で17%削減する(外航)、ii)CO2:平成42年度までに省エネに資する船舶1190隻の普及を図る(157万t-CO2の削減)(内航))へ変更する適切な理由が明らかにされていない。
- ② 達成目標について、外航船舶及び内航船舶に係るCO2やNOXの削減量等が説明されているが、本特例措置は、外航船舶、内航船舶及び漁船に適用されるものであるにもかかわらず、漁船に係る達成目標が明らかにされておらず、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

① (外航)

外航船舶の CO2 削減目標については、最終的には平成 32 年度までに日本商船隊からの排出量を 21%の削減を行うという目標に変更はなく、所期の目標 (平成 30 年度まで)として、17%の削減を行うものとしたものである。

(内航)

内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するため、今般、新たな達成目標を設定したものである。(評価書本文9③に記載済み)

② 本措置は漁船を適用対象としていないため、漁船に係る達成目標は示していない。こちらについては、②の補足説明欄及び評価書本文に記載の上、対応済み。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

(外航)

本調査は法人を対象として実施しており、所得税に関する適用数及び適用額の把握は困難となっている。

(内航)

内航は法人のほか個人事業主も調査対象としているが、個人事業主についてはサン プルが少ないことから所得税を正確に見込むことは困難。

② 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、 内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況 の把握を行っている。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数3件(高度内航環境低負荷船舶)(平成27年度)は、前回(平成27年度) 評価時の将来推計6件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

平成27年度の適用数について、高度内航環境低負荷船舶は平成25、26年度においてもそれぞれ5隻となっており、平成25、26年の適用隻数と比べても、適用数が想定外に僅少とは言えない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の適用数及び適用額(外航)について、「H28年度以降については過去の実績(直近3年間の平均)をもとに推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。
- ③ 将来の適用数及び適用額(内航)について、「H28年度以降については、過去3年間の 新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案し算出」と説明され ているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていな い。

【国土交通省の補足説明】

① ②の補足説明欄にて対応済み

23 別紙参照

【点檢結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額について、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。
- ③ 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ④ 過去の減収額(i)512 百万円(外航日本船舶)(平成27年度)、ii)1,094 百万円(内航環境低負荷船舶)(27年度)が前回(27年度)評価時の将来推計(i)249 百万円、ii)449 百万円)より過大であることについて、その原因の分析や本特例措置が依然として必要最小限の特例措置となっていることの説明がされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ①③ ②の補足説明欄にて対応済み
- ② 海事局による税制利用調査を行い、実績値を記載している。

④ (外航)

評価書本文に記載し、対応済み

(内航)

平成27年度については、特に大型船の建造が多く、当該船舶に本税制特例措置が活用されたことにより、想定よりも減収額が増加した。

なお、評価書本文の記載のとおり、本租税特例措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなることから、必要最低限の特例措置と認識している。

【点檢結果】

- ①・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額(外航)について、「H28年度以降については過去の実績(直近3年間の 平均)をもとに推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式) が明らかにされていない。
- ③ 将来の減収額(内航)について、「H28年度以降については、過去3年間の新造船隻数、 税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案」と説明されているが、算定根拠 (算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ④ 将来の減収額(外航)について、「適用額(調査により把握)×特償率×法人税率(23.4%)により算出」と説明されているが、法人税率は平成30年度に23.2%に引き下げられるため、説明に誤りがある。
- ⑤ 将来の減収額(内航)について、「平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率(23.4%)により算出」と説明されているが、法人税率は平成30年度に23.2%に引き下げられるため、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

- ① ②の補足説明欄にて回答済み
- 23 別紙参照
- ④⑤ 別紙にて平成30年度は法人税率23.2%で積算

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②~⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果(外航)について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ② 過去の効果(内航)について、「本租税特別措置を利用することにより、環境低負荷船が35隻導入され、CO2については26,021t、NOXにあって2,207tがそれぞれ削減された」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ③ 過去の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接 的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書本文に記載し、対応済み
- ② 評価書9③に記載し、対応済み
- ③ (外航)

本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、

- ① オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の 船体整備を円滑に行うことができなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができな くなる恐れがある。
- ② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

(内航)

環境低負荷船が47隻導入された(平成24年度~平成27年度)

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果(内航)が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
- ② 将来の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接 的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 評価書本文8③で今般の要望に係る達成目標を新たに設定しているところ。 将来の効果については、評価書本文9①の適用数のとおりであり、CO2・NOX 削減のいずれも達成できる見込み。

② (外航)

⑦の補足説明欄にて説明済み

(内航)

上記①にて対応済み

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

⑤及び⑦にて対応済み

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

① 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

⑥及び⑧にて対応済み

-448-

【国交15】

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、8、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	位代付が指直寺に保る政策の事前計画者						
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名	MANA - IN C 14 M DC-1 M M S C M M S C M S						
2 対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 21)						
	【新設· <u>拡充</u> ·延長】						
3 租税特別措置等の内容							
	船舶に係る特別償却制度の適用期限を延長する。						
	【特例措置の内容】						
	(外航)						
	外航日本船舶・・・・・・・特別償却率 18/100						
	外航日本船舶以外の船舶・・・特別償却率 16/100						
	(内航)						
	高度内航環境低負荷船・・・・特別償却率 18/100						
	内航環境低負荷船・・・・・・特別償却率 16/100 対象要件について、内航環境低負荷船のうち、「航海支援システム※」を搭載し						
	たものについては「18/100」とする。						
	※航海支援システム:気象・海象情報を踏まえた省燃費運航を達成する最適航						
	路や最適速度等の提示等により、船舶の省CO2化を実現するための環境低						
	負荷に資する設備である。						
	《関係条項》						
	租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の 6、第 68 条の 16						
	同施行令第5条の 8、第 28 条、第 39 条の 14、第 39 条の 49 海上運送法第2条						
	船舶法第1条、第20条						
	船舶のトン数の測度に関する法律第4条						
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 3						
10 V 40 C	N-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1						
4 担当部局	海事局外航課、内航課						
5 評価実施時期及び分析	斤 評価実施時期:平成 28 年 8 月						
対象期間	分析対象期間:平成 24 年度~平成 30 年度						
6 租税特別措置等の創							
年度及び改正経緯	(外航)						
	平成 21 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日						
	本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100(現行 18/100)						
	に引き下げ) 平成 23 年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶						
	平成 23 年度 稲減・延長(経営の言葉化に者じて負する外航船船のつち日本船舶 以外のものに係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ)						
	平成 25 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が						
	取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低						
	減設備等の要件を追加)						
	平成27年度縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外航船舶を除外、環境						
	負荷低減要件の引き上げ、追加)						

7	適用期間		2 年間(平成 29 年度~30 年度)
8	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会から も日本商船隊の CO2 排出削減が求められていることから、エネルギー効率が高く 環境に優しい先進的な船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備を 図ることを目的とする。 (内航) 我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運 においては、CO2 排出削減等の環境負荷の低減が求められているため、エネルギ 一効率が高く、環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資 を促進することで、環境負荷の低減を実現することを目的とする。
			《政策目的の根拠》 (外航) ・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号) 審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」
			(内航) ・「交通政策基本計画」(平成 27 年 2 月 13 日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針 C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 ・「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策
			1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組
			(g) 鉄道、船舶、航空機の対策 〇船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	(外航) 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振 興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標 70 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合
			(内航) 政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの

				扳	興、安況	定的な国	際海上輔	前送の確	保を推済	進する		
		3	達成目標	《租税特別措置	《租税特別措置等により達成しようとする目標》							
			及びその	(外航)								
			実現によ	•CO2:平成 30	年度まで	で日本	商船隊カ	らの CC	02 排出量	量を平成	16 年比	で 17%
			る寄与	削減する	5(排出原	原単位べ	ース。設	備以外の	の運航効	率化も含	含む)。	
				•NOx:新造船に	ついて	平成 23 年	Fからの	国際海事	₽機関(Ⅱ	MO)2次	規制削減	或率(1次
						減)を上						
				•輸送比率:平原							の輸送	比率であ
					引10%を5	元に、引き	き続さて	の輌送り	じ半を稚	持する。		
				(内航) •CO2:平成 42	午 庄 士	ベニター	ナー 答す	一乙食八食白	1100年	の並及る	t.図 Z / 1	57 - L \ .
					サ及ま)削減)。	ピレ省エ	かに貝 9	る河口河口	1190支	の百及で	で図 る(1	31 757
				·NOx:新造船I							二次規制	制削減率
				(一次)		; 20%削洞 無 (測) 中 t		J	の削減を	と行う。		
				・CO2:年間 70				の削減	1-和4)	の劣工	なに答す	ス処血た
				普及す		(47 0)7	1-2-00	2 07 Hij //ist	(I = 10 =)	0) 6	いに良り	ے االا الال
				•NOx:新造船(こついて	22%の削	減を行う	5(平成 2	22 年度上	上)		
				《政策目的に対	する租利	说特別措	置等の過	達成目標	実現に。	よる寄与	>	
				(外航)								
				国際海上貿易								
		3		日本商船隊の								
				で、エネルギー				先進的な	船舶の	建造を促	進し、要	請に応
				えた日本商船隊	の整備	に寄与す	ే 6 .					
				(内航)								
				我が国の国民	民生活や	経済活動	助を支え	る基幹的	的輸送イ	ンフラでる	あり、また	≿、旅客
		3		面では地域社会								
				減の政策目的の	の達成に	向け、環	境負荷	低減に資	でする船舶	拍への投	資促進	に寄与す
				る。								
9	有効性	1	適用数等	• 租税特別措置	量の適用	状況の説	透明化等	に関する	る法律に	基づく実	態調査	では、外
	等			航船舶、内航								
				目的・要件等					があるこ	とから、	海事局に	こおいて
				調査を実施し	、適用り	代況の把:	握を行っ	ている。				
				(外航) 【注用焦料】								
				【適用隻数】								1
				年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
				区分	2	4	2	3	2	2	2	
				外航日本船舶 2 1 2 3 2 2 2 〈適用者教〉 (2) (1) (2) (3) (2) (2) (2)								
				(適用者数) (2) (1) (2) (3) (2) (2) (2) (適用観:百万円) (1,815) (792) (2,039) (2,189) (1,673) (1,673) (1,673)								
				外航日本船舶								
				以外の船舶	⟨20⟩	(18)	(21)	(11)	(17)	(17)	(17)	
				〈適用者数〉	(36,044)	(28,987)	(39,030)	(23,019)	(33,297)	(29,028)	(29,028)	
				(適用額:百万円)]
				※ 海事局外航	課による	る「外航海	運にお	ける税制	利用状	況調査」	により適	用状況
				を把握								

X	H28 年度以降については過去の実績(直近3年間の平均)をもとに推計(別紙
	参昭)

- ・H26 年度適用数について、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、47 隻と想定している一方、実際の適用隻数は48隻となっており、過去2年の平均 適用隻数(46隻)と比べても、適用数が想定外に僅少とは言えない。
- ・一方で、平成27年度適用数については、前回の本租税特別措置に関する政策 評価では47隻と想定している一方、世界的な海運不況による影響などを受け て、実際の適用隻数は31隻に留まっている。
- ・H25-27年度適用者数は合計で56社であることから、特定の者への偏りはない。

(内航)

【適用隻数】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29 年	H30 年
		1120	1120		1120		
内航環境	5	9	6	11	8	6	6
低負荷船舶	(0)	(0)	(0)		(0)	(6)	(6)
〈適用者〉	⟨3⟩	⟨8⟩	(6)	(10)	⟨8⟩	((
	(1,812)	(1,441)	(2,101)	(4,581)	(1,434)	1 075)	1 075)
(適用額:百万円)						1,075)	1,075)
高度内航環境		_	_				
低負荷船舶	3	5	5	3	8	11	13
/*==*\	⟨3⟩	⟨5⟩	4	⟨3⟩	⟨8⟩	(11)	(13)
〈適用者〉	(1.242)	(2.310)	(1.070)	(1.555)	(1.758)	(2.390)	(2.811)
(適用額:百万円)			. , .		.,		

※平成27年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況 調査」により適用状況を把握

※H28 年度以降については、過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況 等を基に各種施策の効果も勘案し算出(別紙参照)。

・平成26年度適用数について、前回の本税制特例措置に関する政策評価では、 「内航環境低負荷船舶」及び「高度内航環境低負荷船舶」の合計を 14 隻と想定し ている一方、実際の環境低負荷に資する船舶は 11 隻となっており、適用数が想定 外に僅少とはなっていない。

・平成 27 年度適用数については、前回の本租税特別措置に関する政策評価では 17 隻と想定している一方、実際の適用隻数は14隻となっており、適用数が想定外 に僅少とはなっていない。

・また、H25-H27 年度における本租税特別措置の適用者数は合計で36社であり、 適用実績に比して特定の者への偏りもない。

②減収額

※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、 外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて 政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局に おいて調査を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航)

【減収見込み】

(単位:百万円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30			
区分										
外航日本船舶	425	185	477	512	392	392	388			
外航日本船舶	8,434	6,783	9,133	5,386	7,791	6,793	6,734			
以外の船舶										
that a statement of the control										

※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況

を把握

- ※ H28 年度以降については過去の実績(直近3年間の平均)をもとに推計(別紙
- ・ H25 年度から平成 27 年度における平均減収見込額について、要望時には 7.412 百万円と想定している一方、実際には 7,492 百万円となっており、減収額が想定 外に乖離しているとは言えない。

(内航)

【減収見込み】

(単位·百万円)

. "	火 イス ジじ とこり ア 』						(+1	7 · 11 / / /	1/
		H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	
	内航環境	462	367	536	1,094	336	252	249	
	高度内航環境 低負荷船舶	317	589	273	372	411	559	652	

- ※海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用数を把
- ※平成28年度以降については過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状 況等を基に各種施策の効果も勘案し算出(別紙参照)

③ 効果・税収 《効果》 減是認効

(外航)

○達成目標の実現状況

5 C / 3 C 1										
年度	H24	H25	H26	H27	-	H30				
区分										
CO2 削減(%)	8.3	9.2	10.0	11.0	-	17				
NOx 削減(%)	22	26	25	25	-	22				
輸送比率(%)	10.2	10.1	9.8	9.9	-	10				

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの

※輸送比率については、各年度において以下により算出

輸送比率 = 我が国商船隊の輸送量(注1)/世界の海上荷動き量(注2)

(注 1) 事業者からの法令に基づき報告により把握

(注 2) 出典: Clarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」

※H30年度については目標値

〇所期の目標の実現状況

【平成27年度】

CO2 削減: 日本商船隊からの CO2 排出量を 11%削減(平成 16 年度比)。 NOx 削減: 新造船について 22%以上の削減を達成(平成 22 年度比)。 輸送比率: 我が国商船隊の輸送比率の目標値である約 10%を達成。

〇租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx 削減など厳しい環境要件に 適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡 大が図られる。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、

① オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有す

る船舶の船体整備を円滑に行うことができなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。

② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

(内航)

〇達成目標の実現状況

0 200 4 100 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5					
年度	H24	H25	H26	H27	
区分					
CO2 削減(%)	10	8	8	11	
NOx 削減(%)	22	22	22	22	
環境低負荷船等の普 及・促進(%)	23.0	25.3	28.9	35.7	

- ※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの
- ※H30 年度における CO2 の削減率については H25 年度比の見込値
- ※環境負荷低減船等の普及・促進については、各年度において以下により算出 環境負荷低減船等の普及・促進 = 環境低負荷船等の隻数(注1) / 新造船隻 数(注2)
 - (注 1) 海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用数を把握
 - (注2) 事業者からの法令に基づき報告により把握

〇所期の目標の実現状況

【平成 27 年度】

①省エネ化(CO2·NOx排出削減)

- (1) CO2 削減: 平成 27 年度時点において 18%削減(平成 16 年度比)が目標値であるところ、平成 27 年度時点においては 11%削減であった
- (2) NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減 (平成 22 年度比)が目標値であるところ、平成 27 年度時点においては 22%削減の目標を達成している。

②環境低負荷船等の普及・促進

・年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合 32%以上(平成 28 年度時点)が目標であるところ、平成 27 年度時点においては 35.7%となり目標を達成している。

内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するため、今般、新たな達成目標を設定することとした。

〇租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することにより、環境低負荷船が35隻導入され、CO2、については26,021トン、NOxにあっては2,207トンがそれぞれ削減された。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない。 《税収減を是認するような効果の有無》

|(外航

本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。

本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図ることで、日本商船隊の輸送比率の目標値である約10%の維持が可能となる。また、NOx削減率についても、新造船について目標値である約22%削減の実現に寄与していることからも、税収額を是認する効果が認められる。

(内航

環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。

本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。

加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。

上記の理由から、本税制特例措置には税収額を是認する効果が認められる。

10 相当性 ① 租税特別

措置等に よるべき 妥当性等

(外航)

本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊の拡大のための投資を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。

なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※に抵触するおそれがあることからも、本租税特別措置による支援が妥当である。

※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない

(内航)

本税制特例措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。

また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象 設備が限定され、内航海運全体の環境低負荷船舶への投資促進効果が小さくな ること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動 的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。

一方、「航海支援システム」等は、近年製品化されたものであり、省 CO2 効果に対する理解が定着しておらず、また、コスト負担も大きいことから導入が十分に進んでいないため、別途、国が予算上の措置を講じて設備導入に係る負担を軽減させることが有効である。

	このため、「航海支援システム」等の設備導入に係る予算上の支援措置と本税制特例措置を合わせて実施することが環境負荷低減に資する船舶の普及促進という政策目的達成のため妥当である。
② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	(外航) 外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。 これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。・船舶特別償却制度・買換特例制度:外航海運事業者の飛行で促進・国際船舶の固定資産税軽減措置:外航海運事業者の船舶保有コストの低減・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:外航海運事業者の船舶取得時の負担低減なお、規制、補助金等はない。
	(内航) 内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。
	まず、税制特例措置については、買換特例は輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進
	的な船舶の建造や船隊の拡充、中小企業投資促進税制は中小零細事業者の船舶取得を支援、本租税特別措置は、船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境低負荷を実現することを目的としており、明
	確な役割分担がなされている。 また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷 低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建 造に必要な低利・長期資金を供給している。
	更に、環境負荷低減に資する船舶に係る予算上の支援措置として以下のものを要求予定である。 ・船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助(平成 29 年度概算要求: 5, 200 百万円の内数)
	・海上輸送機器の運行時における実燃費改善実証事業(平成 29 年度概算要求: 6, 250 百万円の内数)
③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	地方税に関係しない
11 有識者の見解	_
12 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 27 年 8 月(H27 国交 22)

適用数等及び減収額の算定根拠(外航)

○平成28年度

[2	⊠分	数值	出典·計算式等	備考
適用数(等)	日本船舶	2		直近3年間の適用実績平均値
超用致(支)	外国船舶	39		
** m## (m)	日本船舶	1,673	(取得船価) (適用隻数)(要望特價却率) (適用額) 4.648百万円※1 × 2隻 × 18% ≒ 1.673百万円	直近3年間の特債利用船舶の平均取得船価
適用額(百万円)	外国船舶	33,297	(取得船伍) (適用隻数)(要望特債却率) (適用額) 5,336百万円※1 × 39隻 × 16% ≒ 33,297百万円	
減収額(百万円)	日本船舶	392	(適用額) (法人税) (減収額) 1,673百万円×23.4% ≒392百万円	
枫双朗(日月門)	外国船舶	7,791	(適用額) (法人税) (減収額) 29,028百万円 × 23.4% ≒ 7.791百万円	

【国交15】

Z	分	数值	出典·計算式等	備者
適用数(等)	日本船舶(①+②)	2	(適用隻数) (現行要件対象船舶率) 2隻 × 52.4% ≒ 1隻…2)	※1 直近3年間の適用実績平均値 ※2 今次要望において、EEDI要件(14%)の適用分 ※今次要望部間節熱を必要がで、から契約~竣 工までの期間が2年以内の船舶)となりうる船舶数 の見込み ※3 今次要望において、EEDI要件(14%)が適用可能となりうる船舶数の見込み
適用数(变)	外国船舶(③+④)	34	(適用隻数) (EEDI 14%対象船舶率) (EEDI 14%達成率) 39隻※1 × 47.6% × 74.6% ≒ 14隻…③	
適用額(百万円)	日本船舶	1,673	(取得船価) (適用隻数)(要望特價却率) (適用額) 4,648百万円※1 × 2隻 × 18% ≒ 1,673百万円	※1 直近3年間の特衞利用船舶の平均取得船価
地州銀(日ガロ)	外国船舶	29,028	(取得船価) (適用隻数)(要望特償却率) (適用額) 5,336百万円※1 × 34隻 × 16% ≒ 29,028百万円	※1 直近3年间の特債利用船舶の平均取得船側
減収額(百万円)	日本船舶	392	(適用額) (法人税) (減収額) 1,673百万円×23.4% ≒ 392百万円	
 現代館(日月刊)	外国船舶	6,793	(適用額) (法人税) (減収額) 29,028百万円 × 23.4% ≒ 6,793百万円	

〇平成30年度

	区分	数值	出典·計算式等	備考
適用数(隻)	日本船舶(①+②)	2		
迎州致(安)	外国船舶(③+④)	34	平成29年度と同様	
適用額(百万円)	日本船舶	1,673	十从20年及CP18	
適用銀(日ガロ)	外国船舶	29,028		
減収額(百万円)	日本船舶	388	(適用額) (法人税) (減収額) 1,673百万円×23.2% ≒ 388百万円	
減収額(日万円)	外国船舶	6,734	(適用額) (法人税) (減収額) 29,028百万円×23.2% ≒ 6,734百万円	

適用数等及び減収額の算定根拠(内航)

〇平成28年度)平成28年度			
	区分	数値	出典·計算式等	備考
適用数(隻)	内航環境低負荷船	8		事業者ヒアリングによる隻数
Ema(s)	高度内航環境低負荷船	8		事業者ヒアリングによる隻数
	内航環境低負荷船	1,434	(取得船価) (適用隻数)(要望特償却率) (適用額) 1,120百万円※1 × 8隻 × 16% ≒ 1,434百万円	
適用額(百万円)	高度内航環境低負荷船	1,758	(取得船価) (適用隻数)(要望特價却率) (適用額) 1,221百万円※1 × 8隻 × 18% ≒ 1,758百万円	※1 過去3年間の税制利用船舶の平均値
減収額(百万円)	内航環境低負荷船	336	(適用額) (法人税) (減収額) 1,434百万円×23.4% ≒336百万円	
MADE (DUT)	高度内航環境低負荷船	411	(適用額) (法人税) (減収額) 1.758百万円× 23.4% ≒ 411百万円	

<u>0</u>	平成29年度				
		区分	数值	出典・計算式等	備考
油田	用数(等)	内航環境低負荷船	6	①延長による適用数:8隻-②縮減による適用数の減少:2隻	事業者ヒアリングによる隻数
ALE / TI		高度内航環境低負荷船	11	①延長による適用数:8隻+投資拡大効果による3隻※1	※1:事業者ヒアリングにより予算上の支援措置等を見 込んだ投資拡大分
	適用額(百万円)	内航環境低負荷船	1,075	(取得船価) (適用隻数)(要望特償却率) (適用額) 1,120百万円※1 × 6隻 × 16% ≒ 1,075百万円	
適用		高度内航環境低負荷船	2 300	①1,221百万円※1 × 8隻 × 18% ≒ 1,758百万円	※1 過去3年間の税制利用船舶の平均値 ※2 内航環境低負荷船における平均値拡充対象要件の価格を加算させた値
		内航環境低負荷船	252	(適用額) (法人税) (減収額) 1,075百万円×23.4% ≒252百万円	
減収	双額(百万円)	高度内航環境低負荷船	559	(通用額) (法人稅) (減収額) ①1.758百万円 × 23.4% ≒ 411百万円 ②632百万円 × 23.4% ≒ 148百万円	

〇平成30年度				
	区分	数值	出典·計算式等	備考
適用数(等)	内航環境低負荷船	6	①延長による適用数:8隻-②縮減による適用数の減少:2隻	事業者ヒアリングによる隻数
起用級(支/	高度内航環境低負荷船	13	①延長による適用数:8隻+投資拡大効果による5隻※1	※1:事業者ヒアリングにより予算上の支援措置等を見 込んだ投資拡大分
	内航環境低負荷船	1,075	(取得船価) (適用隻数)(要望特償却率) (適用額) 1,120百万円※1 × 6隻 × 16% ≒ 1,075百万円	
適用額(百万円)	高度内航環境低負荷船		①1,221百万円※1 × 8隻 × 18% ≒ 1,758百万円	※1 過去3年間の税制利用船舶の平均値 ※2 内航環境低負荷船における平均値拡充対象要件 の価格を加算させた値
	内航環境低負荷船	249	(適用額) (法人税) (減収額) 1,075百万円×23.2% ≒ 249百万円	
減収額(百万円)	高度内航環境低負荷船	652	(通用額) (法人稅) (減収額) ①1,758百万円 × 23.2% ≒ 408百万円 ②1,053百万円 × 23.2% ≒ 244百万円	

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の 延長
税目	法人税、所得税
区 分	□新設 □拡充 ■延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の目標 (i)CO2削減:平成32年度までに日本商船隊からの排出量の20%削減を行う(外航)、ii)CO2削減:平成32年度までに25%の削減を行う(内航)、ii)老齢内航船舶比率を対平成9年度比115%(4,050隻)程度以下に維持(内航)から新たな達成目標(i)CO2:平成31年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成16年比で19%削減する(外航)、ii)CO2削減:平成42年度までに省エネに資する船舶1,190隻の普及(157万七つ20の削減)を図る(内航)、iii)安定的かつ環境性能に優れた内航輸送サービスの提供を図るため、船舶の代替取得を促進する(内航)、交更する適切な理由が明らかにされていない。
- ② 達成目標について、外航船舶及び内航船舶に係るCO2やNOXの削減量等が説明されているが、本特例措置は、外航船舶、内航船舶及び漁船に適用されるものであるにもかかわらず、漁船に係る達成目標が明らかにされておらず、説明に誤りがある。

【国土交通省の補足説明】

① (外航)

外航船舶の CO2 削減目標については、最終的には平成 32 年度までに日本商船隊からの排出量を 20%の削減を行うという目標に変更はなく、所期の目標 (平成 31 年度まで)として、19%の削減を行うものとしたものである。

(内航

内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するため、今般、新たな達成目標を設定したものである。(評価書本文9③に記載済み)

② 本措置は漁船を適用対象としているが、漁船は他省庁所管となるため、漁船に係る達成目標は示していない。こちらについては、②の補足説明欄及び評価書本文に記載の上、対応済み。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

(外航)

本調査は法人を対象として実施しており、所得税に関する適用数及び適用額の把握は困難となっている。

(内航)

本調査は法人を対象として実施しており、所得税に関する適用数及び適用額の把握 は困難となっている。ただし、内航は個人事業主も調査対象としているが、サンプル が少ないことから所得税と法人税の別を正確に見込むことは困難。

② 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、 内航船舶及び漁船の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要 件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、 適用状況の把握を行っている。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数0件(外航日本船舶)(平成26年度)は、前回(平成26年度)評価時の 将来推計1件の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明 されていない。

【国土交通省の補足説明】

平成26年度適用数について、外航日本船舶の適用数は、平成24、25年度においてもそれぞれ0隻、1隻となっており、また、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、合計で24隻と想定している一方、実際の適用隻数は15隻となっており、平成24、25年の適用隻数(11、18隻)と比べても、適用数が想定外に僅少とは言えない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の適用数及び適用額 (外航) について、「H28 年度以降については過去の実績 (直 近5年間) をもとに推計」と説明されているが、算定根拠 (算定に用いた数値、計算式 及びその根拠) が明らかにされていない。
- ③ 将来の適用数及び適用額(内航)について、「H28 年度以降については過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案」と説明されているが、 算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① ②の補足説明欄にて対応済み
- ② 評価書に記載し、対応済み
- ③ 別紙参照

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額について、算定根拠(算定に用いた数値及び計算式)が明らかにされていない。
- ③ 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ①③ ②の補足説明欄にて対応済み
- ② 海事局による税制利用調査を行い、実績値を記載している。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額(外航)について、「H28年度以降については過去の実績をもとに推計」 と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかに されていない。
- ③ 将来の減収額(内航)について、「H28年度以降については、過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案」と説明されているが、算定根拠 (算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ④ 将来の減収額(外航)について、「適用額(調査により把握)×圧縮率×法人税率(23.4%)により算出」と説明されているが、法人税率は平成30年度に23.2%に引き下げられるため、説明に誤りがある。
- ⑤ 将来の減収額(内航)について、「適用見込隻数(新造船見込隻数及び税制特例利用率から算出)×1件当たりの圧縮実施額(過去3年平均)×法人税率(23.4%)により算出」と説明されているが、法人税率は平成30年度に23.2%に引き下げられるため、説明に誤りがある。

【国十交诵省の補足説明】

- ① ②の補足説明欄にて回答済み
- ② 評価書に記載し、対応済み
- ③ 別紙参照
- (4)(5) 別紙にて平成30年度以降は法人税率23.2%で積算

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②~⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 過去の効果(外航)について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ② 過去の効果 (内航) について、「CO2排出削減については、平成27年度時点で対平成16年度比のCO2排出削減率は18%が目標値であるところ11%であり、また、NOXについては、新造船について22%の削減が目標値であるところ、対平成22年度比で22%削減の目標を達成している(省エネ化、CO2。NOX排出削減)、対平成9年度比115%(4,050隻)程度以下に維持することが目標値であるところ、平成27年度においては、106.3%(3,718隻)となり目標を達成している(老齢内航船舶比率)」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ③ 過去の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接 的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書本文に記載し、対応済み
- ② 評価書9③に記載し、対応済み
- ③ (外航)

- 本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx 削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、
- ① オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶 の船体整備を円滑に行うことができなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができ なくなる恐れがある。
- ② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

(内航)

環境低負荷船が52隻導入された(平成24年度~平成27年度)

【点檢結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課 顕とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果(内航)が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
- ② 将来の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接 的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされて いない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書本文8③で今般の要望に係る達成目標を新たに設定しているところ。 将来の効果については、評価書本文9①の適用数のとおりであり、「省エネ化、CO2・NOX 排出削減」、船舶の代替建造の促進のいずれも達成できる見込み。
- ② ⑦の補足説明欄に記載し、対応済み

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課 顕とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
- 【国土交通省の補足説明】
- ⑤及び⑦にて対応済み

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

⑥及び⑧にて対応済み

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		税特別措置等に係る政策の事前評価書
1	政策評価の対象とした	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延
	租税特別措置等の名称	長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 22)
		【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		本制度の適用期限を延長する。
		【特例措置の内容】
		圧縮記帳の比率 80/100
		【特例措置の対象】
		船舶から船舶への買換え及び交換
		《関係条項》
		- 和税特別措置法第 37 条、第 65 条の 7~9、第 66 条の 6
		同法施行令第 25 条、第 39 条の 7、第 39 条の 15
		同法施行規則第 18 条の 5、第 22 条の 11
	10 W 40 B	\(\frac{1}{2} \cdot \frac{1}{2}
4	担当部局	海事局外航課、内航課
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期: 平成 28 年 8 月
	対象期間	分析対象期間: 平成 24 年度~平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設	昭和 49 年度 創設
	年度及び改正経緯	고라 47 左다 난 첫/마 살 左 字싹 I- IZ 7 巻 3 1 HM I - 한 그씨 I - 20 MIN
		平成 17 年度 拡充(内航海運業に係る参入規制: 許可制→登録制) 平成 18 年度 延長(船舶への買換えを新造船又は環境負荷低減船に限定)
		干成 10 千度 延長(船舶への負換えど利追加又は環境負荷地減船に限定) 平成 23 年度 延長(船舶→減価償却資産の廃止)
		(中古船の船齢要件厳格化)
		(新造船に環境負荷低減要件付加)
		平成 26 年度 延長(譲渡船の船齢要件厳格化)
		(環境負荷低減要件の追加)
	N	
7	適用期間	3 年間(平成 29 年度~31 年度)
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	(外航)
	根拠	外航船舶の調達には多額の資金を要するところ、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ代替を促進し、計画的かつ安定的に日本商船隊の
		維持・整備を図ることを目的とする。
		4277 E 811 C E G E E E E E E E E E E E E E E E E E
		(内航)
		内航船舶の調達には、多額の資金を要し譲渡船舶の売却益を活用して代替
		船舶を確保することで我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運に係る船舶の代替を促進させ、安定的な輸送サービス
		フノブでのる内机冲運に味る加州の代省を促進させ、女定的な輸送サービス の確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現することを目的とする。
		の確保を囚ううと、環境負債の固減を失死することを目的とする。

	《政策目的の根拠》 (外航) ・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号) 審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」 (内航) ・「交通政策基本計画」(平成 27 年 2 月 13 日閣議決定)該当箇所抜粋「基本方針 C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」・「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)該当箇所抜粋第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 〇船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図る。
② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	(外航) 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する業績指標 70 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合 (内航) 政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) ・CO2: 平成 31 年度までに日本商船隊からの CO2 排出量を平成 16 年比で 19% 削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む)。 ・NOx: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)2 次規制削減率(1 次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減する。 ・輸送比率: 平成 22 年度時点における過去 5 年間の日本商船隊の輸送比率である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。

				(内航)								
				①省エネ化・CO2削減	. .	り左中士	マール	ナラ に2	シナスか	南台 1 10 0	(生の並	Th (157
				- 002削減		∠ 平反す , CO2 のi			19 つ加	河口 1, 19 0	ラの百	及(137
				• N O × 削減:					の国際	海事機 型	(IM	0) 二次
				14 O X 13/1/2 .								の削減を
					行う。		2 4750 11	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
				②船舶の代替耳	20得の促	進						
				安定的かつ環境	竟性能に	優れた	内航輸总	℄サービ	スの提供	共を図る	ため、船	沿舶の代
				替取得を促進す	する。							
				【要望期間中の	の達成目	標(測)	定指標)	1				
				① 省エネ化、	C O 2	• NO >	‹ 排出削	減				
				• C O 2:年間			9万トン	ノ CO2 の	削減に	相当)の	省エネロ	こ資する
					伯を普及		ا الحداد العاد م	<i></i>	(- + 0	o 	,	
				•NOx:新述	宣船につ) L Y C 22	%の削減	を行う	(平成2	2 年度以	;)	
				② 船舶の代替	取得の	促進						
				• 本税制特例排	昔置が適	頂され.	る年間代	替取得	隻数を1	4 隻以」	ことする	0
				《政策目的に対	する租税	说特別措	置等の過	達成目標	実現に。	よる寄与)	>	
				(外航)	40%	A 7th /D /	»m##.4-	.15.20.1-1			4- 60 66 M	· 44 + -
				船舶取得のた現するとともに、								
				スの代替を促進					E DJ C X	土江、垛	・児にの同	司で、別口別口
				107 N E E IC.		. ССТСВ,	3,00					
				(内航)								
				船舶取得のカ	こめの資	金確保	が困難な	状況に	おいても	、老朽船	から、。	より新し
				く、かつ環境性	生能の高	い船舶・	への代替	替を促進	すること	とで内航	海運の	安定的な
				輸送サービスの	の確保を	図りつ	つ、環境	負荷の	低減を乳	実現して	いくこ	とに寄与
				する。								
	右孙州		適用数等	• 租税特別措置	の海田	4:20%	ま 田 ル 学	1-囲士	こ:土分に	甘べ/中	能細木。	21+ H
9	有効性 等	U	迴用奴守	航船舶、内航								
	-1			いて政策目的								
				において調査								
				(外航)								
				【適用隻数】								
				年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
				区分								
				外航日本船舶	0	1	0	0	1	1	1	1 (1)
				(適用者数) (適用額:百万円)	(0)	(480)	(0)	(0)	(1) (835)	(1)	(1)	(1) (835)
				外航日本船舶	11	17	15	16	17	17	17	17
				以外の船舶	(11)	(16)	(13)	(15)	(15)	(15)	(15)	(15)
				〈適用者数〉	(8,531)	(10,428)	(13,856)	(17,977)	(14,161)	(14,161)	(14,161)	(14,161)
				(適用額:百万円)								
				※ 海事局外航	課による	5「外航海	運にお	ける税制	利用状	況調査」	により適	用状況

:		を把握					
		** H28 年度以降については過ぎ	たの宝績(直近り	(年間) <i>(</i>	0 亚 杓 値	ī	
		適用数	適用額(百万		7 1 20 IE		
		外航日本船舶 H23 1隻	1.190				
		H25 1 隻	480				
		11=1 1 2					
		平均 1隻	835				
		外航日本船舶 H23 25隻	20,029				
		以外の船舶 H24 11隻	8,531				
		H25 17隻	10,428				
		H26 15 隻	13,856				
		H27 16 隻	17,977				
		平均 17 隻	14,161				
		・H25,26 年度適用数について、	前回の本租税特	別措置(こ関する	政策評値	西では、
		それぞれ 22,24 隻と想定してい	る一方、実際の	適用隻数	なは 18,1	5隻となっ	っており、
		H24 年の適用隻数(11 隻)と比	べても、適用数	が想定タ	トに僅少	とは言え	ない。
		・H25-27年度適用者数は合計で	で41 社であること	から、特	持定の者	への偏り	りはない。
		(内航)					
		【適用隻数】					
		年度 H24 H25	H26 H27	H28	H29	H30	H31
		区分					
		内航船舶 9 9	13 21	14	14	16	18
		〈適用者数〉 〈9〉 〈9)	〈13〉 〈21〉	(14)	(14)	(16)	(18)
		(適用額:百万円) 804 612	1, 456 3, 532	1,496	1,496	1,716	1,936
		※ 海事局内航課による「内航海	運業に係る税制	利用状	況調査」	により適	用状況
		を把握					
		※ H28 年度以降については過		船隻数、	税制特	例措置	利用状況
		等を基に各種施策の効果も					
		・H25、26 年度適用数について、					
		それぞれ 11、11 隻と想定して		り週用隻	数は9、	13 隻ど	よってお
		り、適用見込と同程度となって		*** CD +> #	L . L . S = 1	41	-+11
		・また、H25-27年度における本利 第四点は、JULI ではつの者。の		趟 用有第	は合訂	· C 41 11	じめり、
		適用実績に比して特定の者への	1偏りもない。				
	② 減収額	※ 租税特別措置の適用状況の	透明化等に関す	「る法律」	に基づく	実態調査	をでは、
		外航船舶、内航船舶及び漁	船の合計が記載	されてお	り、外舫	九、内航石	それぞれ
		において政策目的・要件等か	「異なり、分別し	て把握す	る必要な	があるこ	とから、
		海事局において調査を実施し	_ン 、適用状況の排	四握を行	っている	0	
		(1141)					
		(外航)				(*
		【減収見込み】	1100	LICO	LICC	T	百万円)
		年度 H24 H25	H26 H27	H28	H29	H30	H31
		区分	0 0	105	105	404	404
		外航日本船舶 0 112	0 0	195	195	194	194

外航日本船舶	1,996	2,440	3,242	4,207	3,314	3,314	3,285	3,285
以外の船舶								

- ※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況
- ※ H28 年度以降については過去の実績(過去 5 年間の平均値)をもとに平年減 収見込額を推計

(平均見込隻数) × (平均圧縮限度額) × (法人税率)

(注) 日本船舶: 1隻 835 百万円 外国船舶: 17隻 833 百万円 (注)

(注): H28,29 年度は 23.4%、H30,31 年度は 23.2%で算出

(内航)

【減収見込み】

(単位:百万円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
区分								
内航船舶	205	156	371	844	350	350	398	449

- ※ 海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況
- ※ H28 年度以降については過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況 等を基に各種施策の効果も勘案し算出(別添参照)。

×

(外航)

③ 効果・税収 《効果》 減是認効

果

〇達成目標の実現状況

年度	H24	H25	H26	H27	-	H31
≅分						
CO2 削減(%)	8.3	9.2	10.0	11.0	-	19
IOx 削減(%)	22	26	25	25	-	22
谕送比率(%)	10.2	10.1	9.8	9.9	-	10

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの ※輸送比率については、各年度において以下により算出

輸送比率 = 我が国商船隊の輸送量(注1)/世界の海上荷動き量(注2)

(注 1) 事業者からの法令に基づき報告により把握

(注 2) 出典: Clarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」

※H31 年度については目標値

〇所期の目標の実現状況

【平成 27 年度】

CO2 削減:日本商船隊からの CO2 排出量を11%削減(平成 16 年度比)。 NOx 削減: 新造船について 22%以上の削減を達成(平成 22 年度比)。 輸送比率: 我が国商船隊の輸送比率の目標値である約 10%を達成。

○租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx 削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、

- ① オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。
- ② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

(内航)

○達成目標の実現状況

し足成日保の失乳状 が									
年度	H24	H25	H26	H27					
区分									
CO2 削減(%)	10	8	8	11					
NOx削減(%)	22	22	22	22					
老齡内航船舶比率(%)	109.4	106.0	105.1	106.3					

※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの

- ※H31 年度における CO2 の削減率については H25 年度比の見込値
- ※老齢内航船舶比率については、各年度において以下により算出

老齢内航船舶比率 = 船齢 14 年以上の隻数(注1) / 内航船全隻数(注1)

(注1) 事業者からの法令に基づき報告により把握

〇所期の目標の実現状況

【平成 27 年度】

① 省工ネ化、CO2·NOx排出削減

CO2 排出削減については、平成 27 年度時点で対平成 16 年度比の CO2 排 出削減率は 18%が目標値であるところ 11%であり、また、NOX については、 新造船につて 22%の削減が目標値であるところ、対平成 22 年度比で 22% 削減の目標を達成している。

② 老齡内航船舶比率

対平成 9 年度比 115%(4,050 隻)程度以下に維持することが目標値であるところ、平成27年度においては、106.3%(3,718 隻)となり目標を達成している。

内航海運分野については、安定的な輸送確保のため老朽船の代替が一層必要となっており、また、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められており、この実現に向けた施策が必要となっていることから、今般、新たな達成目標を設定することとした。

〇租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することにより、内航海運の安全かつ効率的な輸送サー

ビスの確保及び省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進が図られている。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、

- ① 中小規模の事業者の多い内航海運業においては、船舶更新の際に必要なキャッシュフローを確保できず、老朽化した船舶の更新を円滑に行うことができなくなり、安定的な輸送サービスの提供の確保ができなくなる。
- ② 高い環境性能を有する船舶への転換の妨げになり政策目標が達成できない。

《税収減を是認するような効果の有無》

(外航)

本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。

本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図ることで、日本商船隊の輸送比率の目標値である約10%の維持が可能となる。また、NOx削減率についても、新造船について目標値である約22%削減の実現に寄与していることからも、税収額を是認する効果が認められる。

(内航)

内航海運は我が国の国民生活や経済活動を支えている基幹的輸送インフラであり、離島航路を始めとする地域社会におけるライフラインとしても極めて重要な役割を担っている。このため、安定的な輸送サービスを確保することが重要であり、かつ、環境負荷低減にも促進する必要があるため、老朽船を新しく環境性能にや安全性の高い船舶に計画的・安定的に代替していく必要がある。

本租税特別措置は多額の資金を要する船舶の建造において、譲渡船舶の売却 益を活用した安定的な代替船舶の確保を可能とするものであり、上記政策目的の 達成のための手段として有効である。

加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。

上記の理由から、本税制特例措置については、税収額を是認する効果が認められる。

10 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき

妥当性等

(外航)

本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、船舶取得のための 資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽 船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進する という制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の 緩延であるため国庫負担も小さく、必要長小限の措置として妥当性を有する。

なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※に抵触するおそれがあることからも、本租税特別措置による支援が妥当である。

※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない

(内航)

本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交 付するよりも最終的な国庫負担は小さく、必要最低限の措置として妥当性を 有する。

また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対 象設備が限定され、内航海運全体への投資促進効果が小さくなること、単年 度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応 できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えないため、 本租税特別措置による支援が妥当である。

② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担

外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されてお り、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の 国際競争力の強化を図っている。

これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員 法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特 別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等によ り、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされてお り、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。

- ・船舶特別償却制度・買換特例制度:外航海運事業者の再投資の促進
- ・国際船舶の固定資産税軽減措置:外航海運事業者の船舶保有コストの低減
- ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:外航海運事業者の船舶取得時の負担 低減

なお、規制、補助金等はない。

(内航)

内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されてお り、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低 減を図っている。

まず、税制特例措置については、船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高 い先進的な船舶の建造や船隊の拡充、中小企業投資促進税制は中小零細事業 者の船舶取得を支援、本租税特別措置は、輸送の安定性・効率性の低下リスクが 高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計 画的に代替することを目的としており、明確な役割分担がなされている。

また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷 低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建 造に必要な低利・長期資金を供給している。

更に、環境負荷低減に資する船舶に係る予算上の支援措置として以下のも のを要求予定である。

- ・船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助(平成29年度概算要求:5,200百 万円の内数)
- ・海上輸送機器の運行時における実燃費改善実証事業 (平成 29 年度概算要 求:6,250百万円の内数)

			地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない
11	有識者の	有識者の見解		_
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			平成 26 年 8 月 (H26 国交 31)

実用数策及び減収額の管守規拠(内轄)

〇平成28年度	区分	数值	出典·計算式等	備考
適用数(隻)	新造船	13	(新造見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1× 14.51% ※2 ≒ 13隻	※1:過去3年間の新造船隻数の平均 ※2:過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均
E/TIXX (3L/	中古船	1		過去3年間の税制利用隻数の平均
適用額(百万円)	新造船	1,430	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 13隻 ≒ 1,430百万円	- 過去3年間の平均値
超用級(日ガロ)	中古船	66	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	2世女3年间の子が屋
減収額(百万円)	新造船	335	(適用額) (法人税) (減収額) 1.430百万円 × 23.4% ≒ 335百万円	
成权 创(日刀口)	中古船	15	(適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.4% ≒ 15百万円	
〇平成29年度		•		
	区分	数值	出典・計算式等 (新造見込隻数) (税制利用率) (適用数)	備考
適用数(隻)	新造船	13	(新垣兄込を数) (松前利用牛) (週用数) 91隻※1× 14.51%※2 ≒ 13隻	※1:過去3年間の新造船隻数の平均 ※2:過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均
~// ×/ ×/	中古船	1		過去3年間の税制利用隻数の平均
適用額(百万円)	新造船	1,430	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 13隻 ≒ 1,430百万円	- 過去3年間の平均値
超/加酸(自2011)	中古船	66	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	芝瓜の中間の下の屋
減収額(百万円)	新造船	335	1, 4000,311 20. 470 0000,311	
病状態(日刀口)	中古船	15	(適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.4% ≒ 15百万円	
〇平成30年度				
	区分	数值	出典·計算式等	備考
適用数(隻)	新造船	15	(新造見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1× 14.51%※2 ≒ 13隻+2隻※3	※1:過去3年間の新造船隻数の平均 ※2:過去3年間の新造船に占める税制利用率の平均 ※3:予算上の支援措置等を見込んだ投資拡大分
	中古船	1		過去3年間の税制利用隻数の平均
適用額(百万円)	新造船	1,650	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 15隻 ≒ 1,650百万円	- 過去3年間の平均値
超州號(日2月17	中古船	66	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	芝瓜の中間の下の屋
減収額(百万円)	新造船	383	(適用額) (法人税) (減収額) 1,650百万円× 23.2% ≒ 383百万円	
84-Actin (12 27 1 7)	中古船	15	(適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.2% ≒ 15百万円	
〇平成31年度				Ht tv
	区分	数值	出典・計算式等	備考 ※1:過去3年間の新造船隻数の平均
適用数(隻)	新造船	17	(新造見込隻数) (税制利用率) (適用数) 91隻※1× 14.51%※2 ≒ 13隻+4隻※3	※2:過去3年間の新造船に占める税制利用率の平± ※3:予算上の支援措置等を見込んだ投資拡大分
	中古船	1		過去3年間の税制利用隻数の平均
適用額(百万円)	新造船	1,870	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 110百万円※1 × 17隻 ≒ 1,870百万円	過去3年間の平均値
~	中古船	66	(1件当たりの圧縮実施額) (適用隻数) 66百万円※1 × 1隻 ≒ 66百万円	No. 2017 - 1 177 100
減収額(百万円)	新造船	434	(適用額) (法人税) (減収額) 1,870百万円×23.2% ≒ 434百万円	
	中古船	15	(適用額) (法人税) (減収額) 66百万円 × 23.2% ≒ 15百万円	
	•	•		•

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	□新設 ■拡充 ■延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の目標 (i)我が国商船隊における外航日本船舶をおおむね450隻とすることを目標とし、5年間(平成25年度から29年度まで)でおおむね265隻とする、ii)外交日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間(平成25年度から29年度まで)でおおむね450隻とし、これを平成29年度まで維持する)から新たな達成目標(我が国商船隊における日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を5年間(平成30年度以降)で415隻とする)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。
- ② 達成目標について、「5年間(平成30年度以降)で415隻とする」と説明されているが、何年度までに何隻を目指しているかが具体的に明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

①② 我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化により、安定的な国際海上輸送の確保の重要性が一層顕在化しており、最終的な目標である日本船舶によって経済安全保障の確立に必要な450隻を確保するというものに変わりはない。

一方で、対外船舶運航事業者は、現下の歴史的な国際海運市況の低迷の影響により 船隊規模を縮小せざるを得ない状況にあり、日本船舶及びこれを補完する現行の準日 本船舶のみで、450 隻を早期に確保していくことは困難な状況にある。

このため、準日本船舶の対象を拡充することで、経済安全保障に必要な 450 隻を早期に確保するため、平成 30 年度以降 5 年間で 415 隻を目指すとしたものである。

なお、本租税措置は、平成29年度で適用期限を迎える予定であり、継続事業者と新規認定事業者との間で適用開始年度に差異があることから、平成30年度以降の適用開始より5年間での目標を設定しているものである。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の適用額が把握されていない。
- ② 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書本文に記載し、対応済み
- ② 租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、日本船舶・準日本船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において「日本船舶・船員確保計画」に基づき、適用状況の把握を行っている。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数が想定外に特定の者に偏っていないことについて、「本租税特別措置は、

「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者のみが適用可能であり、想定外に特定の者に偏っているとはいえない」と説明されているが、計画の認定を受けた事業者が8社であることが、想定外に特定の者に偏っているとはいえないとする理由について説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

認定事業者8社以外にも日本船舶を保有している対外船舶運航事業者は少数存在しているものの、大部分は8社による保有となっており、トン数標準税制導入の効果により日本商船隊における日本船舶数増加に貢献しているものと考えている。

なお、準日本船舶については認定事業者以外に保有している者はいない。 上記のことから、想定外に特定の者に偏っているとはいえない。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

印来の適用額が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

別紙参照

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 評価書本文に記載し、対応済み
- ② ②の補足説明欄に記載し、対応済み

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の減収額(平成28年度及び29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税)が予測されていない。
- ③ 将来の減収額について、「制度拡充によるH30年度以降5年間の平均減税額:1,260百万円」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ④ 将来の減収額について、「制度拡充によるH30年度以降5年間の平均減税額:1,260百万円」と説明されているが、制度拡充分を含めた本租税特別措置全体の減収額が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

①~④ 別紙参照

【点検結果】

①~④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の効果について、平成27年度における日本船舶201隻、準日本船舶55隻等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

トン数標準税制は、対外船舶運航事業者が「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通 大臣の認定を受けた場合にみなし利益課税の選択が可能となる制度となっており、各認定事業 者には、認定計画に沿って日本船舶を確保することを義務付けている。

これにより、9. ③に示したとおり、トン数標準税制導入前には減少傾向にあった日本商船隊における日本船舶が、H21年度よりトン数標準税制を導入したことにより増加が図られており、本租税特別措置の直接的な効果が把握されているものと認識している。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果 (平成31年度) が予測されていない。

② 将来の効果について、平成34年度における日本船舶279隻、準日本船舶136隻等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- 別紙参照
- ② 将来の隻数については、認定事業者に対するアンケート調査等に基づき集計したものであり、経済情勢等を勘案し計上したものであるものの、現下の歴史的な国際海運市況の低迷の影響により船隊規模を縮小せざるを得ず、歴史的な海運不況時にも持続可能となる仕組みを検討する予定であることから、将来の予測は困難な状況にある。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

9 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額 及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

⑤及び⑦にて対応済み

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

① 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

⑥及び⑧にて対応済み

【点検結果】

① 点検項目®将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目®将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目 \mathbb{T} 、 \mathbb{S} 、 \mathbb{S} \mathbb

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	12 170 1 7777 17 1							
1 政策評価の	7 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置						
祖棁特別措	計置等の名称 (トン数標準	税制)の拡充及び延長						
2 対象税目	(法人税:義)(国税 20)						
	(法人住民和	说、法人事業税:義)(地方税 8)						
	【新設·拡充	·延長】						
3 租税特別措	措置等の内容 《内容》							
	一定の要件標について、	自について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する を満たした船舶にまで対象を拡充するほか、日本船舶の確保の目 現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶 ることができる柔軟な仕組みを導入する。						
	【特例措置 <i>0</i>	0内容】						
	対外船舶 臣の認定を 択が可能。	対外船舶運航事業者が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通 の認定を受けた場合、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の						
	② 準日2	本船舶(対外船舶運航事業者が海外子会社を通じて実質的に保有 する一定の要件を満たした船舶)						
	準日本船	舶のみなし利益水準(100 純トン当たり)は、日本船舶の 1.5 倍。						
	《関係条項》							
	租税特別	措置法第59条の2、第68条の62の2						
		措置法施行令第 35 条の2、第 39 条の 89 の2						
		措置法施行規則第 21 条の 17、第 22 条の 60						
		法第 34 条~第 39 条の7						
	海上運送	法施行党 法施行規則第 30 条~第 42 条の7						
		法施行規則第30 宋~第42 宋の7 法第35 条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関						
		第1条~第13条						
	平成 25 年	E度に特定認定事業者が海上運送法第35条第1項又は第4項の						
	第 3 項第	3日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条3号の期間及び同項第5号の日本船舶の隻数の増加の割合を定第1条〜第2条						
4 担当部局	海事局外航	課						
5 評価実施時	芽期及び分析 評価実施時	期:平成 28 年 8 月						
対象期間		間:平成 25 年度~平成 31 年度						
6 租税特別措 年度及び改		E 日本船舶についてトン数標準税制(5年間)を創設。 度 拡充要望(平成 24 年度税制大綱にて「日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成 25 年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適						
		用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定						

				· = 14 + ·	#41.4	ᆈᄅᆥᄼᅕ	61-44-4-	+71	المساحدات	`		
					両たした。				とされた と拡充。	:。)		
7	適用期間	1	5 年間(平成 30 4	年度以降	の適用)						
8	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》									
	等	及びその 根拠	ついて、日本の 満たした船舶に える日本商船隊	我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化を踏まえ、準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充することにより、我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊による安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。								
			・交通政策審議 的な国際海上	《政策目的の根拠》 ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月「安定 的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」において、 経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は450隻とされた。								
			「日本籍船及び業者に対し、ト	・海洋基本計画抜粋(平成 25 年 4 月 26 日閣議決定) 「日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外国海運事 業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完 する準日本船舶合わせて 450 隻体制の早期確立を図る。」								
		② 政策体系	政策目標:6	国際競争	力、観き	比交流、	広域・地:	域間連携	等の確	保·強化		
		における 政策目的 の位置付 け	施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進 との振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標:71 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に る達成率									
		③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等 経済安全保障の 準日本船舶の台標とする。	D早期確 計隻数	立の観点を5年間	気から、3 引(平成:	践が国商 30 年度り	以降)で4	115 隻と			
			達成目標を実現標準税制の適用	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 達成目標を実現することで、平成 25 年 4 月の海洋基本計画における「トン数 標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合 わせて 450 隻体制の早期確立」に寄与する。								
9	有効性	① 適用数等	【適用数·適用額]		(適用	数単位:	隻、適用	額単位:	百万円)		
	等		年度 区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
			日本船舶 適用数 適用額	166 48,621	182 73,772	201 62,010	211 27,173	248 31,938	254 55,661	260 57,036		
			準日本船舶 適用数 適用額	27 2,120	40 7,467	55 8,137	77 3,241	86 3,620	96 19,770	106 21,943		
			合 計	2,120	1,401	0,137	3,241	3,020	19,770	21,943		
			適用数	193	222	256	288	334	350	366		

適用額	50,737	81,239	70,147	30,414	35,558	75,431	78,979	
※ H25~29 年月	度の適用	ハては、	認定事業	者 8 社	へのアン	ケ		
一ト調査結果を採用。								

- ※ H30,31 年度の適用数については、認定事業者8社へのアンケート調査結果を採用。適用額については、当該調査結果に基づき算定される日本船舶等の1隻あたりの平均損金算入額を乗じて算出。
- ※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。
- ・適用数について、現行計画開始時点(平成25年度末)の166隻からH27年度までに201隻まで増加させており、概ね計画通り確保している。H29年度には248隻の日本船舶を確保する計画であり、前回の本租税特別措置に関する政策評価で目標としていた265隻と比べても、適用数が想定外に僅少とはいえない。
- ・しかしながら、現下の歴史的海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、H29年度末で86隻に留まる見込みであり、平成29年度末の日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は、334隻になる見込みである。
- ・適用者数は各年度8社であるが、本租税特別措置は、「日本船舶・船員確保 計画」の認定を受けた事業者のみが適用可能であり、想定外に特定の者に 偏っているとはいえない。

② 減収額

〇法人税

額 (単位:百万円)

(水水銀) (羊田.日.									
年度	H25	H26	H27	H28	H29				
区分									
日本船舶	10,503	15,516	5,802	6,358	7,473				
準日本船舶	453	1,786	115	758	847				
合 計	10,956	17,302	5,917	7,117	8,321				

- ※ 平成 25~27 年度の減収額については、本特例措置の適用を勘案する前 の所得に法人税率を乗じた税額と、本特例措置の適用を勘案した後の所 得に法人税率を乗じた税額の差額を記入。所得の金額、トン数標準税制 の適用に係る損金算入額等については、認定事業者 8 社へのアンケート 調査結果を採用。
- ※ 平成 28~29 年度の減収額については、本特例措置の適用額(9.①)に法 人税率を乗じて算出。
- ※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。

(本租税特別措置全体の減収見込額)

17,886 百万円

(制度拡充による減収見込額)

制度拡充による H30 年度以降 5 年間の平均減税額: 1,260 百万円

※ 算出方法については別紙参照。

〇地方住民税

(減収額)

(単位:百万円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
区分					
日本船舶	1,817	2,684	748	820	964
準日本船舶	78	309	15	98	109

*	平成25~27年度の減収額については、法人税の場合と同様、本特例措置
	の適用を勘案する前の所得に基づき計算される税額と、本特例措置の適
	用を勘案した後の所得に基づき計算される税額の差額を記入。所得の金
	額、トン数標準税制の適用に係る損金算入額等については、認定事業者8

763

918

1,073

2,993

※ 平成 28~29 年度の減収額については、本特例措置の適用額(9.①)に基づき管出

※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。

1.895

(本租税特別措置全体の減収見込額)

社へのアンケート調査結果を採用。

2,307 百万円

合計

(制度拡充による減収見込額)

制度拡充による H30 年度以降 5 年間の平均減税額: 163 百万円

※ 算出方法については別紙参照

〇地方事業税

(減収額)

(単位:百万円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
区分					
日本船舶	613	893	254	978	1,150
準日本船舶	26	103	5	117	130
合計	640	995	259	1,095	1,280

- ※ 平成25~27年度の減収額については、法人税の場合と同様、本特例措置 の適用を勘案する前の所得に基づき計算される税額と、本特例措置の適 用を勘案した後の所得に基づき計算される税額の差額を記入。所得の金 額、トン数標準税制の適用に係る損金算入額等については、認定事業者8 社へのアンケート調査結果を採用。
- ※ 平成 28~29 年度の減収額については、本特例措置の適用額(9.①)に基づき質出。
- ※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。

(本租税特別措置全体の減収見込額)

605 百万円

(制度拡充による減収見込額)

制度拡充による H30 年度以降 5 年間の平均減税額: 42 百万円

※ 算出方法については別紙参照

減是認効

③ 効果・税収 《効果》

日標の宝現状況

(単位·隻

○ 「									
年度	H25	H26	H27	H28	H29	_	H34		
区分									
日本船舶	166	182	201	211	248	_	279		
準日本船舶	27	40	55	77	86	_	136		
合 計	193	222	256	288	334	_	415		

- ※ 各認定事業者(8社)の「日本船舶・船員確保計画」に基づき算出
- ※ H28,29 年度については「日本船舶・船員確保計画」における計画値
- ※ H34 年度については目標値

〇所期の目標の達成状況 ・認定事業者について、日本船舶を現行計画開始時点(平成25年度末)の 166 隻から H27 年度末までに 201 隻まで増加させており、概ね計画通り確保 している。H29 年度末には 248 隻の日本船舶を確保する見込みであることか ら、概ね目標を達成する見込みである。 ・一方で、現下の歴史的海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事 業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、 H29 年度末で86 隻に留まる見込みであり、経済安全保障確立のための450 隻早期確保の道筋をつける必要がある。 〇租税特別措置等による直接的な効果 【日本商船隊における日本船舶数】 (単位:隻) H6 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 22 23 24 25 26 27 トン数標準税制導入前 トン数標準税制導入後 280 99 95 95 92 98 107 119 136 150 159 184 197 ※ 海事局外航課調べ ※ 各年6月末時点 ・本租税特別措置導入以前における日本商船隊における日本船舶は減少傾 向にあったが、本租税特別措置を導入後(H21年4月1日から)には増加傾向 に転じていることから、本租税特別措置を講じたことにより、日本商船隊にお ける日本船舶の増加が図られているものといえる。 ・仮に本租税特別措置の拡充が認められなかった場合には、日本船舶増加及 び日本船舶を補完するものとしての準日本船舶による経済安全保障の早期 確立を妨げることになる。 《税収減を是認するような効果の有無》 (外航) 上記9. のとおり、本租税特別措置により、認定事業者について、日本船舶 を現行計画開始時点(平成 25 年度末)の 166 隻から H27 年度末までに 201 隻 まで増加させており、概ね計画通り確保している。H29年度末には 248 隻の日 本船舶を確保する見込みであることから、概ね目標を達成する見込みである。 また、本租税特別措置を導入したことにより、日本商船隊における日本船舶 の増加が図られていることからも、政策目標の達成に向けて一定程度の効果 が確認されていることから、税収額を是認する効果が認められる。 一方で、現下の歴史的海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事 業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、H29 年度末で86隻に留まる見込みであり、経済安全保障確立のための450隻早期 確保の道筋をつける必要がある。 10 相当性 ① 租税特別 (外航) 措置等に 本租税特別措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとっ よるべき て、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行う ことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥 妥当性等 当性を有する。 なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民 待遇※に抵触するおそれがあることからも、本租税特別措置による支援が妥当

である。

		※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待 遇よりも不利でない待遇を与えなければならない
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	本要望は、対外船舶運航事業者に対する租税特別措置であるトン数標準税制を拡充するものである。 なお、規制、補助金等はない。
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本租税特別措置により、日本船舶及び準日本船舶増加のペースアップがなされることは、直接的には対外船舶運航事業者による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に向けて協力することは相当である。
11 有識者の見解		_
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (H25 国交 25)

【対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充(国税)】

(1)トン数標準税制における適用隻数の見込(期中平均)

(単位:隻)

					(甲12) ()
年度	30	31	32	33	34
日本船舶	251	257	264	270	276
準日本船舶 (現行)	86	86	86	86	86
準日本船舶 (拡充)	5	15	25	35	45

(2) 1隻あたりの損金算入額の見込

(単位:百万円)

			(十世:ロババ
	①1隻あたりの 所得(※)	②1隻あたりの みなし利益(※)	③1隻あたりの損金算入額 (=②-①)
日本船舶	230	9	▲ 222
準日本船舶 (現行)	同上	13	▲ 217
準日本船舶 (拡充)	同上	同上	同上

[※] 平成21年度~27年度(実績)及び28年度(見込)における日本船舶及び準日本船舶に係る所得及び 稼働延ベトン数に基づき算定

(3)トン数標準税制における減収額の見込

1. 拡充分

(単位·百万円

					-	(<u> </u>
	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 1,086	▲ 3,259	▲ 5,432	▲ 7,604	▲ 9,777	▲ 5,432
減収額	▲ 252	▲ 756	▲ 1,260	▲ 1,764	▲ 2,268	▲ 1,260

2. 既存分

(単位:百万円)

						((<u> </u>
		初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額		▲ 74,346	▲ 75,720	▲ 77,095	▲ 78,469	▲ 79,843	▲ 77,095
	日本船舶	▲ 55,661	▲ 57,036	▲ 58,410	▲ 59,785	▲ 61,159	▲ 58,410
	準日本船舶 (現行)	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684	▲ 18,684
減	収額	▲ 17,248	▲ 17,567	▲ 17,886	▲ 18,205	▲ 18,524	▲ 17,886
	日本船舶	▲ 12,913	▲ 13,232	▲ 13,551	▲ 13,870	▲ 14,189	▲ 13,551
	準日本船舶 (現行)	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335	▲ 4,335

[※] 損金算入額は、日本船舶、準日本船舶(現行)及び準日本船舶(拡充)のそれぞれに応じて(1)と(2)を乗じて算定 減収額は損金算入額×法人税率(23.2%)として算定

【対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充(地方税)】

〇トン数標準税制における減収額の見込について(拡充分)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 1,086	▲ 3,259	▲ 5,432	▲ 7,604	▲ 9,777	▲ 5,432
法人税の 減収額	▲ 252	▲ 756	▲ 1,260	▲ 1,764	▲ 2,268	▲ 1,260

1. 法人住民税の減収額

法人住民税の減収額=法人税の減収額×税率(12.9%)

(単位:百万円)

					\ -	- -
	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人住民税の 減収額	▲ 32	▲ 98	▲ 163	▲ 228	▲ 293	▲ 163

初年度減収額: ▲32百万円・・・① 平年度減収額: ▲163百万円・・・(1)

2. 法人事業税(所得割)の減収額

法人事業税(所得割)の減収額=所得の減収額×税率(0.7%)×輸出割合(21.8%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人事業税の 減収額	▲ 2	▲ 5	▲ 8	▲ 12	▲ 15	▲ 8

初年度減収額: ▲2百万円···② 平年度減収額: ▲8百万円···(2)

3. 地方法人特別税の減収額

法人事業税(所得割)の減収額×税率(414.2%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
地方法人特別税 の減収額	A 7	▲ 21	▲ 34	▲ 48	▲ 62	▲ 34

初年度減収額: ▲7百万円・・・③ 平年度減収額: ▲34百万円・・・(3)

4. 減収額合計

A. 初年度の減収額=①+②+③

▲32百万円+▲2百万円+▲7百万円=▲41百万円

B. 平年度の減収額=(1)+(2)+(3)

▲163百万円+▲8百万円+▲34百万円=▲205百万円

【対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の 拡充(地方税)】

Oトン数標準税制における減収額の見込について(既存分)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
損金算入額	▲ 74,346	▲ 75,720	▲ 77,095	▲ 78,469	▲ 79,843	▲ 77,095
法人税の 減収額	▲ 17,248	▲ 17,567	▲ 17,886	▲ 18,205	▲ 18,524	▲ 17,886

1. 法人住民税の減収額

法人住民税の減収額=法人税の減収額×税率(12.9%)

(単位:百万円)

					\ -	· · / / - / / /
	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人住民税の 減収額	▲ 2,225	▲ 2,266	▲ 2,307	▲ 2,348	▲ 2,390	▲ 2,307

初年度減収額: ▲2,225百万円···① 平年度減収額: ▲2,307百万円···(1)

2. 法人事業税(所得割)の減収額

法人事業税(所得割)の減収額=所得の減収額×税率(0.7%)×輸出割合(21.8%)

(単位:百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
法人事業税の 減収額	▲ 113	▲ 116	▲ 118	▲ 120		▲ 118

初年度減収額: ▲113百万円···② 平年度減収額: ▲118百万円···(2)

3. 地方法人特別税の減収額

法人事業税(所得割)の減収額×税率(414.2%)

(単位:百万円)

						T - T / 3 3/
	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年平均
地方法人特別税 の減収額	▲ 470	▲ 479	▲ 487	▲ 496	▲ 505	▲ 487

初年度減収額: ▲470百万円・・・③ 平年度減収額: ▲487百万円・・・(3)

4. 減収額合計

A. 初年度の減収額=①+②+③

▲2,225百万円+▲113百万円+▲470百万円=▲2,808百万円

B. 平年度の減収額=(1)+(2)+(3)

▲2,307百万円+▲118百万円+▲487百万円=▲2,912百万円

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名	港湾の整備、 特例措置の延		災対策等に係る作	業船の買換等の場合の課税の
税目	法人税			
区 分	□新設	□拡充	■延長	

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の目標(平成28年度の作業船からのNOX排出量を26年度から1,320t削減)から新たな達成目標(作業船からのNOX排出量を平成29年度から31年度までの3年間で1,320t削減)へ変更する適切な理由が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 当該税制特例の適用数は伸びてきていることもあり、港湾整備等にかかる更なる環境 負荷低減を進めるため、残りの719tではなく、引き続き3年間で1,320t削減すること を目標としている。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補足説明】

_

【点検結果】

なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数 13 隻 (平成 27 年度) は、前回 (平成 25 年度) 評価時の将来推計 50 隻の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 前回要望時(平成25年度)には年間50隻の適用を想定していたところ、各年度の適用件数は、平成26年度9隻、平成27年度13隻、平成28年度20隻(見込)となったが、特に作業船保有企業の90%以上を占める中小企業において、平成26年以降業況の回復が鈍い状況にある中にあっては、平均14隻以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少とは言えないと考えている。

【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【国土交通省の補足説明】

-

【点検結果】

なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

【点検結果】

なし。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の効果(平成26年度及び27年度)について、「NOX144t削減、NOX188t削減」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 事前評価書本文に記載したNOx削減効果は、関係業界団体(7団体)を通じたヒア リングにより把握した特例適用実績を元に算出しているものであり、特例適用外のもの は除外していることから、本措置による直接的な削減効果であるといえる。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接 的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされて いない。

【国土交通省の補足説明】

① 事前評価書本文に記載したNOx削減効果は、関係業界団体 (7団体)を通じたヒア リングにより把握した特例適用見込を元に算出しているものであり、適用見込は本措置 があることを前提に聞いていることから、本措置による直接的な削減効果であるといえ る。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に 分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 本措置により作業船の買換が進み、作業船からの Nox の排出量が削減されるため、減収額に対して効果が上がっており税収減が是認される。なお、本措置によって、作業船の環境負荷の低減が促進されることにより、将来にわたって Nox 排出量が削減される。その効果の継続により、地球環境の保全が図られる。また、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進を図ることが可能となる。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑪ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目®将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国土交通省の補足説明】

① 本措置により作業船の買換が進み、作業船からの NOx の排出量が削減され減収見込額に対して効果が上がるため、税収減が是認される。なお、本措置によって、作業船の環境負荷の低減が促進されることにより、将来にわたって NOx 排出量が削減される。その効果の継続により、地球環境の保全が図られる。また、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進を図ることが可能となる。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

政策評価の対象とした	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課
租税特別措置等の名称	税の特例措置の延長
対象税目	(法人税:義)(国税23)
	【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】
租税特別措置等の内容	《内容》 船齢45年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船(船齢が耐用年数以内であって、海防法の規定による窒素酸化物の放出基準の78/80を満たしている原動機を有するものに限る)を取得した場合、譲渡益の80%圧縮記帳を可能とする特例措置。 《関係条項》・租税特別措置法第37条、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の9・租税特別措置法施行令第25条、第25条の2、第25条の3、第39条の7・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令
担当部局	第 11 条の 7 港湾局技術企画課
: : 評価実施時期及び分析	│ │評価実施時期:平成28年7月 分析対象期間:平成26年度~平成31年度
対象期間	37 M 27 M
租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成 26 年度:創設
適用又は延長期間	3年間(平成 29 年度~31 年度)
必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化が進む作業船の買換を促進することで、港湾整備等にかかる環境負荷の低減を図る。 また、作業船の能力が確保され、円滑な港湾整備等の推進や朽化対策及び防災対策の強化に寄与する。 《政策目的の根拠》 〇港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針 ・港湾の開発及び利用に当たっては、生物多様性や人が豊かな自然と触れ合う場の確保も考慮して、港湾及びその周辺の大気環境に与える影響を計画の策定に際して評価するとともに、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避、低減に努める。 〇日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) ・我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、(中略)、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る(後略)
	和税特別措置等の創設 年度及び改正経緯 適用又は延長期間 必要性 ① 政策目的 等 及びその

				〇国土強靱化アクションプラン 2016 (平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推 進本部決定)
				・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、航路・道路等
				の啓開に必要な体制の整備、(中略)等を、国、地方公共団体、民間事
				業者等が連携して進める。
				〇第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)
				重点施策:大規模災害時における港湾からのアクセスルートを確保
		2	政策体系	政策目標3 地球環境の保全
			における	施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
			政策目的	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
			の位置付	施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、み
			け	なとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
				に包含。
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及びその	港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。
			実現によ	既存作業船の買換により、作業船からの NOx 排出量を平成 29 年度から平
			る寄与	成 31 年度までの 3 年間で 1,320t 削減を目標とする。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換が促進されることにより、
				NOx 排出量が削減されると共に、円滑な港湾整備等の推進に資する。
9	有効性	1	適用数等	平成 26 年度(実績): 9 隻 適用額:576 百万円
	等			平成 27 年度(実績): 13 隻 適用額: 877 百万円
				平成 28 年度(見込): 20 隻 適用見込額: 967 百万円
				平成 29 年度 (見込): 30 隻 適用見込額: 1,795 百万円
				平成 30 年度 (見込): 30 隻 適用見込額: 1,795 百万円
				平成 31 年度(見込): 30 隻 適用見込額: 1,795 百万円
				 ・平成 26~31 年度の実績及び見込は関係団体(7 団体)へのヒアリング
				(平成27年3月、28年6月) による。
				・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数
				値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算さ
				れた数値であるため、用いることは出来ない。
				・適用件数について、前回要望時(平成 25 年度)には年間 50 隻の適用
				を想定し、各年度の適用件数は、平成 26 年度 9 隻、平成 27 年度 13
				隻、平成28年度20隻(見込)となったが、特に作業船保有企業の90%
				以上を占める中小企業において、平成 26 年以降業況の回復が鈍い状況
				にある中にあっては、平均 14 隻以上で推移している上記実績値は必ず
				しも想定外に僅少とは言えず、老朽化した作業船の買換に一定の貢献
				をしていると考えられる。
				・本制度により、港湾整備等にかかる環境負荷の低減を図るとともに、
				円滑な港湾整備等の推進や大規模災害に備えた作業船の能力確保が実
			art il n 安百	現され、広く国民に裨益するため、特定の者への偏りはない。
		(2)	減収額	平成 26 年度(実績): 135 百万円 平成 27 年度(実績): 205 百万円
				平成 27 年度 (美額): 205 日万円 平成 28 年度 (見込): 226 百万円
				平成 28 年度 (見込): 420 百万円 平成 29 年度 (見込): 420 百万円
				平成 29 年度 (見込): 420 日万円 平成 30 年度 (見込): 420 百万円
				平成 30 年度(兒込): 420 百万円
				」※「一戊(兀牟)・74~日月日

・平成26~28年度の減収額の算出根拠は以下の通り。 平成 26 年度 圧縮記帳実施額 576 百万円 × 法人税率 23.4% = 135 百万円 平成 27 年度

圧縮記帳実施額 877 百万円 × 法人税率 23.4% = 205 百万円 平成 28 年度

圧縮記帳実施額 967 百万円 × 法人税率 23.4% = 226 百万円

・平成 29~31 年度の減収額は平成 26~28 年度の減収額の平均から算出。 なお、算出根拠は以下の通り。

平成 26~28 年度の 1 隻あたりの減収見込額

平成 26 年度減収見込額 135 百万円 ÷ 特例適用隻数 9 隻 = 15.0 百万円

平成 27 年度減収見込額 205 百万円 ÷ 特例適用隻数 13 隻 = 15.8 百万円

平成 28 年度減収見込額 226 百万円 ÷ 特例適用隻数 20 隻 = 11.3 百万円

平成 26~28 年度の 1 隻あたりの減収見込額の 3 カ年平均 (15.0百万円 + 15.8百万円 + 11.3百万円) ÷ 3年 = 14.0 百万円

適用見込が30隻のため

14.0 百万円 × 30 隻 = 420 百万円

減是認効

③ 効果・税収 《効果》

買換特例制度によって、初期負担を軽減し、排出規制が実施される前に建造 された作業船の買換を促進することにより、港湾整備等に係る環境負荷の低 減が促進される。

<達成目標の実現状況>

平成 26 年度 (実績): N0x144t 削減 平成 27 年度 (実績): N0x188t 削減 平成 28 年度 (見込): N0x269t 削減 平成 29~31 年度 (見込): N0x1, 320t 削減

- ・平成 26~28 年度の実績及び見込は関係団体(7団体)へのヒアリング (平成27年3月、平成28年6月)による。
- ・平成 29~31 年度の削減見込量は、平成 26~28 年度の適用隻数、排出 削減量等を踏まえたものである。
- ・平成 26~28 年度の NOx 排出削減量の合計は 601t であり、所期の目標 である NOx 排出削減量 1,320t を達成することはできなかったが、適用数 は着実に伸びており、平成 29~31 年度については、引き続き NOx 排出削 減量 1,320t を目標とする。

<本制度の延長が認められなかった場合>

事業者の経営状況が厳しさを増す中で、作業船買換のための資金調達が困 難となっており、課税の特例措置がなされなかった場合は、作業船の買換が 促進されない。このため、省エネ化、NOx 排出量の削減を促進することができ ず、また、円滑な港湾整備等の推進に支障を来す事となる。

	!	《税収減を是認するような効果の有無》
		本措置により作業船の買換が進み、作業船からの NOx の排出量が削減され
		るため、減収額に対して効果が上がっており税収減が是認される。なお、
		本措置によって、作業船の環境負荷の低減が促進されることにより、将来にわ
		たって NOx 排出量が削減される。その効果の継続により、地球環境の保全が
		図られる。また、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等
		の推進を図ることが可能となる。
10 相	当性 ① 租税特別	本和税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交
10 10	措置等に	付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建設業等を営んでいれば利
	よるべき	用できる制度であり、事業者が広く利用できる制度であることから、妥当性を
	妥当性等	有する。
	②他の支援	○国庫補助
	措置や義	(一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)を経由したエネルギー使用合理
	務付け等	化支援事業者支援事業(エネ庁))
	との役割	亿文版手术行文版手术(工作)] //
	分担	上記の予算上の措置の対象は、先端的な省エネルギー設備(市場に普及し
	77.15	きっておらず、導入に当たって一定のリスクがあり、一定の費用回収期間が必
		要なもの)の導入であって、技術の先端性等が認められる一部の設備に限っ
		て補助されるものである。
		一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の
		買換等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、広く一般的に
		活用できる制度である。
		○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」による NOx 排出規制
		上記の規制は必要最低限の排出規制であるが、本税制は更なる環境負荷
		の低減の推進を図るための施策であり、目的を異にするものである。
	③ 地方公共	地方税に関係しない。
	団体が協	
	力する相	
	当性	
11 有	識者の見解	-
12 前回の事前評価又は事		平成25年8月(国交 34)
後	評価の実施時期	

点検結果表

(行政機関名:国土交通省)

制度名		航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長			
	税目	法人税、所得税			
	区 分	□新設 □拡充 ■延長			

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(i)飛行場周辺に残存する移転対象約1,140件の移転をできる限り促進する (特定飛行場)、ii)成田国際空港周辺に残存する移転対象約260件の移転をできる限り 促進する(成田国際空港))について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その 適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 騒防法及び特騒法に基づく移転補償事業は、騒音被害を受けている航空機騒音障害区域内の住民の移転申請に基づき実施するものであり、土地収用制度と違い、住民に移転を強制する制度ではないことに加え、事前評価書に記載のとおり移転申請者の事情等により移転の遅れや申請の取り下げ等もあることから、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数及び適用額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の適用数及び適用額について、「平成 26 年度は「租税特別措置の適用実態調査の 結果に関する報告書」により公表されている実績の一部。平成 25 年度及び平成 27 年度 以降はヒアリング調査等による推計」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数 値、計算式及びその根拠)が明らかにされていない。
- ③ 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 「適用実績の算出根拠」で説明しているが、適用税目は同資料から法人税のみであり、 所得税についてはヒアリング調査等により事業性のある個人の移転対象者の適用の実績 けない

※ヒアリング調査とは、移転補償事業により買取り証明書の発行を受けた個人及び法人の全ての者、並びに移転交渉中の者に対して本特例措置の利用状況と利用見込みについて聞き取りをしたものである。

- ② 上記①の補足説明のとおりであるが、ヒアリング調査等の結果については、平成25年度については過去の移転対象者への聞き取りにより適用数1件を、平成26年度については租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書により4件を確認している。
- ③ 平成25年度の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書については、騒防 法及び特騒法の移転補償事業以外の事業に基づく適用実績も含まれていること、平成2 7年度については同報告書が公表されていないため、ヒアリング調査等により確認して いる。

【点検結果】

①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数 (i)4件(特定飛行場)、ii)0件(成田国際空港))(平成26年度)は、前回(平成25年度)評価時の将来推計(i)約25件、ii)約20件)の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 前回の事前評価書に記載した適用数は、個人及び法人の移転補償事業に係る買取り証明書の発行件数を基礎として見込んでいるものであったが、これらの者には本特例措置の適用対象ではない者(事業性のない移転対象者)も含まれていたことから、事業性を有する者のうち法人に限ると、特定飛行場の平成25年度から平成27年度の移転補償件数101件中、法人の移転は6件であり、法人の移転割合は約6%に相当している。

したがって、前回の事前評価書の平成25年度から平成27年度の特定飛行場及び成田国際空港の移転見込み件数135件に対する法人の移転割合の約6%は8件となるため、これに対して5件の適用があったので想定外に僅少ではない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。
- ② 将来の適用数及び適用額について、「平成27年度以降はヒアリング調査等による推計」 と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値、計算式及びその根拠)が明らかに されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 「適用見込みの算出根拠」で説明しているが、移転補償事業による適用数等の見込みについては、移転交渉者へのヒアリング調査の結果等及び租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から法人税のみを記載し、ヒアリング調査により本特例措置を適用したと回答した個人の移転対象者がいなかったため、これを踏まえ所得税については記載していない。
- ② 移転交渉者の適用見込みを把握することで平成28年度は2件を見込み、平成29年度以降にあっては、各年度の移転補償事業の対象としている法人と過去の適用状況(法人の移転件数4件に対して、平成26年度の適用数4件)、及びヒアリング調査を参考に適用見込みを算出している。

【点檢結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されて いない。

【国土交通省の補足説明】

① 「適用実績の算出根拠」で説明しているが、同資料では「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出)」を記載するとともに、ヒアリング調査等の結果に基づき記載している。なお、所得税についてはヒアリング調査により事業性のある個人の移転対象者の適用の実績はない。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 事前評価書に記載のとおり、法人税については「※減収額は各年度の法人税率(各年度の税率記載は省略)により推計。」と記載し、所得税についてはヒアリング調査を踏まえ適用の実績がないため記載していない。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の効果(平成25年度から27年度まで)が年度ごとに把握されていない。
- ② 過去の効果について、「平成25年度から平成27年度において、特定飛行場で契約件数101件、成田国際空港で契約件数31件の移転を実施」と説明されているが、算定根拠(算定に用いた数値及びその根拠)が明らかにされていない。
- ③ 過去の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ④ 達成目標に対する効果の寄与について、「平成25年度から平成27年度において、特定 飛行場で契約件数101件、成田国際空港で契約件数31件の移転を実施」と説明されてい るが、平成25年度から27年度までの移転件数132件に対して、本特例措置の適用数は5 件であり、移転補償事業に占める本特例措置の利用者の割合は小さく、本特例措置によ って達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国十交诵省の補足説明】

①・② 過去の効果(平成25年度から27年度まで)年度ごとの把握、及び「平成25年度から平成27年度において、特定飛行場で契約件数101件、成田国際空港で契約件数31件の移転を実施」についての移転補償事業の契約件数に係る各年度の実績は以下のとおりである。

ш	/ 40/00/0				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合計
	特定飛行場	42	40	19	101
	成田国際空港	13	6	12	31

- ③ 本特例措置は、騒防法及び特騒法に基づき航空機騒音障害区域の住民が移転補償事業により移転をする際の当該補償金について課税を繰り延べることにより、負担を一時的に軽減することで住民が移転をためらうことを除去し、移転補償事業の効果の減殺をさせることなく、対象者の移転の促進を図るものであり、本特例措置の適用実績が達成目標に対する直接的な効果である。
- ④ 移転補償事業には、事業性がある個人及び法人の移転対象者のみならず、事業性のない移転対象者が多数含まれているが、法人については、③僅少・偏りの状況に記載したとおり、利用者の割合が小さいとは言えない。なお達成目標については、①達成目標に記載したとおり定量的に示すことは困難であるものの、移転補償事業の効果を減殺させない本特例措置の適用実績が達成目標に対する直接的な効果である。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 達成目標については、①達成目標に記載したとおり定量的に示すことは困難であるものの、平成25年度から平成27年度において、特定飛行場で契約件数101件、成田国際空港で契約件数31件の移転を実施しており、④将来の適用数等の適用の見込みにより達成目標に対する将来の直接的な効果を示している。

また、本特例措置は移転の際の税負担を一時的に軽減し、住民の移転を促進することで、移転した住民の航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題の解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展を図るものであり、これにより達成目標に対して直接的な効果を有している。

【点検結果

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果について、将来の適用数等が直接的な効果と説明されており、本特例措置の適用を受ける全ての移転対象者が本特例措置を理由に移転を決めるとする根拠が明らかにされておらず、また、達成目標(i)飛行場周辺に残存する移転対象約1,140件の移転をできる限り促進する(特定飛行場)、i)成田国際空港周辺に残存する移転対象約260件の移転をできる限り促進する(成田国際空港)に対する効果の寄与の割合(19件/1,140件(特定飛行場)、3件/260件(成田国際空港)(平成28年度から31年度までの合計)は、1割以下であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額 及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国十交诵省の補足説明】

① 減収額は、特定飛行場については平成25年度(32百万円)、平成26年度(130百万円)、平成27年度(一百万円)であり、成田国際空港は平成25年度(一百万円)、平成26年度(一百万円)、平成27年度(一百万円)である。

一方、本特例措置により、移転の際の税負担を一時的に軽減し、特定飛行場で契約件数 101 件、成田国際空港で契約件数 31 件の移転を実施している。このことにより移転した住民の航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題の解消により空港の周辺地域との調和ある発展が図られている。

【点検結果】

① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。

【国十交诵省の補足説明】

① 将来の減収額は、特定飛行場については平成28年度(59百万円)、平成29年度(89百万円)、平成30年度(266百万円)、平成31年度(147百万円)、であり、成田国際空港は平成28年度(一百万円)、平成29年度(29百万円)、平成30年度(29百万円)、平成31年度(29百万円)である。

一方、達成目標については、①達成目標に記載したとおり定量的に示すことは困難であるものの、「適用見込みの算出根拠」により、今後の移転見込み等を把握しているところであり、⑧将来の効果に記載したとおり、本特例措置の適用実績が達成目標に対する直接的な効果である。

なお、本特例措置は移転の際の税負担を一時的に軽減し、住民の移転を促進することで、移転した住民の航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題の解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展を図るものである。

【点検結果】

① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目①、③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

-476- 【国交19】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	-! ht == 1=					
1		iの対象とした	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延			
	租税特別措置等の名称		Ę.			
2	対象税目		(法人税:義、所得税:外)(国税 26)			
			【新設·拡充·延長]		
3	租税特別]措置等の内容	《内容》			
			個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(以下「特騒法」という。)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合の、譲渡所得の課税の特例措置			
			《関係条項》			
			税特別措置法	第37条	第3号イ・ロ、第37	7条の4、
				第65条	:の7第3号イ・ロ、領	第65条の8、
				第65条	の9、第68条の79	9、第68条の80
4	担当部局		航空局航空ネット	ワーク部 首都圏3	空港課、環境・地域	振興課
5	評価実施時期及び分析 対象期間		評価実施時期:平	成28年8月 分	析対象期間:平成2	26年度~平成30年度
6	租税特別措置等の創設		昭和 44 年度	創設(6年間)	平成 8 年度	5 年間延長
	年度及び	改正経緯	昭和 50 年度	5 年間延長	平成 13 年度	5 年間延長
			昭和 55 年度	5 年間延長	平成 18 年度	5 年間延長
			昭和 60 年度	5 年間延長	平成 23 年度	3 年間延長
			平成元年度	1年間延長	平成 26 年度	3 年間延長
			平成3年度	5 年間延長		
7	適用又は	延長期間 ———————	3年間			
8	必要性	① 政策目的	* **********************************	により実現しようと		
	等	及びその				地区(特騒法)の住民
		根拠				及び福祉の向上を目指
			し、周辺地域との記	調和ある発展を図	ることを目的とする	•
			 《政策目的の根拠	»		
					防止等に関する法律(昭和42	2年8月1日決建第110号)
			(移転の補償等)			
						区域のうち航空機の騒音によ 或(以下「第二種区域」とい
			う。)に当該指定の関	祭現に所在する建物、3	立木竹その他土地に定	着する物件(以下「建物等」と
						、又は除却するときは、当該 する者に対し、政令で定め
						通常生ずべき損失を補償す
			ることができる。 2 特定飛行場の設置	者け 耐会で定めると	ころにより 第二種反場	に所在する土地の所有者が
			当該土地の買入れ			該土地を買い入れることがで
			きる。 ②特定空期部別的空機器	対策特別措置法(昭和53年	4月20日法律第26号	
			(移転の補償等)			
			第九条 特定空港の記	设置者は、航空機騒音	障害防止特別地区に関	する都市計画が定められた

		び当該建築物と一体として利月 着する物件(以下)建築物等」と 地区以外の地域に移転し、又(る者に対し、予算の範囲内に とができる。 2 特定空港の設置者は、前条第 ろにより、前項の規定による補	止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及 はされている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定 にいう。)の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別 は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有す いて、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償するこ に一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるとこ 魔を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空 在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の ない入れることができる。
	政策体系における政策目的の位置付け		観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 ットワークを強化する」 に包含
	達成目標 及びその 実現によ る寄与	(成田国際空港)	成しようとする目標》 多転対象約 1140 件の移転をできる限り促進する。 存する移転対象約 260 件の移転をできる限り促進
		定の居住者等が受けている手段であるが、強制的にする居住者等からの申請けまた、移転補償の手続きではあるが、補償額に納得り、申請から時間を要する。	の移転は、空港という公共施設を設置するため特 る不利益である騒音による障害を根本的に解決す 移転させる制度ではなく、区域外への移転を希望 -基づき補償を行うものである。 は申請者と丁寧な話し合いにより進めているところ できない、移転先の確保ができない等の事情によ 場合もあり、移転補償の見通しを示すことは困難で く本特例措置の目標達成時期の示すことも同様に
		本特例措置により、移転 促進することにより、移転分 解消され、生活の安定及び	別措置等の達成目標実現による寄与》の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を ににおける当該住民への航空機による騒音障害が る福祉の向上が図られるとともに、空港を運営してい 担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空 発展が図られる。
9 有効性 ① 等	適用数等	【適用数・適用額】 (特定飛行場) 平成 25 年度: 平成 26 年度: 平成 27 年度: 平成 28 年度見通し: 平成 29 年度見込み: 平成 30 年度見込み: 平成 31 年度見込み:	1件(127 百万円) 4件(510 百万円) 0件(一百万円) 2件(255 百万円) 3件(382 百万円) 9件(1,147 百万円) 5件(637 百万円)
		(成田国際空港) 平成 25 年度:	O件(一百万円)

	1	平成 26 年度: O件(一百万円)
		平成 27 年度: 0件(一百万円)
		平成 28 年度見通し: 0件(一百万円)
		平成 29 年度見通し: 1件(127 百万円)
		平成 30 年度見通し: 1件(127 百万円)
		平成 31 年度見通し: 1件(127 百万円)
		17% 01 +1875/2000 1111 (127 E17511)
		※平成 26 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に
		より公表されている実績の一部。平成25年度及び平成27年度以降は、ヒアリング調査等による推計。
		なお、適用数等については、空港周辺における移転は毎年一定の実績があ
		り、前回要望時の所期の想定では適用数は8件程度と予測していたところ、直
		近で5件の適用があり、想定外に僅少ではない。
		また、対象者は元来空港周辺における移転・買取り措置対象者に限定され
		ており、特定の者に偏ったものではない。
		※適用数等の算出根拠は、別紙①適用実績の算出根拠及び別紙②適用見
		込みの算出根拠を参照。
(2 減収額	領【減収額】
		(特定飛行場)
		平成 25 年度: 32 百万円
		平成 26 年度: 130 百万円
		平成 27 年度: 一百万円
		平成 28 年度見通し: 59 百万円
		平成 29 年度見込み: 89 百万円
		平成 30 年度見込み: 266 百万円
		平成 31 年度見込み: 147 百万円
		(成田国際空港)
		平成 25 年度: 一百万円
		平成 26 年度: 一百万円
		平成 27 年度: 一百万円
		平成 28 年度見通し: 一百万円
		平成 29 年度見込み: 29 百万円
		平成 30 年度見込み: 29 百万円
		平成 31 年度見込み: 29 百万円
		※減収額は各年度の法人税率(平成 25 年度・平成 26 年度は 25.5%、平成 27
		年度は 23.9%、平成 28 年度・平成 29 年度は 23.4%、平成 30 年度・平成 31 年
		度は 23.2%) により推計。 ※減収額の算出根拠は、別紙①適用実績の算出根拠及び別紙②適用見込
		※減収額の昇血依拠は、別紙①週用美額の昇血依拠及の別紙②週用見込 みの算出根拠を参照。
(3 効果・	
	減是記	
	果	田国際空港で契約件数 31 件の移転を実施。当該区域に居住していた住民の
		方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展
		に寄与してきている。
		第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)には、未

			だ移転対象となる居住者が残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、引き続き移転を促進する必要がある。 今後、本措置の直接的な効果により移転等が進むと考えられるが、8 ③にて記載した通り、移転補償の具体的な見通し及び件数を示すことは困難である。
			《税収減を是認するような効果の有無》 航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。 このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生するところ。本特例措置は、税負担の一時的な軽減を図るものであり、移転の促進のために非常に効果的であり、減収額と比較して、効果がある。
10	相当性	① 租税特 おるべき よるべき 妥当性	転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等。政策体系
		② 他の支持 措置や 務付け との役割	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		3 地方公: 団体が 力する 当性	m - 1375 John - 131 Jo
11	有識者の	D見解	
12	2 前回の事前評価又は事		事 平成 25 年 8 月 (国交 37)

後評価の実施時期

-478- 【国交19】

別紙①

適用実績の算出根拠

(航空機騒音対策事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長)

【特定飛行場】

- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出)」では、平成26年度の「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)」の適用を受けた件数及び適用額は以下のとおり。
- · 平成 26 年度: (件数) 9件、(適用額) 762 百万円
- ・うち、航空機騒音障害防止法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づくもの:

(件数) 4件、(適用額) 510 百万円

- 上記4件は、平成25年度の移転補償事業による補償金を受けた者(4法人)に対応するものと想定(4 法人が4件を適用)。
- 〇 税制の適用は移転補償による補償金を受けた年度の次年度に行われると想定。

(平成 25 年度)

<適用件数>

- 平成24年度の移転補償事業による補償金を受けた者は1法人。
- 税制の適用件数は、4件×(1法人/4法人)=1件。

<適用額>

- 510 百万円× (1件/4件) =127 百万円
- <見込減税額>
- 平成 25 年度の基本税率は 25.5%であることから、 127 百万円×25.5%=32 百万円

(平成 26 年度)

- <適用件数·適用額>
- 〇 上記のとおり。
- <見込減税額>
- 平成 26 年度の基本税率は 25.5%であることから、 510 百万円×25.5%=130 百万円

別紙②

適用見込みの算出根拠

(航空機騒音対策事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長)

【特定飛行場】

- 〇 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出)」では、平成26年度の「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)」の適用を受けた件数及び適用額は以下のとおり。
- 平成26年度:(件数)9件、(適用額)762百万円
- ・うち、航空機騒音障害防止法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づくもの:

(件数) 4件、(適用額) 510 百万円

- O 上記4件は、平成25年度の移転補償事業による補償金を受けた者(4法人)に対応するものと想定(4 法人が4件を適用)。
- 税制の適用は移転補償による補償金を受けた年度の次年度に行われると想定。

(平成 29 年度)

- ・平成28年度の移転補償予定3法人(福岡)
- ・ 当該法人に関する買取予定数 5件

(平成 30 年度)

- ・平成29年度の移転補償予定9法人(福岡・伊丹)
- ・当該法人に関する買取予定数 16件(福岡:12、伊丹:4)

(平成 31 年度)

- ・平成30年度の移転補償想定5法人(福岡)
- (平成29年度と同法人数の移転があると仮定)
- ・ 当該法人に関する買取想定数 12件

【成田国際空港】

- 〇 成田国際空港株式会社が、法人等ヘヒアリングを行ったもの。
- 税制の適用は移転補償による補償金を受けた年度の次年度に行われると想定。